目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

手数料等の諸経費について

・当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。

・お客様にご負担いただくお申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、実際のお申込み金額、保有期間等に応じて異なる場合があります。

当社における申込手数料は、購入金額（購入口数×１口あたりの購入価額）に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

＜口数指定でご購入する場合（例）＞

申込手数料率 3.0%（税抜）のファンドを購入価額 10,000 円（1 万口あたり）で 100 万口ご購入いただく場合は、

申込手数料（税抜）＝100 万口×10,000 円÷10,000 口×3.0%＝30,000 円

となり、合計 1,030,000 円（税抜）お支払いただくことになります。

＜金額指定でご購入する場合（例）＞

100 万円の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく 100 万円の中から申込手数料（税込）をいただきますので、100 万円全額がファンドの購入金額となるものではありません。

クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

1. 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

2. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。

・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。

・ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

3. 当社の概要

・商号等　：マネックス証券株式会社
　金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 165 号

・本店所在地　：〒107-6025　東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号

・設立　：1999 年 5 月

・資本金　：12,200 百万円

・主な事業　：金融商品取引業

・加入協会　：日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、
　一般社団法人 日本投資顧問業協会

・指定紛争解決機関　：特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター

・連絡先　：ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。
　お客様ダイヤル　：0120-846-365（通話料無料）
　03-6737-1666（携帯電話・PHS・一部 IP 電話）
　ログイン ID と暗証番号をご用意ください。
　当社ウェブサイト　：ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力フォームからお問合せいただけます。

以　上

（平成 29 年 2 月）

KTM_TOUSHIN_1.2

当資料は全ての投資信託の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」に添付しているものです
申込手数料や解約手数料がかからない投資信託につきましては、以下の説明は該当しません。

申込手数料に関するご説明

■投資信託の申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1 年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、申込手数料が 3%（税抜き）の場合

【保有期間】　　【1年あたりのご負担率（税抜き）】

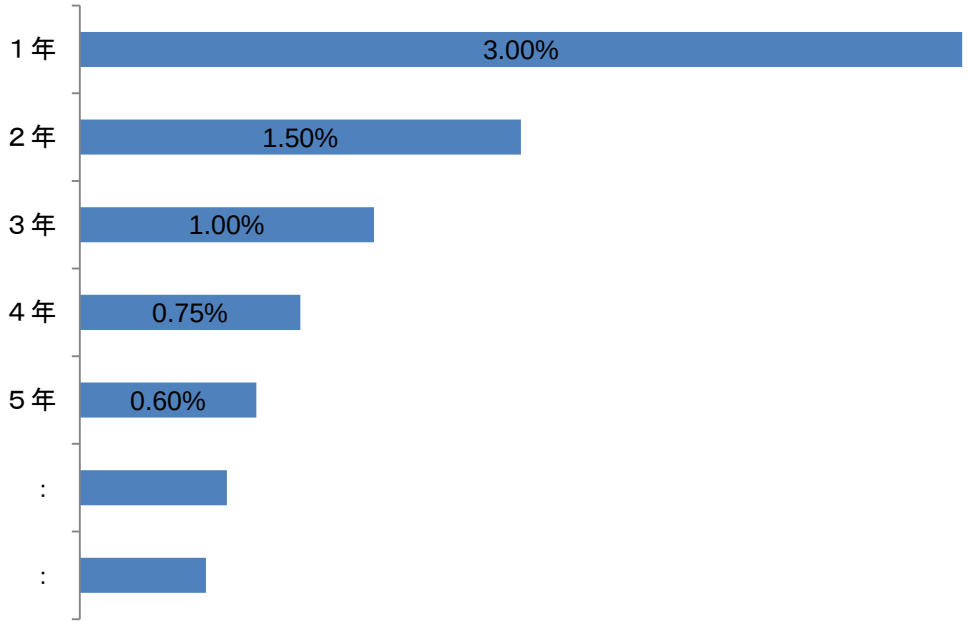

※投資信託によっては、申込手数料をいただかず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、１年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については、当社ウェブサイトや「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合には、上記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は、当社ウェブサイトや「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

（2017 年 10 月）

PICTET 1805 Investing, caring 資産運用がもつ力、一人ひとりに。

投資信託説明書（交付目論見書）
2020.12.16

iTrustインド株式

追加型投信／海外／株式

委託会社［ファンドの運用の指図を行う者］

ピクテ投信投資顧問株式会社　金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第380号

電話番号 03-3212-1805（受付時間：委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで） ホームページ・携帯サイト（基準価額） www.pictet.co.jp

受託会社［ファンドの財産の保管および管理を行う者］

三井住友信託銀行株式会社

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。
ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧・ダウンロードすることができます。
また、本書にはファンドの投資信託約款の主な内容が含まれていますが、投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

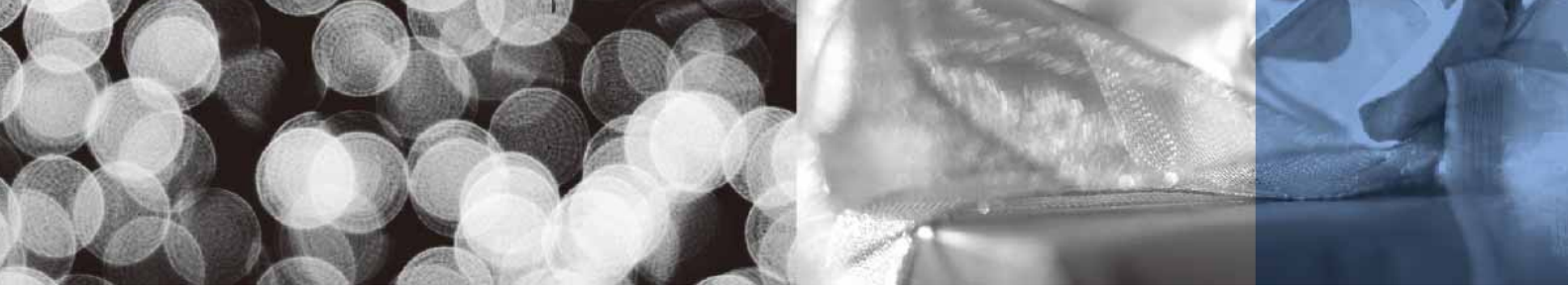

商品分類および属性区分

商品分類

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型	海　外	株　式

属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
その他資産 [投資信託証券 (株式)]	年１回	アジア	ファンド ・オブ・ ファンズ	な　し

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のインターネット・ホームページ(https://www.toushin.or.jp)で閲覧できます。

- 本目論見書により行う「iTrustインド株式」(以下「ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2020年12月15日に関東財務局長に提出しており、2020年12月16日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ファンドの財産は受託会社において信託法(平成18年法律第108号)に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書は、投資者から請求された場合に販売会社から交付されます。また、投資者が請求目論見書の交付を請求した場合には、投資者自ら交付請求をしたことを記録しておいてください。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社の情報

委託会社名	ピクテ投信投資顧問株式会社
設立年月日	1986年12月1日
資　本　金	2億円
運用する投資信託財産の合計純資産総額	2兆206億円

(2020年10月末日現在)

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

ファンドは、主に投資信託証券に投資を行い、
中長期的な信託財産の成長を図ることを
目的に運用を行います。

ファンドの特色

Point 1

主に中長期的に成長が期待できる
インド企業の株式に投資します

Point 2

ご購入時、ご換金時の手数料はかかりません

ファンドの目的・特色

［ファンドの特色］

Point 1 主に中長期的に成長が期待できるインド企業の株式に投資します

- **投資信託証券への投資を通じて、主にインド企業(インドに本社を置いている企業または主たる事業をインドで行っている企業)の株式に投資します。**
- **銘柄選択においては、ボトムアップによるファンダメンタルズ分析に基づき、安定した成長が期待できる企業を厳選します。**

主要投資対象ファンドにおける運用プロセス

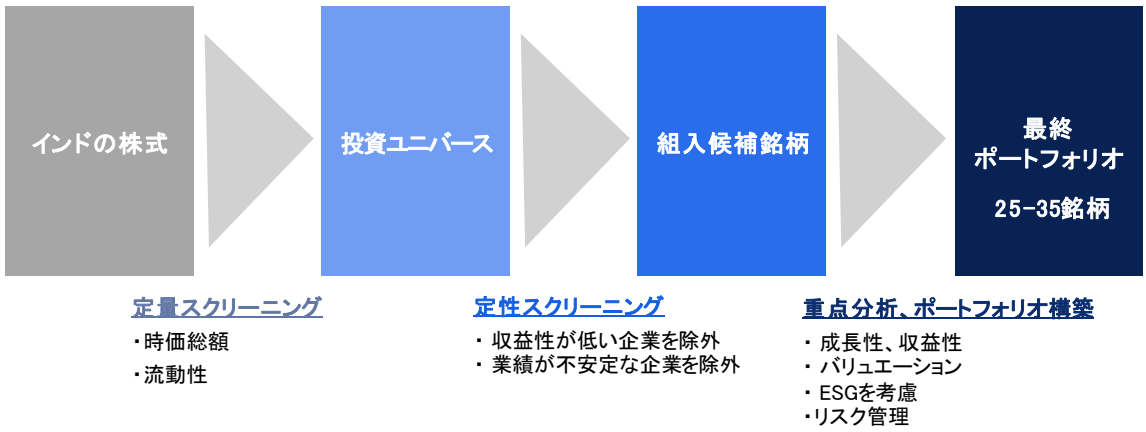

※上記の運用プロセスは今後変更される場合があります。また、投資環境等により上記と異なる場合があります。

- **実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。**

Point 2 ご購入時、ご換金時の手数料はかかりません

- **ご購入時の購入手数料、ご換金時の換金手数料はかかりません。**

収益分配方針

- **毎年3月15日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。**
  - 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
  - 収益分配金額は、基準価額の水準等を勘案して委託会社が決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
  - 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

ファンドの目的・特色

ファンドの仕組み

- ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。ファンド・オブ・ファンズ方式とは、他の投資信託に投資することにより運用を行う方式です。ファンドでは、後記に掲げる指定投資信託証券を主要投資対象とします。
- 指定投資信託証券は、主にインド企業の株式に直接的または間接的に投資を行う投資信託および短期金融商品等に投資を行い円建てでの高水準の元本の安定性の確保を目指し運用される投資信託の受益証券または投資証券とします。株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。なお、指定投資信託証券は前記の選定条件に該当する範囲において変更されることがあります。2020年12月15日現在の各指定投資信託証券の概要につきましては、後記をご覧ください。なお当該概要は今後変更となる場合があります。

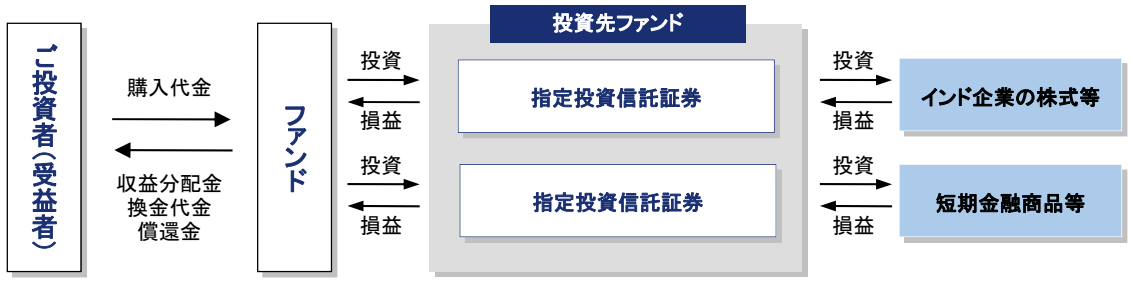

資金動向、市況動向等によっては前記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 投資信託証券、短期社債等、コマーシャル･ペーパーおよび指定金銭信託の受益証券以外の有価証券への直接投資は行いません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

指定投資信託証券の概要

ピクテ - インディアン・エクイティーズ クラスＺ　ＪＰＹ投資証券

形態／表示通貨	ルクセンブルグ籍外国投資法人／円建て
主な投資方針	・ 主にインド企業（インドに本社を置いている企業または主たる事業をインドで行っている企業）の株式に投資します。 ・ モーリシャス籍の投資法人を通じて、インド企業の株式に間接的に投資することがあります。 ・ 主として上場株式に分散投資します。

※本書において上記ファンドを「インディアン・エクイティーズ」という場合があります。

ピクテ － ショートターム・マネー・マーケットＪＰＹ クラスＩ投資証券

形態／表示通貨	ルクセンブルグ籍外国投資法人／円建て
主な投資方針	・ 円建てでの高水準の元本の安定性と短期金融市場金利の確保を目的とします。 ・ 短期金融商品等に投資します。 ・ 投資する証券の発行体の信用格付は、A2/P2 以上とします。

※本書において上記ファンドを「ショートタームMMF　JPY」という場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

- ファンドは、実質的に株式等に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動等（外国証券には為替変動リスクもあります。）により変動し、下落する場合があります。
- したがって、投資者の皆様の投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

株式投資リスク（価格変動リスク、信用リスク）

- ファンドは、実質的に株式に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動の影響を受けます。
- 株式の価格は、政治経済情勢、発行企業の業績・信用状況、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。

為替変動リスク

- ファンドは、実質的に外貨建資産に投資するため、対円との為替変動リスクがあります。
- 円高局面は基準価額の下落要因、円安局面は基準価額の上昇要因となります。

カントリーリスク

- ファンドが実質的な投資対象国とするインドを含む新興国は、一般に政治・経済・社会情勢の変動が先進諸国と比較して大きくなる場合があり、政治不安、経済不況、社会不安が証券市場や為替市場に大きな影響を与えることがあります。その結果、ファンドの基準価額が下落する場合があります。
- 実質的な投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化により証券市場や為替市場等に混乱が生じた場合、またはそれらの取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。この他、当該投資対象国・地域における証券市場を取り巻く制度やインフラストラクチャーに係るリスクおよび企業会計・情報開示等に係るリスク等があります。
- 実質的な投資対象国・地域における税制や租税条約等の改廃または税務当局による認定や取扱いの変更等により、投資先ファンドにおいて、新たに課税され、または課税が強化されることになった場合等には、基準価額が影響を受けて下落する場合があります。

流動性リスク

- 一般に新興国の証券市場の時価総額および取引量は、先進国市場に比べて小さく、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、ファンドおよび投資先ファンドにおいて機動的に有価証券等を売買できない場合があります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。市場規模や取引量が小さい資産については流動性リスクが高まりやすくなります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング･オフ）の適用はありません。

リスクの管理体制

- 運用リスクのモニタリングおよび法令諸規則等の遵守状況のモニタリングは運用部署とは異なる部署が行います。
- モニタリングの結果は上記部署から定期的に運用リスク管理委員会またはコンプライアンス＆ビジネスリスク委員会へ報告され、必要に応じ、運用部署その他関連部署へ改善の指示または提案等を行います。

※リスクの管理体制は、2020年10月末日現在のものであり、今後変更される場合があります。

参考情報

ファンドの年間騰落率
および基準価額の推移

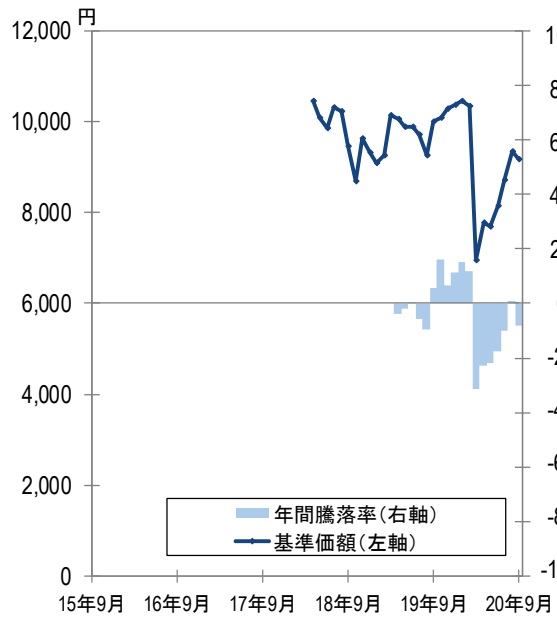

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較※
（ファンド：2019年4月～2020年9月
代表的な資産クラス：2015年10月～2020年9月）

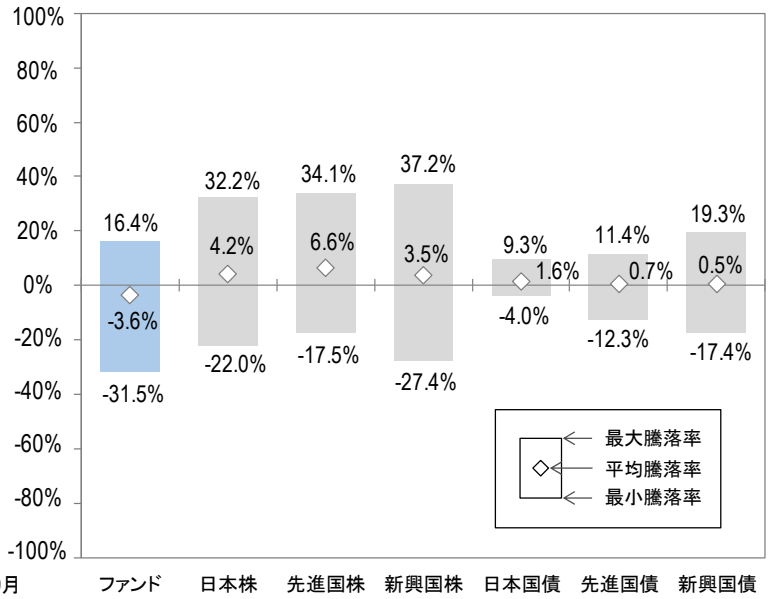

上記グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものですが、対象期間が異なることにご留意ください。なお、すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※対象期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小をファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。各資産クラスについては以下の指数に基づき計算しております。

＜各資産クラスの指数＞

日　本　株	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
先 進 国 株	MSCIコクサイ指数(税引前配当込み、円換算)
新 興 国 株	MSCIエマージング・マーケット指数(税引前配当込み、円換算)
日 本 国 債	NOMURA-BPI国債
先 進 国 債	FTSE世界国債指数(除く日本、円換算)
新 興 国 債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円換算)

（海外の指数は、為替ヘッジをしない投資を想定して、ドルベースの各指数を委託会社が円換算しております。）

――― 上記各指数について ―――

■東証株価指数(TOPIX)(配当込み)：東証株価指数(TOPIX)は、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象とし、浮動株ベースの時価総額加重型で算出された指数で、同指数に関する知的財産権その他一切の権利は株式会社東京証券取引所(以下「東証」といいます。)に帰属します。東証は、同指数の指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。東証は同指数の算出もしくは公表方法の変更、同指数の算出もしくは公表の停止または同指数の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。 ■MSCIコクサイ指数(税引前配当込み)：MSCIコクサイ指数は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、同指数に対する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。 ■MSCIエマージング・マーケット指数(税引前配当込み)：MSCIエマージング・マーケット指数は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、同指数に対する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。 ■NOMURA-BPI国債：NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。同指数の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また同社は同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果に関して一切責任を負いません。 ■FTSE世界国債指数(除く日本)：FTSE世界国債指数(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券指数です。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。 ■JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド：JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的な指数です。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。同指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

運用実績

2020年9月30日現在

基準価額・純資産の推移

※基準価額は、1万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後です。

分配の推移

決算期		分配金
第1期	19年 3月	0 円
第2期	20年 3月	0 円
設定来	累計	0 円

主要な資産の状況

業種別構成比・組入上位 10 銘柄は、ファンドの主要投資対象であるインディアン・エクイティーズの状況です。

■ 資産別構成比

	資産名	構成比
1	インディアン・エクイティーズ	98.4%
2	ショートタームMMF JPY	0.4%
3	コール・ローン等、その他	1.2%

■ 業種別構成比

	業種名	構成比
1	金融	36.5%
2	情報技術	19.5%
3	ヘルスケア	14.7%
4	一般消費財・サービス	9.7%
5	生活必需品	6.3%
	その他の業種	10.4%
	コール・ローン等、その他	2.9%
	合計	100.0%

■ 組入上位 10 銘柄

	銘柄名	国名	業種名	構成比
1	HCL テクノロジーズ	インド	情報技術	9.8%
2	インフォシス	インド	情報技術	9.7%
3	HDFC銀行	インド	金融	8.9%
4	トレント・ファーマシューティカルズ	インド	ヘルスケア	7.5%
5	マルチ・スズキ・インディア	インド	一般消費財・サービス	4.6%
6	コタック・マヒンドラ銀行	インド	金融	4.0%
7	HDFC	インド	金融	3.7%
8	ゴドレジ・コンシューマー・プロダクツ	インド	生活必需品	3.7%
9	HDFC ライフ・インシュアランス	インド	金融	3.4%
10	ICICI 銀行	インド	金融	3.4%

年間収益率の推移

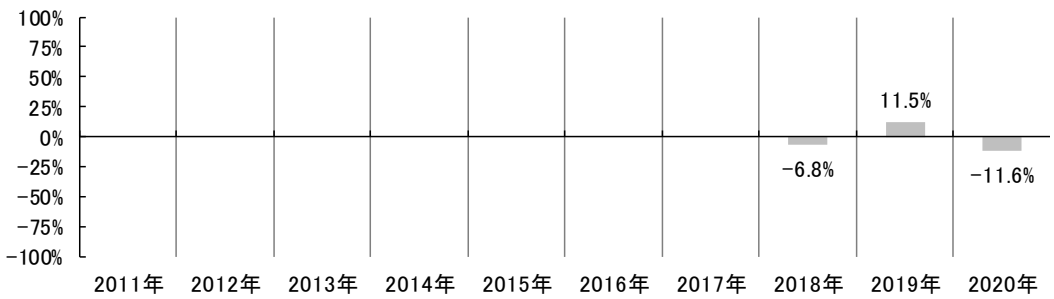

※2018年は当初設定時(2018年4月3日)以降、2020年は9月30日までの騰落率を表示しています。ファンドにはベンチマークはありません。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。
最新の運用実績は委託会社のホームページ等で確認することができます。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める 1 円または 1 口（当初元本 1 口=1 円）の整数倍の単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 （ファンドの基準価額は 1 万口当たりで表示しています。）
購入代金	販売会社の定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める 1 口の整数倍の単位とします。 （販売会社へのお申込みにあたっては 1 円の整数倍の単位でお申込みできる場合があります。詳しくは、販売会社にてご確認ください。）
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して 8 営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として午後 3 時までとします。 （販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込み分とします。）
購入の申込期間	2020 年 12 月 16 日から 2021 年 6 月 15 日までとします。 （上記期間満了前に、委託会社が有価証券届出書を提出することにより更新されます。）
購入・換金の申込不可日	以下においては、購入・換金のお申込みはできません。 ・インドの証券取引所の休業日またはルクセンブルグの銀行の休業日 ・一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(組入投資信託証券の投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。)があるときは、取得・解約のお申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた取得・解約のお申込みの受付けを取消すことがあります。
信託期間	2018 年 4 月 3 日(当初設定日)から無期限とします。
繰上償還	受益権の口数が 10 億口を下回ることとなった場合等には信託が終了(繰上償還)となる場合があります。
決算日	毎年 3 月 15 日(休業日の場合は翌営業日)とします。
収益分配	年 1 回の決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。 ※ファンドには収益分配金を受取る「一般コース」と収益分配金が税引後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。
信託金の限度額	500 億円とします。
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、かつファンドに係る知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用	
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）

毎日、信託財産の純資産総額に年**0.8998**%（税抜0.818%）の率を乗じて得た額とします。

運用管理費用（信託報酬）は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合は当該終了日の翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

［運用管理費用（信託報酬）の配分(税抜)および役務の内容］

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.3%	年率0.5%	年率0.018%
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、各種情報提供等、基準価額の算出等	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

投資対象とする投資信託証券

インディアン・エクイティーズ	純資産総額の年率 0.6%
ショートタームＭＭＦ　ＪＰＹ	純資産総額の年率 0.3%(上限)

（上記の報酬率等は、今後変更となる場合があります。）

実質的な負担

最大年率**1.4998%**(税抜1.418%)程度

（この値はあくまでも目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況により変動します。）

その他の費用・手数料

信託事務に要する諸費用(信託財産の純資産総額の年率**0.055**%(税抜0.05%)相当を上限とした額）が毎日計上されます。当該諸費用は、監査法人に支払うファンドの財務諸表の監査に係る費用、目論見書、運用報告書等法定の開示書類の作成等に要する費用等です。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等および外国における資産の保管等に要する費用等(これらの費用等は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。)が、そのつど信託財産から支払われます。投資先ファンドにおいて、信託財産に課される税金、弁護士および税務代理人への報酬、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料等の費用が当該投資先ファンドの信託財産から支払われることがあります。また、購入・換金時に信託財産留保金が購入価格に付加または換金価格から控除されることがあります。

※当該費用の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して**20.315**%
換金（解約）時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して**20.315**%

※少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」について
NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
※上記は、2020年10月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
※法人の場合は上記とは異なります。
※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

PICTET

PICTET
1805

iTrustインド株式

追加型投信／海外／株式

投資信託説明書（請求目論見書）

2020.12.16

ピクテ投信投資顧問株式会社

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書であり、投資者の請求により交付される目論見書(請求目論見書)です。

本目論見書により行う「iTrustインド株式」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第５条の規定により有価証券届出書を2020年12月15日に関東財務局長に提出しており、2020年12月16日にその届出の効力が生じております。

発行者名	：	ピクテ投信投資顧問株式会社
代表者の役職氏名	：	代表取締役社長　萩野　琢英
本店の所在の場所	：	東京都千代田区丸の内二丁目２番１号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	：	該当事項はありません。

目　次

第一部【証券情報】 1

第二部【ファンド情報】 3
第１【ファンドの状況】 3
１【ファンドの性格】 3
２【投資方針】 5
３【投資リスク】 9
４【手数料等及び税金】 11
５【運用状況】 13
第２【管理及び運営】 15
１【申込(販売)手続等】 15
２【換金(解約)手続等】 16
３【資産管理等の概要】 17
４【受益者の権利等】 19
第３【ファンドの経理状況】 19
１【財務諸表】 21
２【ファンドの現況】 44
第４【内国投資信託受益証券事務の概要】 45

第三部【委託会社等の情報】 46
第１【委託会社等の概況】 46
１【委託会社等の概況】 46
２【事業の内容及び営業の概況】 46
３【委託会社等の経理状況】 46
４【利害関係人との取引制限】 65
５【その他】 65

＜添付＞
投資信託約款

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】
iTrustインド株式
（以下「ファンド」といいます。）

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】
追加型証券投資信託受益権
ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます)。委託会社であるピクテ投信投資顧問株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。
なお、ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（3）【発行(売出)価額の総額】
3,000億円※を上限とします。
※受益権１口当たりの各発行価格に各発行口数を乗じて得た金額の合計額

（4）【発行(売出)価格】
取得申込受付日の翌営業日の基準価額※とします。
※「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額(純資産総額)を計算日における受益権口数で除した金額で、ファンドにおいては１万口当たりの価額で表示しています。基準価額は、組入れた有価証券等の値動きにより日々変動します。
ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。
基準価額は、委託会社(ピクテ投信投資顧問株式会社　電話番号03-3212-1805(受付時間：委託会社の営業日の午前９時から午後５時まで)　ホームページおよび携帯サイトhttps://www.pictet.co.jp)または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます(略称「ｉインド株式」)。

（5）【申込手数料】
ありません。

（6）【申込単位】
販売会社が定める１円または１口(当初元本１口=１円)の整数倍の単位とします。
ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は１口単位とします。
詳しくは、販売会社にてご確認ください。
自動購入サービス契約※を利用してのご購入の場合は、当該契約に定める単位にて申込みいただく場合があります。
※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。また、「自動購入サービス」等の取扱いの有無については、販売会社にご確認ください。

（7）【申込期間】
2020年12月16日から2021年６月15日までとします。
なお、申込期間は上記期間満了前に、委託会社が有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（8）【申込取扱場所】
販売会社の本支店等において申込みの取扱いを行います。販売会社については、委託会社(ピクテ投信投資顧問株式会社　電話番号03-3212-1805(受付時間：委託会社の営業日の午前９時から午後５時まで)　ホームページおよび携帯サイト https://www.pictet.co.jp)までお問い合わせください。

（9）【払込期日】
受益権の取得申込者は、取得申込みを行った販売会社の定める日までに申込金額(発行価格×申込口数)を支払うものとします。各取得申込受付日の発行価額の総額は追加信託の行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】
申込代金は、取得申込みを行った販売会社へお支払いください(販売会社については、「(８)申込取扱場所」に記載の委託会社までお問い合わせください)。

(11)【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権の振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12)【その他】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】
１【ファンドの性格】
（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドは、主に投資信託証券に投資を行い、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的に運用を行います。信託金の限度額は、500億円です。

② ファンドの商品分類※は、追加型投信／海外／株式です。
※一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づきます。

＜商品分類表(ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。)＞

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型 **追加型**	国内 **海外** 内外	**株式** 債券 不動産投信 その他資産 資産複合

＜属性区分表(ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。)＞

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 **その他資産(投資信託証券(株式))** 資産複合	**年１回** 年２回 年４回 年６回(隔月) 年12回(毎月) 日々 その他	グローバル 日本 北米 欧州 **アジア** オセアニア 中南米 アフリカ 中近東(中東) エマージング	ファミリーファンド **ファンド・オブ・ファンズ**	あり **なし**

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

＜ファンドが該当する商品分類の定義＞

商品分類		定義
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

＜ファンドが該当する属性区分の定義＞

属性区分		定義
投資対象資産	その他資産 (投資信託証券 (株式))	目論見書または投資信託約款において、株式、債券および不動産投信以外の資産(ファンド・オブ・ファンズ方式による投資信託証券)を通じて、主として株式に投資する旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年１回	目論見書または投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	アジア	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	なし	目論見書または投資信託約款において、原則として為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産は異なります。

(注)ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のインターネット・ホームページ(https://www.toushin.or.jp)で閲覧できます。

③　ファンドの特色

a　主に中長期的に成長が期待できるインド企業の株式に投資します

○投資信託証券への投資を通じて、主にインド企業(インドに本社を置いている企業または主たる事業をインドで行っている企業)の株式に投資します。

○銘柄選択においては、ボトムアップによるファンダメンタルズ分析に基づき、安定した成長が期待できる企業を厳選します。

＜主要投資対象ファンドにおける運用プロセス＞

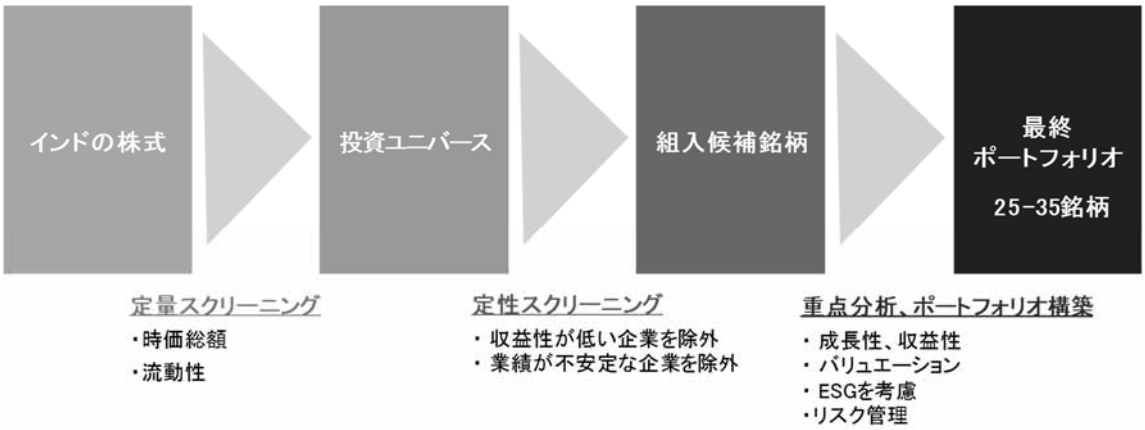

※上記の運用プロセスは今後変更される場合があります。また、投資環境等により上記と異なる場合があります。

○実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

b　ご購入時、ご換金時の手数料はかかりません

○ご購入時の購入手数料、ご換金時の換金手数料はかかりません。

※資金動向、市況動向等によっては前記のような運用ができない場合があります。

（2）【ファンドの沿革】

2018年４月３日　信託契約締結、ファンドの設定および運用開始

（3）【ファンドの仕組み】

① 委託会社およびファンドの関係法人

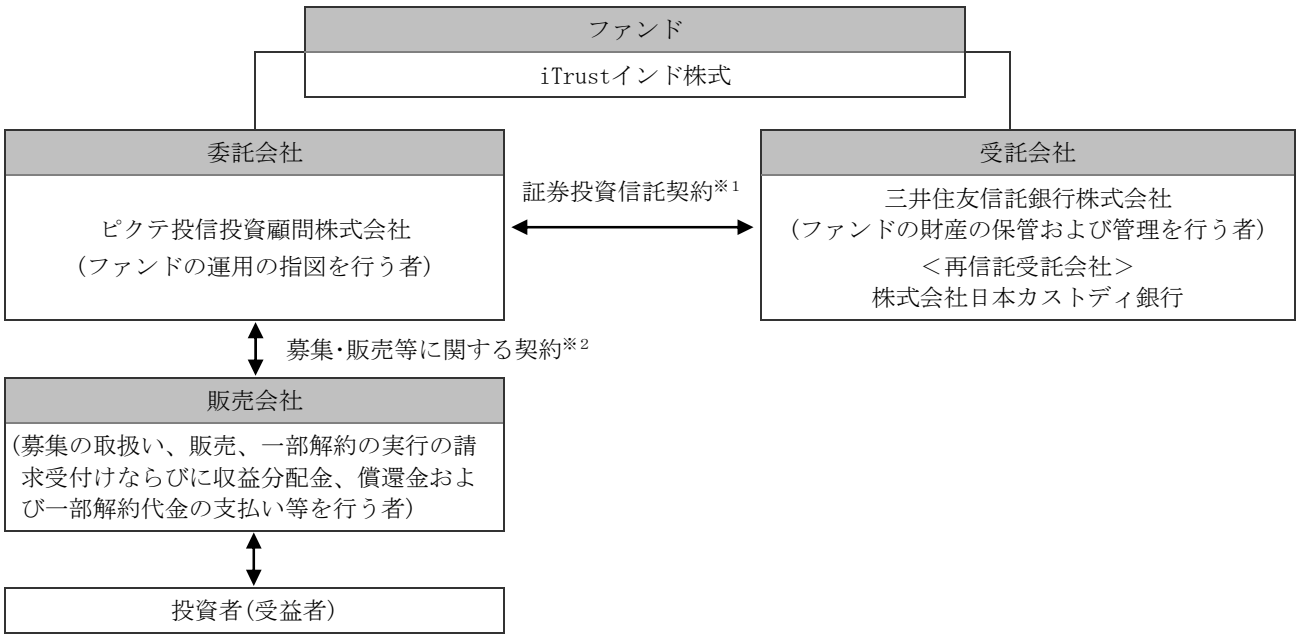

※1　ファンドの投資対象・投資制限、委託会社・受託会社・受益者の権利義務関係等が規定されています。

※2　販売会社が行う募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約代金の支払い等について規定されています。

○ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。ファンド・オブ・ファンズ方式とは、他の投資信託に投資することにより運用を行う方式です。ファンドでは、指定投資信託証券として後記に掲げる各投資信託を主要投資対象とします。各指定投資信託証券の概要につきましては、後記をご覧ください。

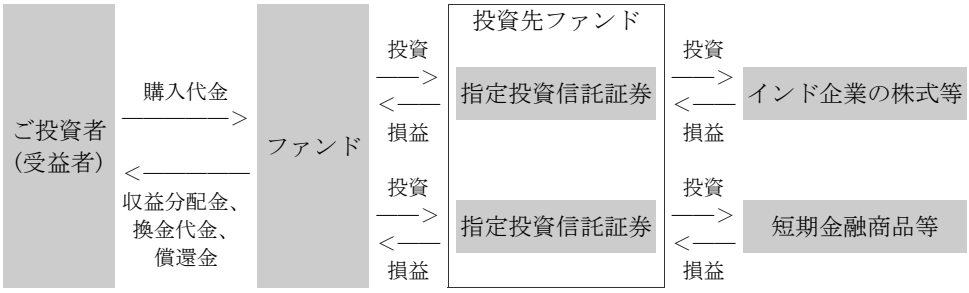

② 委託会社の概況（2020年10月末日現在）

・資本金：２億円

・沿　革：1981年　ピクテ銀行東京駐在員事務所開設
1986年　ピクテジャパン株式会社設立
1987年　投資顧問業の登録、投資一任業務の認可取得
1997年　ピクテ投信投資顧問株式会社に社名変更
1997年　投資信託委託業務の免許取得
2011年　大阪事務所開設
現在に至る

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	所有株式比率
ピクテ・アセット･マネジメント･ホールディング･エス・エイ	スイス連邦　1227　ジュネーブ カルージュ　アカシア通り60	普通株式　800株 Ａ種優先株式　763株	100%

２【投資方針】

（1）【投資方針】

① 基本方針

ファンドは、主に投資信託証券に投資を行い、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的に運用を行います。

② 投資態度

a　投資信託証券への投資を通じて、主にインド企業（インドに本社を置いている企業または主たる事業をインドで行っている企業）の株式に投資します。

b　投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

c　株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。
d　実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
e　資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

③　ファンドは、主にインド企業の株式に直接的または間接的に投資を行う投資信託および短期金融商品等に投資を行い円建てでの高水準の元本の安定性の確保を目指し運用される投資信託の受益証券または投資証券に投資するファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。

（2）【投資対象】

①　投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a　次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
（ａ）有価証券
（ｂ）金銭債権（（ａ）および（ｃ）に掲げるものに該当するものを除きます。）
（ｃ）約束手形（（ａ）に掲げるものに該当するものを除きます。）

b　次に掲げる特定資産以外の資産
（ａ）為替手形

②　有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

a　短期社債等
b　コマーシャル・ペーパー
c　外国または外国の者の発行する証券または証書で、ａおよびｂの証券または証書の性質を有するもの
d　指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

③　金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

a　預金
b　指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
c　コール・ローン
d　手形割引市場において売買される手形

④　②の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

⑤　その他

a　委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の額について、為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
b　委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。

⑥　指定投資信託証券の概要

指定投資信託証券は、主にインド企業の株式に直接的または間接的に投資を行う投資信託および短期金融商品等に投資を行い円建てでの高水準の元本の安定性の確保を目指し運用される投資信託の受益証券または投資証券とします。なお、指定投資信託証券は前記の選定条件に該当する範囲において変更されることがあります。2020年12月15日現在の指定投資信託証券は以下のとおりとします。

a　ピクテ－インディアン・エクイティーズ　クラスＺ　ＪＰＹ投資証券

形態／表示通貨	ルクセンブルグ籍外国投資法人／円建て
主な投資方針	・主にインド企業（インドに本社を置いている企業または主たる事業をインドで行っている企業）の株式に投資します。 ・モーリシャス籍の投資法人を通じて、インド企業の株式に間接的に投資することがあります。 ・主として上場株式に分散投資します。
関係法人	管理会社：ピクテ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）エス・エイ 投資顧問会社：ピクテ・アセット・マネジメント・リミテッド、ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ 保管受託銀行：ピクテ・アンド・シー（ヨーロッパ）エス・エイ 登録・名義書換事務代行会社、管理事務代行会社、支払事務代行会社：ファンドパートナー・ソリューションズ（ヨーロッパ）エス・エイ
主な費用	管理報酬等合計：純資産総額の年率0.6％ （内訳およびその他の費用につきましては後記「４手数料等及び税金」をご覧ください。）
決算日	毎年９月30日

※本書において上記ファンドを「インディアン・エクイティーズ」という場合があります。

ｂ　ピクテ－ショートターム・マネー・マーケットＪＰＹ　クラスＩ投資証券

形態／表示通貨	ルクセンブルグ籍外国投資法人／円建て
主な投資方針	・円建てでの高水準の元本の安定性と短期金融市場金利の確保を目的とします。 ・短期金融商品等に投資します。 ・投資する証券の発行体の信用格付は、Ａ２／Ｐ２以上とします。
関係法人	管理会社：ピクテ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)エス・エイ 投資顧問会社：ピクテ・アセット・マネジメント・エス・エイ、ピクテ・アセット・マネジメント・リミテッド 保管受託銀行：ピクテ・アンド・シー(ヨーロッパ)エス・エイ 名義書換事務代行会社、管理事務代行会社、支払事務代行会社：ファンドパートナー・ソリューションズ(ヨーロッパ)エス・エイ
主な費用	管理報酬、サービス報酬および保管受託銀行報酬の合計：純資産総額の年率0.3%(上限) (その他の費用につきましては後記「４手数料等及び税金」をご覧ください。)
決算日	毎年９月30日

※本書において上記ファンドを「ショートタームMMF　ＪＰＹ」という場合があります。

(注)上記の内容は2020年12月15日現在のものであり、今後変更される場合があります。

（３）【運用体制】

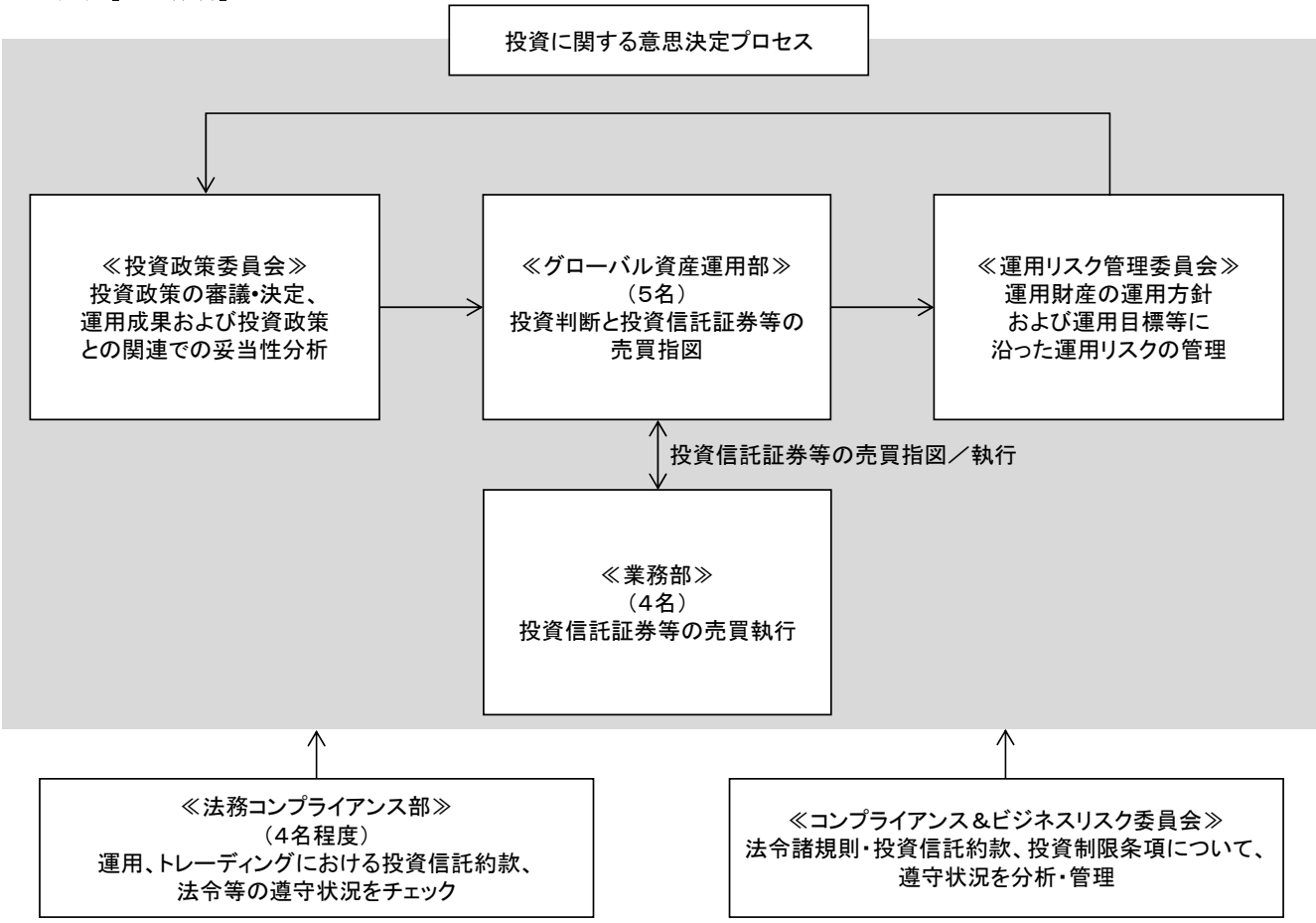

・投資政策委員会において、投資政策が審議・決定されます。
・モニタリングに関しては、法務コンプライアンス部(４名程度)において、運用・トレーディングの状況、資産の組入れの状況ならびに投資信託約款、投資ガイドラインおよび法令等の遵守状況がチェックされます。また、コンプライアンス＆ビジネスリスク委員会において、法令諸規則、投資信託約款および投資制限条項について、その遵守状況が分析・管理されます。運用リスク管理委員会において、運用財産の運用方針および運用目標等に沿って運用リスクの管理が行われます。投資政策委員会においては、前記のほか、運用の成果および投資政策との関連での妥当性が分析されます。これらのモニタリングの結果、必要に応じて、関連部署に指示が出されます。
・委託会社においては、運用方針に関する社内規則、運用担当者に関する社内規則およびトレーディングに関する社内規則などのほか、インサイダー取引防止に関する規則等を定め、運用が行われております。
・受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っており、また受託会社としての事務遂行力が適宜モニタリングされます。

※運用体制は、2020年10月末日現在のものであり、今後変更される場合があります。

（４）【分配方針】

①　毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

ａ　分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

ｂ　収益分配金額は、基準価額の水準等を勘案して委託会社が決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

ｃ　留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

②　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

ａ　分配金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

ｂ　売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

③　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

④　ファンドの決算日

毎年３月15日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

⑤　収益分配金のお支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して５営業日目までにお支払いします。

「自動けいぞく投資コース」を申込みの場合は、収益分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

＜収益分配金に関する留意事項＞

・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

・分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

（５）【投資制限】

①　投資信託証券への投資割合(投資信託約款)

制限を設けません。

②　投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託の受益証券以外の有価証券への直接投資(投資信託約款)

行いません。

③　外貨建資産への実質投資割合(投資信託約款)

制限を設けません。

④　同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。また、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑤　資金の借入れ(投資信託約款)

ａ　委託会社は、借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ｂ　一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金または解約代金ならびに有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内とします。

ｃ　収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

3【投資リスク】

(1)ファンドのリスク

ファンドの投資に当たりましては、以下のようなファンドの運用に関わるリスク等に十分ご留意ください。
ファンドは、実質的に株式等に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動等(外国証券には為替変動リスクもあります。)により変動し、下落する場合があります。したがって、投資者の皆様の投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、収益や投資利回り等も未確定です。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

① 基準価額の変動要因

a 株式投資リスク(価格変動リスク、信用リスク)

・ファンドは、実質的に株式に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている株式の価格変動の影響を受けます。
・株式の価格は、政治経済情勢、発行企業の業績・信用状況、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。

b 為替変動リスク

・ファンドは、実質的に外貨建資産に投資するため、対円との為替変動リスクがあります。
・円高局面は基準価額の下落要因、円安局面は基準価額の上昇要因となります。

c カントリーリスク

・ファンドが実質的な投資対象国とするインドを含む新興国は、一般に政治・経済・社会情勢の変動が先進諸国と比較して大きくなる場合があり、政治不安、経済不況、社会不安が証券市場や為替市場に大きな影響を与えることがあります。その結果、ファンドの基準価額が下落する場合があります。
・実質的な投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化により証券市場や為替市場等に混乱が生じた場合、またはそれらの取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。この他、当該投資対象国・地域における証券市場を取り巻く制度やインフラストラクチャーに係るリスクおよび企業会計・情報開示等に係るリスク等があります。
・実質的な投資対象国・地域における税制や租税条約等の改廃または税務当局による認定や取扱いの変更等により、投資先ファンドにおいて、新たに課税され、または課税が強化されることになった場合等には、基準価額が影響を受けて下落する場合があります。

d 流動性リスク

・一般に新興国の証券市場の時価総額および取引量は、先進国市場に比べて小さく、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、ファンドおよび投資先ファンドにおいて機動的に有価証券等を売買できない場合があります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。市場規模や取引量が小さい資産については流動性リスクが高まりやすくなります。

e 有価証券先物取引等に伴うリスク

・投資先ファンドにおいて有価証券先物取引等を利用することがありますので、このような場合には、ファンドの基準価額は間接的に有価証券先物取引等の価格変動の影響を受けます。

f 解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク

・解約によるファンドの資金流出に伴い、ファンドおよび投資先ファンドにおいて保有有価証券等を大量に売却(先物取引等については反対売買)しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって基準価額が大きく下落する可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

② その他の留意点

・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
・以下に掲げる日においては、取得申込みおよび解約請求はできません。
- インドの証券取引所の休業日またはルクセンブルグの銀行の休業日
- 一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日
・信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。
・金融商品取引所(金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(組入投資信託証券の投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。)があるときは、受益権の取得申込みおよび解約請求の受付けを中止することならびにすでに受付けた取得申込みおよび解約請求の受付けを取消すことがあります。その場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして後記の解約価額に準じて計算された価額とします。また、委託会社は、組入投資信託証券の投資対象国の株式市場等の流動性等を勘案し、取得申込みの受付けを制限することがあります。
・ファンドは、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等には、信託契約を解約し償還される場合があります。

ファンドの取得申込者には、慎重な投資を行うためにファンドの投資目的およびリスク等を認識することが求められます。

（2）リスクの管理体制

委託会社のリスク管理体制は以下のとおりです。

○ファンドの運用におけるリスクの評価・分析（パフォーマンスの考査を含みます。）および資産の組入れの状況等ならびに投資信託約款、投資ガイドライン、法令諸規則の遵守状況および運用・トレーディングの状況等のモニタリングは、運用部署とは異なる部署で行います。

○モニタリングの結果は、上記部署により定期的に運用リスク管理委員会またはコンプライアンス＆ビジネスリスク委員会へ報告されると共に、必要に応じて経営陣へも報告されます。また、問題点等が認識された場合は、すみやかに運用部署その他関連部署へ改善の指示または提案等を行います。

＜リスクの管理体制図＞

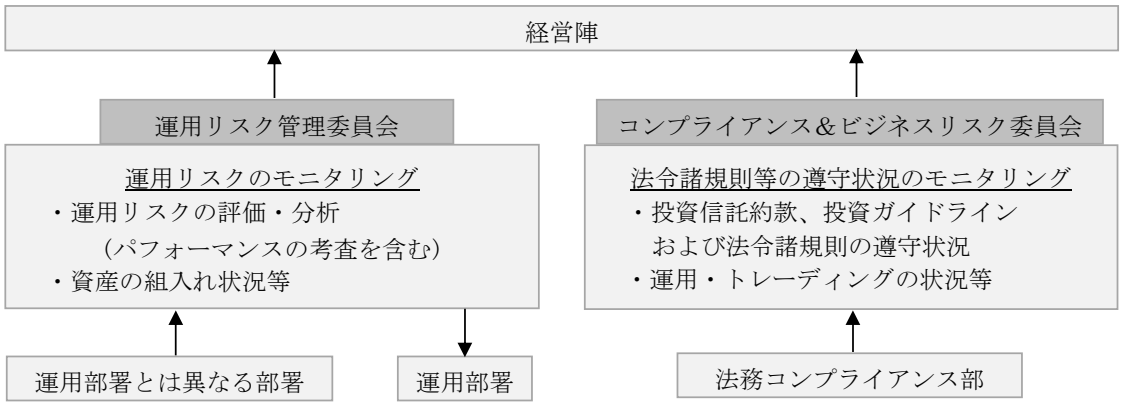

※リスクの管理体制は、2020年10月末日現在のものであり、今後変更される場合があります。

＜参考情報＞

ファンドの年間騰落率
および基準価額の推移

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較※
（ファンド：2019年４月～2020年９月
代表的な資産クラス：2015年10月～2020年９月）

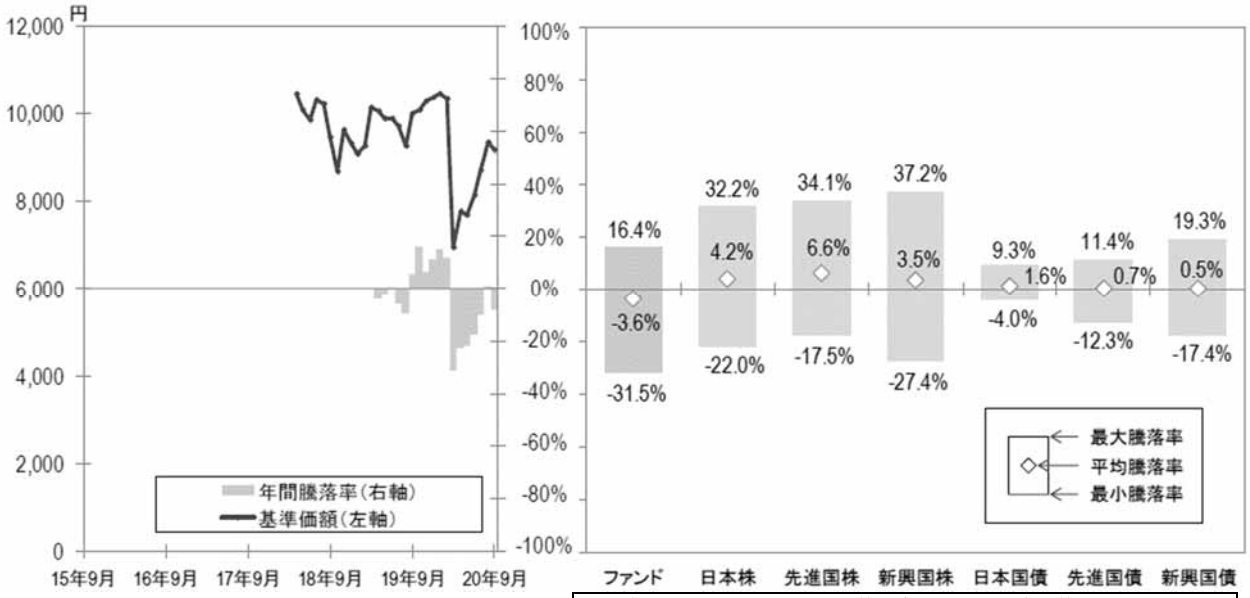

上記グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものですが、対象期間が異なることにご留意ください。なお、すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません

※対象期間の各月末における直近１年間の騰落率の平均・最大・最小をファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。各資産クラスについては以下の指数に基づき計算しております。

＜各資産クラスの指数＞

日 本 株　東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
先進国株　MSCIコクサイ指数(税引前配当込み、円換算)
新興国株　MSCIエマージング・マーケット指数(税引前配当込み、円換算)
日本国債　NOMURA-BPI国債
先進国債　FTSE世界国債指数(除く日本、円換算)

新興国債　JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円換算)
(海外の指数は、為替ヘッジをしない投資を想定して、ドルベースの各指数を委託会社が円換算しております。)

――― 上記各指数について ―――
■東証株価指数(TOPIX)(配当込み)：東証株価指数(TOPIX)は、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象とし、浮動株ベースの時価総額加重型で算出された指数で、同指数に関する知的財産権その他一切の権利は株式会社東京証券取引所(以下「東証」といいます。)に帰属します。東証は、同指数の指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。東証は同指数の算出もしくは公表方法の変更、同指数の算出もしくは公表の停止または同指数の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。　■MSCIコクサイ指数(税引前配当込み)：MSCIコクサイ指数は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、同指数に対する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。　■MSCIエマージング・マーケット指数(税引前配当込み)：MSCIエマージング・マーケット指数は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、同指数に対する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。　■NOMURA-BPI国債：NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。同指数の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また同社は同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果に関して一切責任を負いません。　■FTSE世界国債指数(除く日本)：FTSE世界国債指数(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券指数です。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。　■JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド：JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的な指数です。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。同指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

４【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

ありません。

（２）【換金(解約)手数料】

ありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.8998％(税抜0.818％)の率を乗じて得た額とし、その配分は次のとおりとします。

＜信託報酬の配分(税抜)および役務の内容＞

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.3％	年率0.5％	年率0.018％
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、各種情報提供等、基準価額の算出等	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

上記の信託報酬は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合は当該終了日の翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。
信託報酬に係る消費税等相当額を信託報酬支払いのときに信託財産中から支払います。

＜指定投資信託証券に係る報酬＞

インディアン・エクイティーズ

管理報酬：純資産総額の年率0.52％*
サービス報酬：純資産総額の年率0.03％
保管受託銀行報酬：純資産総額の年率0.05％
*当該管理報酬は、ファンドの信託財産から直接投資先ファンドの管理会社に支払われます。

ショートタームＭＭＦ　ＪＰＹ

管理報酬、サービス報酬および保管受託銀行報酬の合計：純資産総額の年率0.3％(上限)

※上記の報酬率等は、今後変更となる場合があります。

ファンドの信託報酬率に投資先ファンドに係る報酬率を加えた、受益者が実質的に負担する信託報酬率の概算値は、最大年率1.4998％(税抜1.418％)程度となります。
ただし、この値はあくまでも目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況により変動します。

（４）【その他の手数料等】

信託財産に関する租税および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。
信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷等費用(有価証券届出書、有価証券報告書、投資信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、届出、交付に係る費用)、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関する費用を含みます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。委託会社は、係る諸費用の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額の年率0.055％(税抜0.05％)相当を上限とした額を、係る諸費用の合計額とみなして、ファンドより受領します。
ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、随時係る諸費用の年率を見直し、前記の額を上限としてこれを変更することができます。また、当該諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて

計上され、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合は当該終了日の翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払われます。
ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に係る消費税等相当額および外国における資産の保管等に要する費用等(これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。)が、そのつど信託財産から支払われます。なお、投資先ファンドに係る申込み・買戻し手数料はありません。
ファンドにおいて資金借入れを行った場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。
投資先ファンドにおいて、信託財産に課される税金、弁護士および税務代理人への報酬、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料等の費用が当該投資先ファンドの信託財産から支払われることがあります。また、申込み・買戻し時に信託財産留保金が申込価格に付加または買戻価格から控除されることがあります。

当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(５)【課税上の取扱い】

ファンドは課税上、株式投資信託として取扱われます。受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時における差益(法人の受益者の場合は、個別元本超過額)が課税の対象となります。なお、収益分配金のうちの元本払戻金(特別分配金)は課税されません。
公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

＜収益分配金の課税＞

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱い(配当所得)となる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分)の区分があります。受益者が収益分配金を受取る際、

① 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

＜イメージ図＞

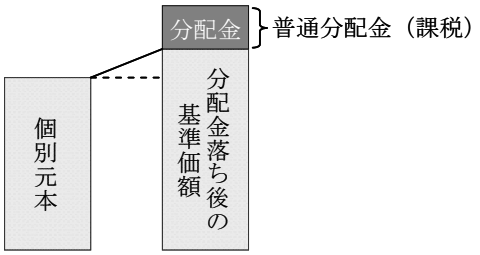

② 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

③ なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

＜イメージ図＞

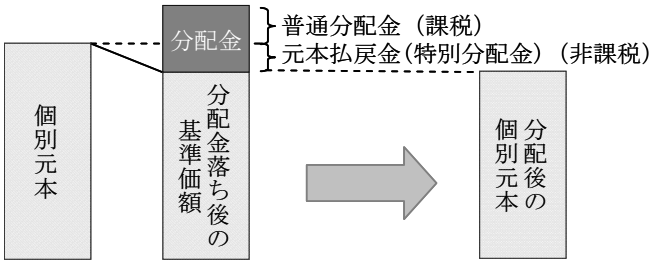

＜個別元本について＞

① 個別元本とは、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)をいいます。

② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

③ ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

④　受益者が元本払戻金(特別分配金)を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります(元本払戻金(特別分配金)については、前記の「収益分配金の課税」を参照ください)。

＜解約時および償還時の課税＞
個人の受益者の場合、解約時および償還時における差益が課税対象(譲渡所得とみなされます。)となります。
法人の受益者の場合、解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

＜個人の受益者に対する課税＞
①　収益分配金のうち課税扱い(配当所得)となる普通分配金における源泉徴収の税率は、以下のとおりとなります(原則として、確定申告は不要です。なお、確定申告を行うことにより申告分離課税または総合課税(配当控除の適用はありません。)を選択することもできます)。
②　解約時および償還時における差益(譲渡所得とみなして課税されます。)に係る税率は、以下のとおりとなります(特定口座(源泉徴収選択口座)を利用している場合は、原則として、確定申告は不要となります)。

期間	税率
2014年１月１日から 2037年12月31日まで	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税５%）
2038年１月１日以降	20%（所得税15%および地方税５%）

＜法人の受益者に対する課税＞
法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収され法人の受取額となります(地方税の源泉徴収はありません)。なお、ファンドは、益金不算入制度の適用はありません。

期間	税率
2014年１月１日から 2037年12月31日まで	15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）
2038年１月１日以降	15%（所得税15%）

※少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ(ニーサ)」について
ＮＩＳＡをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
※上記は、2020年10月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

５【運用状況】

以下の運用状況は2020年９月30日現在です。
・投資比率はファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

（１）【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	ルクセンブルグ	1,648,075,118	98.76
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	―	20,626,554	1.24
合計(純資産総額)		1,668,701,672	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a　評価額上位銘柄明細

順位	国・地域	種類	銘柄名	数量または額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	ルクセンブルグ	投資証券	ピクテーインディアン・エクイティーズーＺ　ＪＰＹ	23,656.7836	62,506.93	1,478,713,137	69,414	1,642,111,976	98.41
2	ルクセンブルグ	投資証券	ピクテーショートターム・マネー・マーケットＪＰＹ　クラスＩ	59.2261	100,778.45	5,968,714	100,684.37	5,963,142	0.36

b　種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	98.76
合計	98.76

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

2020年９月末日および同日前１年以内における各月末ならびに下記計算期間末日の純資産の推移は次のとおりです。

期別	純資産総額(百万円)		１万口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第１期末　(2019年３月15日)	1,322	1,322	9,951	9,951
第２期末　(2020年３月16日)	1,082	1,082	8,496	8,496
2019年　９月末日	1,584	―	10,006	―
10月末日	1,545	―	10,106	―
11月末日	1,515	―	10,289	―
12月末日	1,445	―	10,389	―
2020年　１月末日	1,424	―	10,473	―
２月末日	1,364	―	10,349	―
３月末日	938	―	6,965	―
４月末日	1,114	―	7,773	―
５月末日	1,187	―	7,709	―
６月末日	1,372	―	8,141	―
７月末日	1,534	―	8,733	―
８月末日	1,687	―	9,360	―
９月末日	1,668	―	9,181	―

(注)純資産総額は百万円未満切捨て。分配付きは、各期間末に行われた分配の額を加算しております。

②【分配の推移】

期	期間	１万口当たりの分配金(円)
第１期	2018年４月３日～2019年３月15日	0円
第２期	2019年３月16日～2020年３月16日	0円
当中間期	2020年３月17日～2020年９月16日	―円

③【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第１期	2018年４月３日～2019年３月15日	△0.49
第２期	2019年３月16日～2020年３月16日	△14.62
当中間期	2020年３月17日～2020年９月16日	11.10

(注)収益率の計算方法：(計算期間末の基準価額(分配付き)－前計算期間末の基準価額(分配落ち))÷前計算期間末の基準価額(分配落ち)×100

（４）【設定及び解約の実績】

期	設定口数(口)	解約口数(口)
第１期	2,118,196,262	789,044,690
第２期	1,001,878,941	1,056,912,661
当中間期	862,282,851	308,083,182

(注)設定口数には、当初募集口数を含みます。

＜参考情報：運用実績＞　(2020年９月30日現在)

①　基準価額・純資産の推移

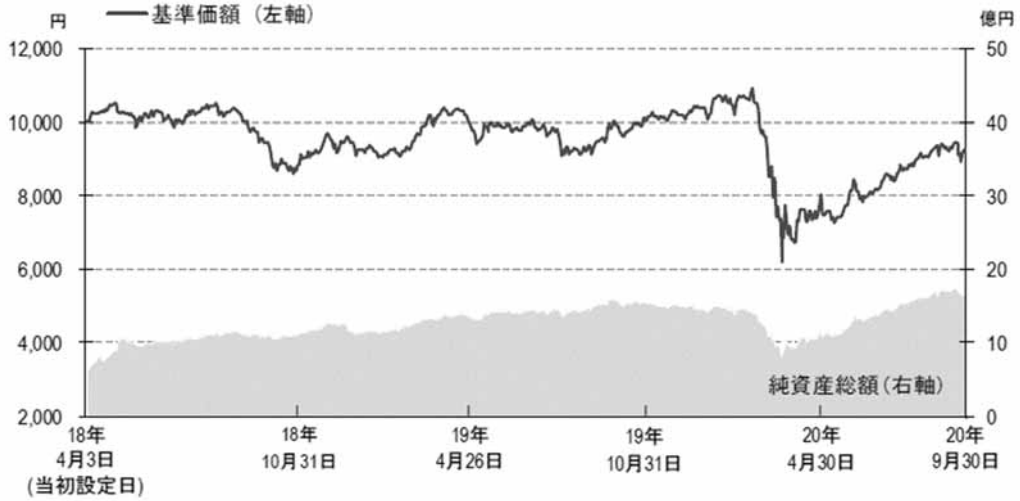

基準価額は、１万口当たり、運用管理費用(信託報酬)控除後です。

②　分配の推移(１万口当たり、税引前)

決算期	分配金
第１期　19年３月	０ 円
第２期　20年３月	０ 円
設定来　累計	０ 円

③　主要な資産の状況

○業種別構成比・組入上位10銘柄は、ファンドの主要投資対象であるインディアン・エクイティーズの状況です。

［資産別構成比］

	資産名	構成比
1	インディアン・エクイティーズ	98.4%
2	ショートタームMMF　ＪＰＹ	0.4%
3	コール・ローン等、その他	1.2%

［業種別構成比］

	業種名	構成比
1	金融	36.5%
2	情報技術	19.5%
3	ヘルスケア	14.7%
4	一般消費財・サービス	9.7%
5	生活必需品	6.3%
	その他の業種	10.4%
	コール・ローン等、その他	2.9%
	合計	100.0%

［組入上位10銘柄］

	銘柄名	国名	業種名	構成比
1	HCLテクノロジーズ	インド	情報技術	9.8%
2	インフォシス	インド	情報技術	9.7%
3	ＨＤＦＣ銀行	インド	金融	8.9%
4	トレント・ファーマシューティカルズ	インド	ヘルスケア	7.5%
5	マルチ・スズキ・インディア	インド	一般消費財・サービス	4.6%
6	コタック･マヒンドラ銀行	インド	金融	4.0%
7	ＨＤＦＣ	インド	金融	3.7%
8	ゴドレジ・コンシューマー・プロダクツ	インド	生活必需品	3.7%
9	HDFCライフ・インシュアランス	インド	金融	3.4%
10	ICICI銀行	インド	金融	3.4%

④　年間収益率の推移

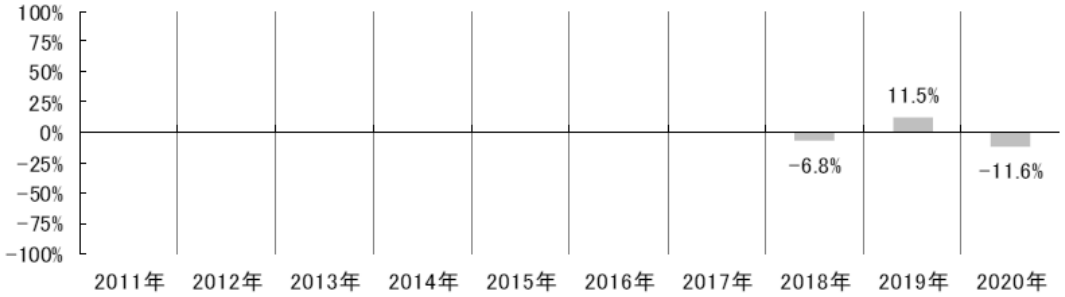

2018年は当初設定日(2018年４月３日)以降、2020年は９月30日までの騰落率を表示しています。ファンドにはベンチマークはありません。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。 最新の運用実績は委託会社のホームページ等で確認することができます。

第２【管理及び運営】

１【申込(販売)手続等】

＜申込手続き＞

・ファンドの受益権の取得申込みは、原則として申込期間における毎営業日受付けます。ただし、以下に掲げる日においては、取得申込みの受付けは行いません(別に定める契約に基づく収益分配金の再投資に係る追加信託の申込みに限ってこれを受付けるものとします)。

- インドの証券取引所の休業日またはルクセンブルグの銀行の休業日
- 一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日

・取得申込みの受付けは原則として午後３時までとします(取得申込みの受付けに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします)。これら受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとします。

・取得申込みに際しては、販売会社所定の方法で申込みください。

・収益分配金の受取方法により、取得申込みには次の２コース(販売会社によっては異なる名称が使用される場合があります。)があります。

一般コース	：収益分配金を受取るコース
自動けいぞく投資コース	：収益分配金が税引後無手数料で再投資されるコース

・取得申込みを行う投資者は、取得申込みをする際に「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、いずれかのコースを選択するものとします。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。なお、申込済みのコースの変更を行うことは原則としてできません。
・「自動けいぞく投資コース」を選択する場合は、販売会社との間で「自動けいぞく投資契約※」を締結していただきます。
・販売会社によっては「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を定期的に受取るための「定期引出契約※」を締結することができる場合があります。
※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。
・取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(組入投資信託証券の投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。)があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付けを取消すことがあります。また、組入投資信託証券の投資対象国の株式市場等の流動性等を勘案し、取得申込みの受付けを制限することがあります。

＜申込単位＞
・販売会社が定める１円または１口(当初元本１口=１円)の整数倍の単位とします。
ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は１口単位とします。
詳しくは、販売会社にてご確認ください。
・自動購入サービス契約※を利用してのご購入の場合は、当該契約に定める単位にて申込みいただく場合があります。
※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。また、「自動購入サービス」等の取扱いの有無については、販売会社にご確認ください。

＜申込価額＞
・取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

＜申込手数料＞
・ありません。

＜払込期日、払込取扱場所＞
・申込代金は、取得申込みを行った販売会社の定める日までに当該販売会社へお支払いください。

２【換金(解約)手続等】

＜換金手続き(解約請求)＞
・受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に販売会社が定める１口の整数倍の単位をもって解約の実行を請求することができます。なお、販売会社へのお申込みにあたっては１円の整数倍の単位でお申込みできる場合があります。詳しくは、販売会社にてご確認ください。ただし、以下に掲げる日においては、解約請求の受付けは行いません。
- インドの証券取引所の休業日またはルクセンブルグの銀行の休業日
- 一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日

・解約請求の受付けは原則として午後３時までとします(解約請求の受付けに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の請求分とします)。これら受付時間を過ぎてからの請求は翌営業日の取扱いとします。
・解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。
・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(組入投資信託証券の投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。)があるときは、解約請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた解約請求の受付けを取消すことがあります。解約請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして後記の解約価額に準じて計算された価額とします。

＜解約価額＞
・解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

・基準価額は、委託会社(ピクテ投信投資顧問株式会社　電話番号03-3212-1805(受付時間：委託会社の営業日の午前９時から午後５時まで)　ホームページおよび携帯サイトhttps://www.pictet.co.jp)または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます(略称「ｉインド株式」)。

＜解約手数料＞

・ありません。

＜信託財産留保額＞

・ありません。

＜解約代金のお支払い＞

・解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して８営業日目から販売会社の本・支店等で支払われます。

＜大口解約の制限＞

・信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

①　基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価※して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。なお、便宜上、基準価額は１万口当たりに換算した価額で表示しています。

※ファンドの主要投資対象である投資信託証券は、原則として計算時において知りうる直近の日の１口当たり純資産価格で評価します。

②　基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。

③　基準価額の照会方法

基準価額は、委託会社(ピクテ投信投資顧問株式会社　電話番号03-3212-1805(受付時間：委託会社の営業日の午前９時から午後５時まで)　ホームページおよび携帯サイトhttps://www.pictet.co.jp)または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます(略称「ｉインド株式」)。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

信託期間は、2018年４月３日(当初設定日)から無期限です。

ただし、後記の「(５)その他　①ファンドの償還」に記載の条件に該当する場合には、信託を終了させる場合があります。

（４）【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年３月16日から翌年３月15日までとすることを原則とします。ただし、第１計算期間は信託契約締結日から2019年３月15日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

①　ファンドの償還

ａ　委託会社は、信託期間終了前に、ファンドの信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合またはファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときもしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

ｂ　委託会社は、ａの事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにファンドの信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、ファンドの信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ｃ　ｂの書面決議において、受益者(委託会社およびファンドの信託財産にファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下ｃにおいて同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

ｄ　ｂの書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

ｅ　ｂからｄまでの規定は、委託会社がファンドの信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、ファンドの信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには

適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、ｂからｄまでに規定するファンドの信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

ｆ　委託会社は、監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、ファンドの信託契約を解約し信託を終了させます。

ｇ　委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、ファンドは、後記「②　投資信託約款の変更等」に記載の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

ｈ　受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「②　投資信託約款の変更等」に記載の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、前記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　投資信託約款の変更等

ａ　委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの投資信託約款を変更することまたはファンドと他のファンドとの併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、ファンドの投資信託約款は本規定に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

ｂ　委託会社は、ａの事項(ａの変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、ａの併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、ファンドの投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ｃ　ｂの書面決議において、受益者(委託会社およびファンドの信託財産にファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下ｃにおいて同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

ｄ　ｂの書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

ｅ　書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

ｆ　ｂからｅまでの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、ファンドの投資信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

ｇ　ａからｆまでの規定にかかわらず、ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

③　反対者の買取請求の不適用

ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受付けません。

④　公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑤　運用報告書の作成

ａ　委託会社は、毎決算時および償還時に、運用経過、信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第４項に定める運用報告書をいいます。)を作成し、かつファンドに係る知れている受益者に交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。

ｂ　委託会社は、運用報告書(全体版)(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書をいいます。)を作成し、委託会社のホームページ(https://www.pictet.co.jp)に掲載します。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、これを交付します。

⑥　委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑦　関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された募集・販売等に関する契約の有効期間は、期間満了３ヵ月前までに両者いずれからも何ら意思表示のないときは、自動的に１年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

４【受益者の権利等】

ファンドの受益権は、その取得口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

（１）収益分配金の請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して５営業日目までにお支払いします。

「自動けいぞく投資コース」を申込みの場合は、収益分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の請求権は、支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（２）償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日目までの日）から受益者に支払われます。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（３）受益権の一部解約の実行請求権

受益者は、受益権の一部解約の実行を、委託会社に請求する権利を有します。

一部解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して８営業日目から支払われます。

第３【ファンドの経理状況】

（１）ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第２期計算期間（2019年３月16日から2020年３月16日まで）の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2020年４月30日

ピクテ投信投資顧問株式会社
取 締 役 会　　御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　　公認会計士　　大畑　茂 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているiTrustインド株式の2019年３月16日から2020年３月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、iTrustインド株式の2020年３月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ピクテ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

１【財務諸表】

iTrustインド株式

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第１期 ［2019年３月15日現在］	第２期 ［2020年３月16日現在］
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	38,442,882	33,829,739
投資証券	1,316,014,514	1,075,454,845
未収入金	－	10,000,003
流動資産合計	1,354,457,396	1,119,284,587
資産合計	1,354,457,396	1,119,284,587
負債の部		
流動負債		
未払金	12,316,047	2,585,605
未払解約金	14,642,712	27,274,637
未払受託者報酬	101,712	143,060
未払委託者報酬	4,520,394	6,358,058
未払利息	110	92
その他未払費用	282,476	397,329
流動負債合計	31,863,451	36,758,781
負債合計	31,863,451	36,758,781
純資産の部		
元本等		
元本	1,329,151,572	1,274,117,852
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△6,557,627	△191,592,046
(分配準備積立金)	19,616,200	9,279,472
元本等合計	1,322,593,945	1,082,525,806
純資産合計	1,322,593,945	1,082,525,806
負債純資産合計	1,354,457,396	1,119,284,587

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第１期 自　2018年４月３日 至　2019年３月15日	第２期 自　2019年３月16日 至　2020年３月16日
営業収益		
有価証券売買等損益	14,054,505	△150,579,682
営業収益合計	14,054,505	△150,579,682
営業費用		
支払利息	51,031	35,657
受託者報酬	199,355	281,229
委託者報酬	8,859,765	12,499,086
その他費用	4,490,594	6,448,551
営業費用合計	13,600,745	19,264,523
営業利益又は営業損失(△)	453,760	△169,844,205
経常利益又は経常損失(△)	453,760	△169,844,205
当期純利益又は当期純損失(△)	453,760	△169,844,205
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	△19,130,398	13,707,216
期首剰余金又は期首欠損金(△)	－	△6,557,627
剰余金増加額又は欠損金減少額	－	7,155,149
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	－	7,155,149
剰余金減少額又は欠損金増加額	26,141,785	8,638,147
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,468,127	－
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	24,673,658	8,638,147
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△6,557,627	△191,592,046

（3）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、投資証券の基準価額で評価しております。
２．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間期末の取扱い 信託約款第31条により、2020年３月15日が休日のため、当計算期間期末を2020年３月16日としております。このため当計算期間は367日となっております。

（貸借対照表に関する注記）

	第１期 2019年３月15日現在	第２期 2020年３月16日現在
１．元本の推移		
期首元本額	629,051,747円	1,329,151,572円
期中追加設定元本額	1,489,144,515円	1,001,878,941円
期中一部解約元本額	789,044,690円	1,056,912,661円
２．受益権の総数	1,329,151,572口	1,274,117,852口
３．元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は6,557,627円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は191,592,046円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第１期 自　2018年４月３日 至　2019年３月15日			第２期 自　2019年３月16日 至　2020年３月16日		
分配金の計算過程			分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	A	0円	費用控除後の配当等収益額	A	0円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	19,616,200円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	0円	収益調整金額	C	9,473,780円
分配準備積立金額	D	0円	分配準備積立金額	D	9,279,472円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	19,616,200円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	18,753,252円
当ファンドの期末残存口数	F	1,329,151,572口	当ファンドの期末残存口数	F	1,274,117,852口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	147.58円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	147.18円
10,000口当たり分配金額	H	0円	10,000口当たり分配金額	H	0円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

	第１期 自　2018年４月３日 至　2019年３月15日	第２期 自　2019年３月16日 至　2020年３月16日
１．金融商品に対する取組方針	ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を運用の基本方針を含めた信託約款の規定に基づき行っております。	同左
２．金融商品の内容及びそのリスク	ファンドが保有する主な金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務です。保有する有価証券の詳細は「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 これら金融商品には、市場リスク(価格変動リスク、金利リスク、為替リスク)、信用リスク、流動性リスク等があります。デリバティブ取引等を行った場合は信託約款に記載した目的で取引を行っております。	同左
３．金融商品に係るリスク管理体制	運用リスクの管理に係る牽制機能を確保するため、運用リスク管理部門は、運用リスク等に関する状況について、運用リスク管理委員会において定期的に報告を行います。同委員会にはその他の部門からの報告も行われ、運用部門の責任者も交え対応が協議されます。 ・市場リスク 構成銘柄の状況やトラッキングエラー、その他必要に応じて各リスク指標などがチェックされます。 ・信用リスク 平均格付けや格付構成などがチェックされます。 ・流動性リスク 構成銘柄の市場での値付状況等がチェックされます。	同左

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

	第１期 自　2018年４月３日 至　2019年３月15日	第２期 自　2019年３月16日 至　2020年３月16日
１．貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
２．時価の算定方法	(１)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (２)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (３)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(１)有価証券 同左 (２)デリバティブ取引 同左 (３)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
４．金銭債権の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が１年以内に償還されます。	同左

(有価証券に関する注記)
売買目的有価証券
第１期(2019年３月15日現在)

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	19,223,114
合計	19,223,114

第２期(2020年３月16日現在)

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	△165,203,115
合計	△165,203,115

(デリバティブ取引等に関する注記)
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)
該当事項はありません。

(一口当たり情報に関する注記)

	第１期 (2019年３月15日現在)	第２期 (2020年３月16日現在)
１口当たり純資産額 (１万口当たり純資産額)	0.9951円 (9,951円)	0.8496円 (8,496円)

(重要な後発事象に関する注記)
該当事項はありません。

(４)【附属明細表】

第１　有価証券明細表

①　株式

該当事項はありません。

②　株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(口)	評価額(円)	備考
投資証券	ピクテーインディアン・エクイティーズーＺ　ＪＰＹ	16,748.5193	1,064,586,132	
	ピクテーショートターム・マネー・マーケットＪＰＹ クラスＩ	107.8476	10,868,713	
合計		16,856.3669	1,075,454,845	

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

＜参考情報＞

ファンドは、ルクセンブルグ籍の外国投資法人である「ピクテ－インディアン・エクイティーズ」のクラスＺ　ＪＰＹ投資証券および「ピクテ－ショートターム・マネー・マーケットＪＰＹ」のクラスＩ投資証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」は、同投資証券です。これら外国投資法人の状況は次のとおりです。なお、記載された情報は監査対象外です。

「ピクテ－インディアン・エクイティーズ」の状況

当投資法人は、ルクセンブルグの法律に基づき設立された外国投資法人であります。当投資法人は、2019年９月30日付で、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務書類が作成されており、独立監査人による財務書類の監査を受けております。以下の「純資産計算書」、「運用計算書および純資産変動計算書」ならびに「投資有価証券およびその他の純資産明細表」等は、原文の財務書類から委託会社が抜粋・翻訳したものであり、「ピクテ－インディアン・エクイティーズ　クラスＺ　ＪＰＹ」を含むすべてのクラスが対象となっております。

ピクテ－インディアン・エクイティーズ

純資産計算書
2019年９月30日現在

（単位：米ドル）

資産	
投資有価証券取得原価(注１)	302,053,306.08
投資に係る未実現純利益／損失	24,829,144.52
投資有価証券時価評価額(注１)	326,882,450.60
現金預金(注１)	11,200,319.04
	338,082,769.64
負債	
未払管理報酬および投資顧問報酬(注３)	337,758.86
未払年次税(注２)	39,167.67
その他の未払報酬(注５)	4,628,935.00
	5,005,861.53
2019年９月30日現在純資産合計	**333,076,908.11**
2018年９月30日現在純資産合計	**299,206,043.21**
2017年９月30日現在純資産合計	**296,481,587.90**

運用計算書および純資産変動計算書
2019年９月30日に終了した期間

（単位：米ドル）

期首現在純資産額	**299,206,043.21**
収益	
配当金、純額(注１)	2,911,190.33
預金利息	383.42
	2,911,573.75
費用	
管理報酬および投資顧問報酬(注３)	4,033,177.51
保管報酬、銀行手数料および利息	208,531.47
専門家報酬、監査費用およびその他の費用	199,186.82
サービス報酬(注４)	608,493.16
年次税(注２)	150,553.82
取引費用(注１)	797,371.93
	5,997,314.71
投資純利益／損失	**-3,085,740.96**
実現純利益／損失	
－ 投資有価証券売却(注１)	3,012,426.67
－ 為替取引(注１)	15,363.72
－ 先渡取引(注１)	-21,877.00
実現純利益／損失	**-79,827.30**
以下に係る未実現純評価利益／損失の変動：	
－ 投資有価証券(注１)	33,107,277.69
運用による純資産の増加／減少	33,027,450.39
投資証券発行手取額	110,171,862.41
投資証券買戻費用	-109,328,063.90
支払分配金(注１)	-384.00
期末現在純資産額	**333,076,908.11**

投資有価証券およびその他の純資産明細表

2019年９月30日現在

（単位：米ドル）

銘柄	通貨	数量	時価(注１)	純資産に対する比率(%)
Ⅰ．公認の金融商品取引所に上場されているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券				
株式				
インド				
AU SMALL FINANCE BANK	INR	919,713.00	8,561,932.98	2.57
BAJAJ FINSERV	INR	49,472.00	5,951,916.36	1.79
CENTURY PLYBOARDS -DEMAT.-	INR	2,883,676.00	6,480,820.08	1.95
CITY UNION BANK	INR	3,483,408.00	10,757,101.12	3.23
CYIENT	INR	1,087,251.00	7,150,849.38	2.15
DR. LAL PATHLABS	INR	470,910.00	9,262,814.24	2.78
EMAMI	INR	1,215,241.00	5,465,659.17	1.64
FAIRFAX INDIA HOLDINGS SUB. VTG	USD	703,932.00	8,475,341.28	2.54
HCL TECHNOLOGIES LIMITED -DEMAT.-	INR	1,286,638.00	19,630,097.06	5.89
HDFC BANK	INR	1,812,578.00	31,413,105.43	9.43
HDFC LIFE INSURANCE	INR	1,911,803.00	16,236,645.06	4.87
HEXAWARE TECHNOLOGIES -DEMAT.-	INR	1,983,519.00	10,652,846.27	3.20
HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	INR	449,996.00	12,566,637.75	3.77
ICICI LOMBARD GENERAL INSURANCE	INR	310,000.00	5,291,440.52	1.59
ICICI PRUDENTIAL LIFE INSURANCE	INR	2,445,139.00	16,014,741.91	4.81
INFOSYS TECHNOLOGIES -DEMAT.-	INR	926,653.00	10,542,527.67	3.17
INTERGLOBE AVIATION	INR	634,551.00	16,934,028.44	5.08
ITC -DEMAT.-	INR	5,222,587.00	19,164,729.99	5.75
KOTAK MAHINDRA BANK LTD	INR	869,421.00	20,186,138.01	6.06
MARUTI SUZUKI INSIA LTD -DEMAT.-	INR	73,575.00	6,976,464.90	2.09
MOTHERSON SUMI SYTEMS -DEMAT.-	INR	6,257,906.00	9,278,883.44	2.79
NTPC	INR	3,776,076.00	6,268,653.11	1.88
POWER GRID INDIA	INR	3,541,868.00	9,951,579.10	2.99
SHRIRAM TRANSPORT FINANCE	INR	676,221.00	10,220,305.86	3.07
TORRENT PHARMACEUTICALS -DEMAT.-	INR	1,009,528.00	23,739,815.49	7.13
			307,175,074.62	**92.22**
アメリカ合衆国				
COGNIZANT TECHNOLOGY SOLUTIONS 'A'	USD	230,458.00	13,689,205.20	4.11
			13,689,205.20	**4.11**
合計Ⅰ．			**320,864,279.82**	**96.33**
Ⅱ．その他の譲渡性のある有価証券				
株式				
インド				
CREDITACCESS GRAMEEN 144A/S	INR	650,119.00	6,018,170.78	1.81
			6,018,170.78	**1.81**
合計Ⅱ．			**6,018,170.78**	**1.81**
投資有価証券合計			**326,882,450.60**	**98.14**
現金預金			11,200,319.04	3.36
その他の純負債			-5,005,861.53	-1.50
純資産合計			**333,076,908.11**	**100.00**

財務書類に対する注記(2019年９月30日現在)(抜粋)

注１－重要な会計方針の要約

一般事項

当財務書類は、ルクセンブルグにおいて投資信託に関し一般的に採用される会計原則および適用される法定の報告要件にしたがい作成されています。

創立費

創立費は、５年を最大とする期間にわたり償却されます。

各サブファンドの外国通貨換算

サブファンドの基準通貨以外の通貨建ての現金預金、その他の純資産および投資有価証券の時価評価額は、期末現在の実勢為替レートでサブファンドの基準通貨に換算されます。

サブファンドの基準通貨以外の通貨建ての収益および費用は、取引日に適用される為替レートでサブファンドの基準通貨に換算されます。

発生する為替差損益は、運用計算書および純資産変動計算書に含まれています。

各サブファンドの資産の評価

１．公認の金融商品取引所または他の規制ある市場に上場されている有価証券は、相場が反映されている直近の知りうる価格または一時点の公正な価格で評価されます。

２．上記の金融商品取引所または規制ある市場に上場されていない有価証券および直近の知りうる価格が相場を反映していない有価証券は予想される売却価格に基づき、取締役会により慎重かつ誠実に評価されます。

３．金融商品取引所または規制ある市場に上場されていない企業の評価は、直近の年次財務諸表、当該証券の評価に影響を与える事実その他の方法に基づき取締役会により誠実に提案される評価方法で行われます。評価方法の選択は取得データの妥当性によります。また、監査が行われない中間財務諸表に基づき補正されることがあります。評価価格が可能性の高い売却価格を反映していないと取締役会が判断した場合、可能性が高い売却価格に基づき、慎重かつ誠実に評価されます。
４．金融商品取引所または他の規制ある市場で取引される先渡契約(先物およびＣＦＤ)およびオプション契約は、終値もしくは当該取引所または市場により公表される決済価格で評価されます。金融商品取引所または他の規制ある市場で取引されていない先渡契約およびオプション契約は、各契約毎に設定された統一基準を遵守しつつ、取締役会により誠実に決定された規定にしたがった清算価格で評価されます。
５．オープンエンド型投資信託の受益証券／投資証券は以下により評価されます。
- 直近の取得可能な１口当たり純資産価格
- 推定される直近の１口当たり純資産価格

６．短期金融商品は、利息込みの額面価額での償却原価法または「時価評価法」により評価されます。
７．未決済の為替予約取引から発生する未実現損益は、評価日において同日現在適用される先渡為替価格を基準に決定され、純資産計算書に含まれます。
８．現預金、一覧払手形、未収入金、前払費用、未収配当金・利息は額面で評価されます。ただし、受取金額の不確性が高い場合は、取締役会が実態を反映していると判断する額を減じて評価されます。

取締役会が必要と認める場合、特定の証券を慎重かつ誠実に評価することが委任される評価委員会を設置することがあります。
取締役会は上記の基準を用いることが不可能または不適切であるサブファンドの資産において他の適切な評価原則を適用する権限を有します。

投資有価証券の売却に係る実現純損益

有価証券売却に係る実現損益は、加重平均原価に基づき計算されます。

組入有価証券の取得原価

サブファンドの基準通貨以外の通貨建ての有価証券の取得原価は、取得日の実勢為替レートでサブファンドの通貨に換算されます。

収益

配当金は落ち日に計上され、利息は発生主義で計上されます。

分配金支払

ファンドの取締役会はサブファンドおよびサブクラス毎で異なる分配方針を定めることができます。また、暫定的な分配を決定することができます。ファンドは、投資純利益、実現売買益、未実現売買益および元本を分配することができます。したがって、投資家は分配が事実上ファンドの純資産価額を減じる可能性があることを認識する必要があります。ファンドの純資産が125万ユーロを下回ることとなる分配を行うことはできません。ファンドは同一の制限内で無償での投資証券による分配を行うことができます。
支払日から５年以内に請求がない分配はその請求権が喪失し、サブファンドまたは関連するサブクラスの投資証券に返戻されます。

期末の純資産価額

2019年９月30日付のサブファンドの正式な純資産価額(取得申込と買戻しに使用される)および財務書類に表示されている純資産価額における投資資産は以下のとおり評価されました。
以下のサブファンドにかかる米国および欧州の市場で取引される資産について、純資産価額の計算時において考慮される価格は2019年９月30日午後４時における価格で当日の最終取引価格と見込まれるものでした。
ピクテ - インディアン・エクイティーズ

取引費用

取引費用は、投資有価証券の購入および売却に関連する各サブファンドにより生じた費用を表します。
これらの費用は、仲介手数料に加え、銀行手数料、税金、預託報酬およびその他の取引費用を含み、かつ、運用計算書および純資産変動計算書に含められ、2019年９月30日に終了する年度を対象とします。

注２－年次税

ルクセンブルグにおける現行法規にしたがい、ファンドには、利子・配当収益または売買益に対するルクセンブルグの所得税は課せられません。しかしながら、ファンドの純資産には、四半期毎に支払われ、各四半期末現在の純資産に基づいて計算される年率0.05％の年次税が課せられます。ただし、本年次税は法第174条(2)による機関投資家に受益者が限定されるクラス投資証券ならびに短期金融商品および預金に投資するサブファンドに帰属する純資産に関しては、0.01％の料率まで減じられます。
以下のサブファンドは年次税が免除されます。
- その証券が一以上の定期的に取引が行われる金融商品取引所または他の規制ある市場において上場または取引されているもの
- その証券の唯一の目的が一以上の指数のパフォーマンスと連動することとしているもの

複数のシェアクラスがあるサブファンドの場合、上記の要件を満たすクラスのみ免除されます。
また、ルクセンブルグにおける他の投資信託の受益証券/投資証券に投資される純資産額については、本年次税が免除されます。ただし、係る受益証券/投資証券が既に本年次税を課せられている場合に限ります。

注３－管理報酬および投資顧問報酬

ファンドは管理業務を管理会社に委託しており、管理会社は各サブファンドの運用を一以上の投資顧問会社に委任しています。
ファンドの最新の目論見書の付属文書に規定されているとおり、管理会社の事前承認を条件に、投資顧問会社は特定のサブファンドの管理の全部または一部を行わせるために一以上の副投資顧問会社(ピクテ・グループであるかは問わない)を任命することができます。
管理会社はピクテ・グループ内外の一以上の投資助言会社からファンドのための投資機会について助言を受けることができます。
管理会社は、投資顧問会社、投資助言会社および販売会社に報酬を支払う目的で各サブファンドから管理報酬を受け取ります。当該報酬は各サブファンド毎、各クラス毎に課せられ、その純資産総額に対して比例料率で算出されます。
2019年９月30日に終了する年度に適用される報酬率の上限は以下のとおりです。

	クラスＩ/ＩＳ(上限)	クラスＪ(上限)	クラスＰ(上限)	クラスＲ(上限)	クラスＺ(上限)	クラスＥ(上限)
ピクテ - インディアン・エクイティーズ	1.20%	－	2.40%	2.90%	0.00%	－

注４－サービス報酬

各サブファンドの平均純資産価額に基づき計算される年間のサービス報酬は、管理会社との契約に基づき、ファンドに提供されるサービスの対価として、支払われます。この報酬は、管理会社によりその名義書換事務代行、管理事務代行、支払事務代行の業務を行うファンドパートナー・ソリューションズ(ヨーロッパ)エス・エイへの対価として支払われます。2019年９月30日に終了する年度に適用される報酬率の上限は以下のとおりです。

	ヘッジなし証券(上限)	ヘッジ証券(上限)
ピクテ－インディアン・エクイティーズ	0.65%	－

注５－その他の未払報酬

2019年９月30日現在、その他の未払報酬には、主に保管報酬、サービス報酬およびその他の税金が含まれています。

注６－申込価格、買戻価格ならびに転換価格

各サブファンド(またはサブクラス)の発行価格は、フォワード・プライシング・ベースで計算される当該サブファンド(またはサブクラス)の純資産価額となります。当該価格は仲介手数料(当該サブファンドの１口当たり純資産価額の５％を上限とし、仲介業者および販売業者に支払われます)が加算されます。申込時または解約時かはサブクラスにより異なります。当該発行価格は各種税金が加算されます。

各サブファンド(またはサブクラス)の買戻価格は、フォワード・プライシング・ベースで計算される当該サブファンド(またサブクラス)の純資産価額となります。仲介業者および販売業者への手数料(１口当たり純資産価額の３％上限)は当該金額から控除されます。申込時または解約時かはサブクラスにより異なります。買戻価格は各種税金が減じられます。

著しく大量の取引額、市場の混乱その他ファンドの取締役会が発行・スイッチング時の既存受益者または買戻・スイッチング時の残存受益者の利益が損なわれるおそれがあると判断した場合など特殊な状況下において、ファンドの取締役会は純資産価額の最大２％の「解約留保金」を徴する権限を有しています。

取締役会は直近の目論見書の「純資産額の計算」に記載のとおり純資産額の修正を行う権限を有しています。

注７－先渡取引

2019年９月30日現在、以下の先渡取引が未決済でした。

ピクテ－インディアン・エクイティーズ

	満期日	通貨	約定金額(米ドル)
買建 444.00 SGX Nifty Index NSE	2019/10/31	USD	10,245,744.00

注８－インドの有価証券への投資

ピクテ－エマージング・マーケット、ピクテ－インディアン・エクイティーズおよびピクテ－アジア株式(除く日本)の各サブファンドは、以前はそれぞれモーリシャスに設立されたピクテ(モーリシャス)リミテッド、ピクテ・カントリー(モーリシャス)リミテッド、ピクテ・アジア・エクイティ(モーリシャス)リミテッドを通じて直接または間接的にインド企業が発行した証券に投資できました。

当該３社はファンドによって全面的に管理され、前記のサブファンド専用の助言サービスを提供していました。

2017年3月31日まで、これらの投資はそれぞれモーリシャスの会社を通じて独占的に行われました。

2019年9月30日に終了したこの会計年度中、上記のサブファンドはモーリシャスの会社を通じてではなく直接インドに投資されました。

ピクテ(モーリシャス)リミテッドおよびピクテ・アジア・エクイティ(モーリシャス)リミテッドはすでに清算プロセス中であり、ファンドの取締役会はピクテ・カントリー(モーリシャス)リミテッドを清算することを決定しました。

「ピクテ－ショートターム・マネー・マーケットＪＰＹ」の状況

当投資法人は、ルクセンブルグの法律に基づき設立された外国投資法人であります。当投資法人は、2019年９月30日付けで、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務書類が作成されており、独立監査人による財務書類の監査を受けております。以下の「純資産計算書」、「運用計算書および純資産変動計算書」ならびに「投資有価証券およびその他の純資産明細表」等は、原文の財務書類から委託会社が抜粋・翻訳したものであり、「ピクテ－ショートターム・マネー・マーケットＪＰＹ　クラスＩ」を含むすべてのクラスが対象となっております。

ピクテ－ショートターム・マネー・マーケットＪＰＹ

純資産計算書

2019年９月30日現在

(単位：円)

資産	
投資有価証券取得原価(注１)	31,005,664,463.00
投資に係る未実現純利益／損失	-356,037,900.00
投資有価証券時価評価額(注１)	30,649,626,563.00
預金(注１)	1,474,000,000.00
未収利息、純額	70,173,691.00
為替予約取引に係る未実現純利益(注１，８)	264,363,920.00
	32,458,164,174.00
負債	
当座借越(注１)	649,148,961.00
未払管理報酬および投資顧問報酬(注３)	1,571,414.00
未払年次税(注２)	836,453.00
その他の未払報酬(注５)	3,847,089.00
	655,403,917.00
2019年９月30日現在純資産合計	**31,802,760,257.00**
2018年９月30日現在純資産合計	**18,441,798,422.00**
2017年９月30日現在純資産合計	**16,282,368,862.00**

運用計算書および純資産変動計算書

2019年９月30日に終了した期間

（単位：円）

期首現在純資産額	**18,441,798,422.00**
収益	
債券利息、純額(注１)	202,331,338.00
預金利息	109,029.00
	202,440,367.00
費用	
管理報酬および投資顧問報酬(注３)	17,239,779.00
保管報酬、銀行手数料および利息	11,890,558.00
専門家報酬、監査費用およびその他の費用	10,016,671.00
サービス報酬(注４)	8,447,998.00
年次税(注２)	2,981,499.00
取引費用(注１)	1,150,495.00
	51,727,000.00
投資純利益／損失	**150,713,367.00**
実現純利益／損失	
－ 投資有価証券売却(注１)	-623,648,463.00
－ 為替取引(注１)	34,601,604.00
－ 為替予約取引	459,969,065.00
－ 先渡取引(注１)	-1,645,000.00
実現純利益／損失	**19,990,573.00**
以下に係る未実現純評価利益／損失の変動：	
－ 投資有価証券(注１)	-525,126,429.00
－ 為替予約取引	459,101,731.00
運用による純資産の増加／減少	-46,034,125.00
投資証券発行手取額	45,968,163,289.00
投資証券買戻費用	-32,561,164,208.00
支払分配金(注１)	-3,121.00
期末現在純資産額	**31,802,760,257.00**

投資有価証券およびその他の純資産明細表

2019年９月30日現在

（単位：円）

銘柄	通貨	額面	時価(注１)	純資産に対する比率(%)
Ｉ．公認の金融商品取引所に上場されているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券				
債券				
オーストラリア				
0.284% NATIONAL AUSTRALIA BANK 15/20 S.11 - SR-	JPY	400,000,000.00	400,410,000.00	1.26
2.44% TOYOTA FINANCE 16/20 S189 -SR-	AUD	3,687,000.00	271,042,956.00	0.85
3.59% COMMONWEALTH BANK AUSTRALIA 15/19 -SR-S	NZD	727,000.00	49,659,180.00	0.16
3.75% SUNCORP METWAY 14/19 -SR-S14-1	AUD	7,500,000.00	550,739,240.00	1.73
			1,271,851,376.00	**4.00**
カナダ				
1.80% DAIMLER CANADA FINANCE 16/19 -SR-	CAD	3,145,000.00	256,932,463.00	0.81
2.40% BANK OF NOVA SCOTIA 14/19 -SR-	CAD	3,500,000.00	286,165,505.00	0.90
			543,097,968.00	**1.71**
ケイマン諸島				
2.50% ALIBABA GROUP HOLDING 15/19 -SR-	USD	500,000.00	54,087,865.00	0.17
2.625% ADCB FINANCE 15/20 -SR-S	USD	550,000.00	59,547,869.00	0.19
			113,635,734.00	**0.36**
フランス				
FRN CREDIT AGRICOLE 14/19 -SR-	JPY	100,000,000.00	99,999,500.00	0.31
0.327% CAISSE DEPOT CONSIGNATION 14/20 -SR-	JPY	200,000,000.00	200,203,000.00	0.63
0.41% BFCM 14/19 S13 -SR-	JPY	800,000,000.00	800,152,000.00	2.52
0.425% CREDIT AGRICOLE 14/19 S4 -SR-	JPY	500,000,000.00	500,345,000.00	1.57
0.435% CREDIT AGRICOLE 15/20 S7 -SR-	JPY	200,000,000.00	200,596,000.00	0.63
0.473% BPCE 15/20 S10 -SR-	JPY	500,000,000.00	501,705,000.00	1.58
2.375% BNP PARIBAS 12/19 -SR-S	GBP	1,700,000.00	226,829,435.00	0.71
			2,529,829,935.00	**7.95**
香港				
1.50% CHINA CONSTRUCTION BANK ASIA 15/20 -SR-S	EUR	1,200,000.00	142,981,206.00	0.45
			142,981,206.00	**0.45**
日本				
0.10% JAPAN 17/19 N° 381 -SR-	JPY	1,000,000,000.00	1,000,100,000.00	3.14
0.125% MERCEDES-BENZ FIN. 16/19 -SR-	EUR	4,000,000.00	473,760,935.00	1.49

1.70% MIZUHO BANK 14/19 SU04 -SR-	USD	1,822,000.00	196,847,494.00	0.62
			1,670,708,429.00	**5.25**
オランダ				
0.38% RABOBANK 15/20 -SR- S27	JPY	700,000,000.00	701,610,000.00	2.21
1.00% DAIMLER 16/19 -SR-	GBP	920,000.00	122,505,450.00	0.39
1.67% COOPERATIEVE RABOBANK U.A. 10/20 - SR-	JPY	100,000,000.00	101,334,000.00	0.32
			925,449,450.00	**2.92**
韓国				
0.163% EXPORT-IMPPORT BANK KOREA 18/19 - SR-	JPY	400,000,000.00	400,128,000.00	1.26
5.125% EXPORT-IMPORT BANK OF KOREA 14/19 - SR-S	NZD	3,000,000.00	204,977,047.00	0.64
			605,105,047.00	**1.90**
スペイン				
0.433% SANTADER CONSORT FINANCE 17/20 -SR- S	JPY	100,000,000.00	100,331,800.00	0.32
			100,331,800.00	**0.32**
スウェーデン				
0.292% SVENSKA HANDELSBKORT BANK 15/20 - SR-	JPY	900,000,000.00	902,430,000.00	2.84
			902,430,000.00	**2.84**
スイス				
FRN CREDIT SUISSE 14/19 -SR-S	JPY	100,000,000.00	99,943,000.00	0.31
0.00% CITY OF LAUSANNE 18/19 -SR-	CHF	3,000,000.00	327,258,453.00	1.03
0.392% CREDIT SUISSE 14/19 S2 -SR-	JPY	800,000,000.00	800,620,000.00	2.52
			1,227,821,453.00	**3.86**
アラブ首長国連邦				
3.25% EMIRATES NBD 14/19 '250' -SR-S	USD	7,500,000.00	812,374,925.00	2.55
			812,374,925.00	**2.55**
イギリス				
0.46% LLOYDS BANK 14/19 S.6 -SR-	JPY	900,000,000.00	900,508,500.00	2.83
0.625% GLAXOSMITHKLINE 14/19 -SR-S	EUR	6,000,000.00	711,523,739.00	2.24
0.875% SANTANDER UK 14/20 'B-1468' -SR-	EUR	1,000,000.00	118,791,061.00	0.37
			1,730,823,300.00	**5.44**
アメリカ合衆国				
0.65% HONEYWELL INTL 16/20 -SR-	EUR	1,730,000.00	205,484,774.00	0.65
1.125% CARNIVAL 15/19	EUR	6,953,000.00	824,293,743.00	2.59
2.14% CATERPILLAR FINANCIAL SERVICES 16/19 -SR-S	HKD	7,000,000.00	96,560,805.00	0.30
			1,126,339,322.00	**3.54**
合計Ⅰ.			**13,702,779,945.00**	**43.09**
Ⅱ. その他の譲渡性のある有価証券				
債券				
オーストラリア				
3.91% COMMONWEALTH BANK AUSTRALIA 15/20 -SR-	NZD	3,000,000.00	207,378,864.00	0.65
			207,378,864.00	**0.65**
合計Ⅱ.			**207,378,864.00**	**0.65**
Ⅲ. 短期金融商品				
短期金融商品				
フランス				
C. PAP. ENGIE 30/09/19	EUR	4,500,000.00	532,812,150.00	1.68
C.PAP. MICHELIN 28/10/19	EUR	3,000,000.00	355,294,202.00	1.12
C.PAP. SUEZ 06/12/19	EUR	500,000.00	59,243,602.00	0.19
C.PAP. VINCI 24/10/19	EUR	2,000,000.00	236,863,228.00	0.74
			1,184,213,182.00	**3.73**
ドイツ				
C. PAP. HONDA BANK GMBH 11/12/19	EUR	2,000,000.00	236,918,569.00	0.74
			236,918,569.00	**0.74**
香港				
C.PAP. CNPC FINANCE (HK) 14/11/19	USD	1,500,000.00	161,740,056.00	0.51
C.PAP. CNPC FINANCE HONG KONG 18/12/19	USD	3,500,000.00	376,532,242.00	1.18
C.PAP. CNPC FINANCE HONG KONG 30/09/19	USD	4,500,000.00	486,697,343.00	1.53
CD AGRICULTURAL BANK OF CHINA (HK) 05/12/19 -SR-	USD	3,000,000.00	323,140,300.00	1.02
			1,348,109,941.00	**4.24**
日本				
TBI JAPAN 02/12/19 '854' -SR-	JPY	395,000,000.00	395,103,095.00	1.24
TBI JAPAN 05/11/19 S848 -SR-	JPY	1,000,000,000.00	1,000,212,000.00	3.15
TBI JAPAN 09/12/19 '855' -SR-	JPY	2,200,000,000.00	2,200,622,600.00	6.93
TBI JAPAN 16/12/19 '857' -SR-	JPY	2,000,000,000.00	2,000,578,000.00	6.29
TBI JAPAN 23/12/19 '859' -SR-	JPY	1,000,000,000.00	1,000,341,000.00	3.15
TBI JAPAN 30/09/19 S841 -SR-	JPY	1,000,000,000.00	1,000,008,000.00	3.14
			7,596,864,695.00	**23.90**
ルクセンブルグ				
C. PAP. BANK OF CHINA (LU) 20/12/19	EUR	5,000,000.00	592,615,341.00	1.86

CD AGRICULTURAL BANK OF CHINA (LU) 05/11/19	EUR	2,500,000.00	296,105,675.00	0.93
CD ICBC (LU) 13/12/19	EUR	4,000,000.00	473,993,998.00	1.49
CD ICBC (LU) 25/11/19	EUR	1,000,000.00	118,474,464.00	0.37
			1,481,189,478.00	**4.65**
オランダ				
C. PAP. HITACHI INTERNATIONAL (NL) 30/09/19	EUR	6,000,000.00	710,416,200.00	2.23
			710,416,200.00	**2.23**
韓国				
C. PAP. WOORI BANK (UK) 30/09/19	EUR	5,000,000.00	592,013,500.00	1.86
C.PAP. WOORI BANK 31/03/20	EUR	4,000,000.00	474,273,429.00	1.49
CD CHINA CONSTRUCTION BANK (KR) 12/08/20	USD	3,500,000.00	370,610,022.00	1.17
CD WOORI BANK (UK) 19/11/19	USD	2,000,000.00	215,623,427.00	0.68
			1,652,520,378.00	**5.20**
イギリス				
C. PAP. RECKITT BENCKISER TREASURY 15/11/19	EUR	5,000,000.00	592,228,342.00	1.86
C. PAP. RECKITT BENCKISER TREASURY 31/03/20	EUR	1,000,000.00	118,582,696.00	0.37
CD BANK OF EAST ASIA LONDON 04/12/19	EUR	1,000,000.00	118,467,301.00	0.37
CD BANK OF EAST ASIA LONDON 18/12/19	EUR	1,000,000.00	118,482,480.00	0.37
CD KEB HANA BANK (UK) 07/10/19	EUR	7,000,000.00	828,853,710.00	2.61
CD MITSUBISHI UFJ TRUST & BANKING (UK) 16/10/19	JPY	300,000,000.00	300,007,740.00	0.94
			2,076,622,269.00	**6.52**
アメリカ合衆国				
C. PAP. HONEYWELL INTERNATIONAL 02/12/19	EUR	2,000,000.00	236,926,171.00	0.74
C. PAP. JP MORGAN SECURITIES 18/11/19	USD	2,000,000.00	215,686,871.00	0.68
			452,613,042.00	**1.42**
合計Ⅲ.			**16,739,467,754.00**	**52.63**
投資有価証券合計			**30,649,626,563.00**	**96.37**
預金			1,474,000,000.00	4.63
当座借越			-649,148,961.00	-2.04
その他の純資産			328,282,655.00	1.04
純資産合計			**31,802,760,257.00**	**100.00**

財務書類に対する注記(2019年９月30日現在)(抜粋)

注１－重要な会計方針の要約

一般事項

当財務書類は、UCIに関するルクセンブルグにおいて一般的に採用される会計原則および適用される法定の報告要件にしたがい作成されています。

創立費

創立費は、５年を最大とする期間にわたり償却されます。

各サブファンドの外国通貨換算

サブファンドの基準通貨以外の通貨建ての現金預金、その他の純資産および投資有価証券の時価評価額は、期末現在の実勢為替レートでサブファンドの基準通貨に換算されます。

サブファンドの基準通貨以外の通貨建ての収益および費用は、取引日に適用される為替レートでサブファンドの基準通貨に換算されます。

発生する為替差損益は、運用計算書および純資産変動計算書に計上されています。

各サブファンドの資産の評価

１．公認の金融商品取引所または他の規制ある市場に上場されている有価証券は、相場が反映されている直近の知りうる価格または一時点の公正な価格で評価されます。

２．上記の金融商品取引所または規制ある市場に上場されていない有価証券および直近の知りうる価格が相場を反映していない有価証券は予想される売却価格に基づき、取締役会により慎重かつ誠実に評価されます。

３．金融商品取引所または規制ある市場に上場されていない企業の評価は、直近の年次財務諸表、当該証券の評価に影響を与える事実その他の方法に基づき取締役会により誠実に提案される評価方法で行われます。評価方法の選択は取得データの妥当性によります。また、監査が行われない中間財務諸表に基づき補正されることがあります。評価価格が可能性の高い売却価格を反映していないと取締役会が判断した場合、可能性が高い売却価格に基づき、慎重かつ誠実に評価されます。

４．金融商品取引所または他の規制ある市場で取引される先物契約およびオプション契約は、終値もしくは当該取引所または市場により公表される決済価格で評価されます。金融商品取引所または他の規制ある市場で取引されていない先物契約およびオプション契約は、各契約毎に設定された統一基準を遵守しつつ、取締役会により誠実に決定された規定にしたがった清算価格で評価されます。

５．オープンエンド型投資信託の受益証券／投資証券は以下により評価されます。

- 直近の取得可能な１口当たり純資産価格
- 推定される直近の１口当たり純資産価格

６．短期金融商品は、利息込みの額面価額での償却原価法または「時価評価法」により評価されます。

７．未決済の為替予約取引から発生する未実現損益は、評価日において同日現在適用される先渡為替価格を基準に決定され、純資産計算書に含まれます。

８．現預金、一覧払手形、未収入金、前払費用、未収配当金・利息は額面で評価されます。ただし、受取金額の不確性が高い場合は、取締役会が実態を反映していると判断する額を減じて評価されます。

取締役会が必要と認める場合、特定の証券を慎重かつ誠実に評価することが委任される評価委員会を設置することがあります。

取締役会は上記の基準を用いることが不可能または不適切であるサブファンドの資産において他の適切な評価原則を適用する権限を有します。

特定のサブファンドにおける特有の評価

「ショートターム・マネー・マーケット(CHF、EUR、JPYおよびUSD)」において、未上場の有価証券は「モデル評価法」で評価されます。この計算ではリスクフリー・レートとの利回り格差が考慮されます。市場の相場がある有価証券は「時価評価法」で評価されます。

投資有価証券の売却に係る実現純損益

有価証券売却に係る実現損益は、加重平均原価に基づき計算されます。

組入有価証券の取得原価

サブファンドの基準通貨以外の通貨建ての有価証券の取得原価は、取得日の実勢為替レートでサブファンドの基準通貨に換算されます。

収益

配当金は、落ち日に源泉徴収後の金額で計上されます。利息は、発生基準で計上されます。

分配金支払

ファンドの取締役会はサブファンドおよびサブクラス毎で異なる分配方針を定めることができます。また、暫定的な分配を決定することができます。ファンドは、投資純利益、実現売買益、未実現売買益および元本を分配することができます。したがって、投資家は分配が事実上ファンドの純資産価額を減じる可能性があることを認識する必要があります。ファンドの純資産が125万ユーロを下回ることとなる分配を行うことはできません。ファンドは同一の制限内で無償での投資証券による分配を行うことができます。

支払日から５年以内に請求がない分配はその請求権が喪失し、サブファンドまたは関連するサブクラスの投資証券に返戻されます。

期末の純資産価額

2019年９月30日付のサブファンドの(取得申込と買戻しに使用される)正式な純資産価額および財務書類に表示されている純資産価額は、以下のとおり評価されました。

１）米国および欧州市場で取引される以下のサブファンドの資産については、純資産価額の計算時に考慮される直近の入手可能な価格は2019年９月27日の最終取引価格でした。

ピクテ - ショートターム・マネー・マーケットＪＰＹ

取引費用

取引費用は、投資有価証券の購入および売却に関連する各サブファンドにより生じた費用を表します。

これらの費用は、仲介手数料に加え、銀行手数料、税金、預託報酬およびその他の取引費用を含み、かつ、運用計算書および純資産変動計算書に含められ、2019年９月30日に終了する年度を対象とします。

注２－年次税

ルクセンブルグにおける現行法規にしたがい、ファンドには、利子・配当収益または売買益に対するルクセンブルグの所得税は課せられません。しかしながら、ファンドの純資産には、四半期毎に支払われ、各四半期末現在の純資産に基づいて計算される年率0.05％の年次税が課せられます。ただし、本年次税は法第174条(2)による機関投資家に受益者が限定されるクラス投資証券ならびに短期金融商品および預金に投資するサブファンドに帰属する純資産に関しては、0.01％の料率まで減じられます。

以下のサブファンドは年次税が免除されます。

- その証券が一以上の定期的に取引が行われる金融商品取引所または他の規制ある市場において上場または取引されているもの
- その証券の唯一の目的が一以上の指数のパフォーマンスと連動することとしているもの

複数のシェアクラスがあるサブファンドの場合、上記の要件を満たすクラスのみ免除されます。

また、ルクセンブルグにおける他の投資信託の受益証券/投資証券に投資される純資産額については、本年次税が免除されます。ただし、係る受益証券/投資証券が既に本年次税を課せられている場合に限ります。

注３－管理報酬および投資顧問報酬

ファンドは管理業務を管理会社に委託しており、管理会社は各サブファンドの運用を一以上の投資顧問会社に委任しています。

ファンドの最新の目論見書の付属文書に規定されているとおり、管理会社の事前承認を条件に、投資顧問会社は特定のサブファンドの管理の全部または一部を行わせるために一以上の副投資顧問会社(ピクテ・グループであるかは問わない)を任命することができます。

管理会社はピクテ・グループ内外の一以上の投資助言会社からファンドのための投資機会について助言を受けることができます。

管理会社は、投資顧問会社、投資助言会社および販売会社に報酬を支払う目的で各サブファンドから管理報酬を受け取ります。当該報酬は各サブファンド毎、各クラス毎に課せられ、その純資産総額に対して比例料率で算出されます。

2019年９月30日に終了する年度に適用される報酬率の上限は以下のとおりです。

	クラスＩ/ＩＳ(上限)	クラスＪ(上限)	クラスＰ(上限)	クラスＲ(上限)	クラスＺ(上限)	クラスＥ(上限)
ピクテ - ショートターム・マネー・マーケットＪＰＹ	0.15%	0.10%	0.30%	0.60%	0.00%	-

注４－サービス報酬

各サブファンドの平均純資産価額に基づき計算される年間のサービス報酬は、管理会社との契約に基づき、ファンドに提供されるサービスの対価として、支払われます。この報酬は、管理会社によりその名義書換事務代行、管理事務代行、支払事務代行の業務を行うファンドパートナー・ソリューションズ(ヨーロッパ)エス・エイへの対価として支払われます。2019年９月30日に終了する年度に適用される報酬率の上限は以下のとおりです。

	ヘッジなし証券(上限)	ヘッジ証券(上限)
ピクテ - ショートターム・マネー・マーケットＪＰＹ	0.10%	-

注５－その他の未払報酬

2019年９月30日現在、その他の未払報酬には、主に保管報酬、サービス報酬およびその他の税金が含まれています。

注６－申込価格、買戻価格ならびに転換価格

各サブファンド(またはサブクラス)の発行価格は、フォワード・プライシング・ベースで計算される当該サブファンド(またはサブクラス)の純資産価額となります。当該価格は仲介手数料(当該サブファンドの１口当たり純資産価額の５％を上限とし、仲介業者および販売業者に支払われます)が加算されます。申込時または解約時かはサブクラスにより異なります。当該発行価格は各種税金が加算されます。

各サブファンド(またはサブクラス)の買戻価格は、フォワード・プライシング・ベースで計算される当該サブファンド(またサブクラス)の純資産価額となります。仲介業者および販売業者への手数料(１口当たり純資産価額の３％上限)は当該金額から控除されます。申込時または解約時かはサブクラスにより異なります。買戻価格は各種税金が減じられます。

著しく大量の取引額、市場の混乱その他ファンドの取締役会が発行・スイッチング時の既存受益者または買戻・スイッチング時の残存受益者の利益が損なわれるおそれがあると判断した場合など特殊な状況下において、ファンドの取締役会は純資産価額の最大２％の「解約留保金」を徴する権限を有しています。
取締役会は直近の目論見書の「純資産額の計算」に記載のとおり純資産額の修正を行う権限を有しています。

注７－先物取引
2019年９月30日現在、以下の先物取引が未決済でした。
ピクテ－ショートターム・マネー・マーケットＪＰＹ

	満期日	通貨	約定金額(円)
売建 70.00 Japan 3M Euro JPY	2019/12/16	JPY	-1,750,000,000.00

注８－為替予約取引
下記の同一の通貨ペアにかかる為替予約取引は合算されています。満期日までの年限が最長の取引のみが表示されています。
2019年９月30日現在、以下の為替予約取引が未決済でした。
ピクテ－ショートターム・マネー・マーケットＪＰＹ

通貨	購入	通貨	売却	満期日
EUR	809,000.00	JPY	99,506,757.00	2019/11/06
JPY	869,815,385.00	AUD	11,372,606.40	2020/03/06
JPY	547,103,175.00	CAD	6,715,305.00	2019/12/16
JPY	329,086,330.00	CHF	3,000,000.00	2019/11/05
JPY	7,642,895,386.00	EUR	62,850,716.25	2020/03/31
JPY	380,868,646.00	GBP	2,669,575.00	2019/12/20
JPY	99,918,845.00	HKD	7,149,800.00	2019/12/13
JPY	504,213,113.00	NZD	7,011,099.65	2020/04/22
JPY	2,770,260,304.00	USD	26,022,830.75	2020/08/12

2019年９月30日現在のこれらの契約に係る未実現純利益は、264,363,920.00円であり、純資産計算書に含まれています。

中間財務諸表

（１）ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の３及び第57条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第３期中間計算期間（2020年３月17日から2020年９月16日まで）の中間財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2020年10月28日

ピクテ投信投資顧問株式会社
取締役会　御中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大畑　茂 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているiTrustインド株式の2020年３月17日から2020年９月16日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、iTrustインド株式の2020年９月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2020年３月17日から2020年９月16日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

ピクテ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

iTrust インド株式

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第２期 ［2020年３月16日現在］	第３期中間計算期間 ［2020年９月16日現在］
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	33,829,739	36,169,426
投資証券	1,075,454,845	1,710,242,232
未収入金	10,000,003	2,340,000
流動資産合計	1,119,284,587	1,748,751,658
資産合計	1,119,284,587	1,748,751,658
負債の部		
流動負債		
未払金	2,585,605	1,269,919
未払解約金	27,274,637	15,352,374
未払受託者報酬	143,060	131,194
未払委託者報酬	6,358,058	5,830,694
未払利息	92	99
その他未払費用	397,329	364,517
流動負債合計	36,758,781	22,948,797
負債合計	36,758,781	22,948,797
純資産の部		
元本等		
元本	1,274,117,852	1,828,317,521
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金(△)	△191,592,046	△102,514,660
(分配準備積立金)	9,279,472	7,685,949
元本等合計	1,082,525,806	1,725,802,861
純資産合計	1,082,525,806	1,725,802,861
負債純資産合計	1,119,284,587	1,748,751,658

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第２期中間計算期間 自　2019年３月16日 至　2019年９月15日	第３期中間計算期間 自　2020年３月17日 至　2020年９月16日
営業収益		
有価証券売買等損益	△40,680,418	212,937,379
営業収益合計	△40,680,418	212,937,379
営業費用		
支払利息	17,822	19,221
受託者報酬	134,933	131,194
委託者報酬	5,997,211	5,830,694
その他費用	3,095,975	2,935,468
営業費用合計	9,245,941	8,916,577
営業利益又は営業損失(△)	△49,926,359	204,020,802
経常利益又は経常損失(△)	△49,926,359	204,020,802
中間純利益又は中間純損失(△)	△49,926,359	204,020,802
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額(△)	△2,224,655	3,853,383
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△6,557,627	△191,592,046
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,319,996	52,659,023
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,319,996	52,659,023
剰余金減少額又は欠損金増加額	11,659,956	163,749,056
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	11,659,956	163,749,056
分配金	－	－
中間剰余金又は中間欠損金(△)	△64,599,291	△102,514,660

（3）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、投資証券の基準価額で評価しております。
２．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	中間計算期間期首の取扱い 信託約款第31条により、2020年３月15日が休日のため、当中間計算期間期首を2020年３月17日としております。

（中間貸借対照表に関する注記）

	第２期 2020年３月16日現在	第３期中間計算期間 2020年９月16日現在
１．元本の推移 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	 1,329,151,572円 1,001,878,941円 1,056,912,661円	 1,274,117,852円 862,282,851円 308,083,182円
２．受益権の総数	1,274,117,852口	1,828,317,521口
３．元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は191,592,046円であります。	中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は102,514,660円であります。

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	第２期 自　2019年３月16日 至　2020年３月16日	第３期中間計算期間 自　2020年３月17日 至　2020年９月16日
１．中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
２．時価の算定方法	（１）有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 （２）デリバティブ取引 該当事項はありません。 （３）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	（１）有価証券 同左 （２）デリバティブ取引 同左 （３）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（一口当たり情報に関する注記）

	第２期 （2020年３月16日現在）	第３期中間計算期間 （2020年９月16日現在）
１口当たり純資産額 （１万口当たり純資産額）	0.8496円 （8,496円）	0.9439円 （9,439円）

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

＜参考情報＞

ファンドは、ルクセンブルグ籍の外国投資法人である「ピクテ - インディアン・エクイティーズ」のクラスＺ　ＪＰＹ投資証券および「ピクテ - ショートターム・マネー・マーケットＪＰＹ」のクラスＩ投資証券を投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」は、同投資証券です。これら外国投資法人の状況は次のとおりです。なお、記載された情報は監査対象外です。

「ピクテ - インディアン・エクイティーズ」の状況

当投資法人は、ルクセンブルグの法律に基づき設立された外国投資法人であります。当投資法人は、2020年３月31日付で、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した中間財務書類が作成されております。中間計算期間末のため独立監査人による財務書類の監査は受けておりません。以下の「純資産計算書」、「運用計算書および純資産変動計算書」ならびに「投資有価証券およびその他の純資産明細表」等は、原文の中間財務書類から委託会社が抜粋・翻訳したものであり、「ピクテ - インディアン・エクイティーズ　クラスＺ　ＪＰＹ」を含むすべてのクラスが対象となっております。

ピクテ - インディアン・エクイティーズ

純資産計算書

2020年３月31日現在

（単位：米ドル）

資産	
投資有価証券取得原価(注1)	288,225,000.90
投資に係る未実現純利益／損失	-64,352,319.76
投資有価証券時価評価額(注1)	223,872,681.14
現金預金(注1)	1,128,592.92
	225,001,274.06
負債	
未払管理報酬および投資顧問報酬(注3)	276,660.74
未払年次税(注2)	25,363.42
その他の未払報酬(注5)	68,788.40
	370,812.56
2020年３月31日現在純資産合計	**224,630,461.50**
2019年９月30日現在純資産合計	**333,076,908.11**
2018年９月30日現在純資産合計	**299,206,043.21**

運用計算書および純資産変動計算書

2020年３月31日に終了した期間

（単位：米ドル）

期首現在純資産額	**333,076,908.11**
収益	
配当金、純額(注1)	1,488,446.76
預金利息	16,075.34
	1,504,522.10
費用	
管理報酬および投資顧問報酬(注3)	2,043,757.31
保管報酬、銀行手数料および利息	87,843.06
専門家報酬、監査費用およびその他の費用	76,420.92
サービス報酬(注4)	313,902.88
年次税(注2)	65,009.24
取引費用(注1)	182,610.98
	2,769,544.39
投資純利益／損失	-1,265,022.29
実現純利益／損失	
－ 投資有価証券売却(注1)	792,296.30
－ 為替取引(注1)	-721,340.77
－ 先渡取引(注1)	-1,281,190.66
実現純利益／損失	-2,475,257.42
以下に係る未実現純評価利益／損失の変動：	
－ 投資有価証券(注1)	-89,181,464.28
運用による純資産の増加／減少	-91,656,721.70
投資証券発行手取額	51,552,122.84
	-68,341,458.75
支払分配金(注1)	-389.00
期間末現在純資産額	**224,630,461.50**

投資有価証券およびその他の純資産明細表

2020年３月31日現在

（単位：米ドル）

銘柄	通貨	数量	時価(注1)	純資産に対する比率(%)
公認の金融商品取引所に上場されているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券				
株式				
インド				
AU SMALL FINANCE BANK	INR	1,095,337.00	7,316,917.49	3.26
BAJAJ FINSERV	INR	66,489.00	4,033,164.26	1.80
CENTURY PLYBOARDS -DEMAT.-	INR	2,883,676.00	4,244,496.92	1.89
CITY UNION BANK	INR	3,483,408.00	5,954,285.62	2.65
CYIENT	INR	1,021,020.00	3,084,387.25	1.37
DR. LAL PATHLABS	INR	365,421.00	6,807,498.86	3.03
FAIRFAX INDIA HOLDINGS SUB. VTG	USD	703,932.00	4,575,558.00	2.04
HCL TECHNOLOGIES LIMITED -DEMAT.-	INR	2,792,177.00	16,129,990.44	7.18
HDFC BANK	INR	1,812,578.00	20,671,229.79	9.20
HDFC LIFE INSURANCE	INR	1,522,914.00	8,894,044.21	3.96
HEXAWARE TECHNOLOGIES -DEMAT.-	INR	2,202,837.00	6,592,779.15	2.93
HOUSING DEVELOPMENT FINANCE	INR	449,996.00	9,714,475.25	4.32
ICICI BANK	INR	1,058,568.00	4,553,346.27	2.03
ICICI LOMBARD GENERAL INSURANCE	INR	357,338.00	5,117,847.80	2.28
ICICI PRUDENTIAL LIFE INSURANCE	INR	1,432,335.00	6,748,632.76	3.00
INFOSYS TECHNOLOGIES -DEMAT.-	INR	2,244,311.00	19,021,859.53	8.47
INTERGLOBE AVIATION	INR	859,189.00	12,090,245.82	5.38
ITC -DEMAT.-	INR	3,280,810.00	7,453,828.50	3.32
KOTAK MAHINDRA BANK LTD	INR	737,345.00	12,662,920.16	5.64
MARUTI SUZUKI INSIA LTD -DEMAT.-	INR	73,575.00	4,178,115.10	1.86
MOTHERSON SUMI SYTEMS -DEMAT.-	INR	7,088,572.00	5,714,020.86	2.54
POWER GRID INDIA	INR	3,541,868.00	7,449,377.79	3.32
SBI CARDS & PAYMENT SERVICES 144A/S	INR	390,943.00	3,196,998.97	1.42
SHRIRAM TRANSPORT FINANCE	INR	676,221.00	5,905,024.46	2.63
TORRENT PHARMACEUTICALS -DEMAT.-	INR	718,721.00	18,718,034.27	8.33
			210,829,079.53	**93.85**
モーリシャス				
MAKEMYTRIP	USD	174,603.00	2,163,331.17	0.96
			2,163,331.17	**0.96**
アメリカ合衆国				
COGNIZANT TECHNOLOGY SOLUTIONS 'A'	USD	233,132.00	10,880,270.44	4.84
			10,880,270.44	**4.84**
投資有価証券合計			**223,872,681.14**	**99.66**
現金預金			1,128,592.92	0.50
その他の純負債			-370,812.56	-0.16
純資産合計			**224,630,461.50**	**100.00**

中間財務書類に対する注記(2020年３月31日現在)(抜粋)

注１－重要な会計方針の要約

一般事項

当中間財務書類は、ルクセンブルグにおいて投資信託に関し一般的に採用される会計原則および適用される法定の報告要件にしたがい作成されています。

創立費

創立費は、５年を最大とする期間にわたり償却されます。

各サブファンドの外国通貨換算

サブファンドの基準通貨以外の通貨建ての現金預金、その他の純資産および投資有価証券の時価評価額は、期末現在の実勢為替レートでサブファンドの基準通貨に換算されます。

サブファンドの基準通貨以外の通貨建ての収益および費用は、取引日に適用される為替レートでサブファンドの基準通貨に換算されます。

発生する為替差損益は、運用計算書および純資産変動計算書に含まれています。

各サブファンドの資産の評価

１．公認の金融商品取引所または他の規制ある市場に上場されている有価証券は、相場が反映されている直近の知りうる価格または一時点の公正な価格で評価されます。

２．上記の金融商品取引所または規制ある市場に上場されていない有価証券および直近の知りうる価格が相場を反映していない有価証券は予想される売却価格に基づき、取締役会により慎重かつ誠実に評価されます。

３．金融商品取引所または規制ある市場に上場されていない企業の評価は、直近の年次財務諸表、当該証券の評価に影響を与える事実その他の方法に基づき取締役会により誠実に提案される評価方法で行われます。評価方法の選択は取得データの妥当性によります。また、監査が行われない中間財務諸表に基づき補正されることがあります。評価価格が可能性の高い売却価格を反映していないと取締役会が判断した場合、可能性が高い売却価格に基づき、慎重かつ誠実に評価されます。

４．金融商品取引所または他の規制ある市場で取引される先渡契約(先物およびＣＦＤ)およびオプション契約は、終値もしくは当該取引所または市場により公表される決済価格で評価されます。金融商品取引所または他の規制ある市場で取引されていない先渡契約およびオプション契約は、各契約毎に設定された統一基準を遵守しつつ、取締役会により誠実に決定された規定にしたがった清算価格で評価されます。

５．オープンエンド型投資信託の受益証券／投資証券は以下により評価されます。

- 直近の取得可能な１口当たり純資産価格
- 推定される直近の１口当たり純資産価格

６．短期金融商品は、利息込みの額面価額での償却原価法または「時価評価法」により評価されます。

７．未決済の為替予約取引から発生する未実現損益は、評価日において同日現在適用される先渡為替価格を基準に決定され、純資産計算書に含まれます。

８．現預金、一覧払手形、未収入金、前払費用、未収配当金・利息は額面で評価されます。ただし、受取金額の不確性が高い場合は、取締役会が実態を反映していると判断する額を減じて評価されます。

取締役会が必要と認める場合、特定の証券を慎重かつ誠実に評価することが委任される評価委員会を設置することがあります。

取締役会は上記の基準を用いることが不可能または不適切であるサブファンドの資産において他の適切な評価原則を適用する権限を有します。

投資有価証券の売却に係る実現純損益

有価証券売却に係る実現純損益は、加重平均原価に基づき計算されます。

組入有価証券の取得原価

サブファンドの基準通貨以外の通貨建ての有価証券の取得原価は、取得日の実勢為替レートでサブファンドの通貨に換算されます。

収益

配当金は、落ち日に源泉徴収後の金額で計上されます。利息は、発生基準で計上されます。

分配金支払

ファンドの取締役会はサブファンドおよびサブクラス毎で異なる分配方針を定めることができます。また、暫定的な分配を決定することができます。ファンドは、投資純利益、実現売買益、未実現売買益および元本を分配することができます。したがって、投資家は分配が事実上ファンドの純資産価額を減じる可能性があることを認識する必要があります。ファンドの純資産が125万ユーロを下回ることとなる分配を行うことはできません。ファンドは同一の制限内で無償での投資証券による分配を行うことができます。

支払日から５年以内に請求がない分配はその請求権が喪失し、サブファンドまたは関連するサブクラスの投資証券に返戻されます。

期末の純資産価額

2020年３月31日付のサブファンドの正式な純資産価額(取得申込と買戻しに使用される)および財務書類に表示されている純資産価額における投資資産は以下のとおり評価されました。

以下のサブファンドにかかる米国および欧州の市場で取引される資産について、純資産価額の計算時において考慮される価格は2020年３月31日午後４時における価格で当日の取引終了時の公正な価格と見込まれるものでした。

ピクテ - インディアン・エクイティーズ

取引費用

取引費用は、投資有価証券の購入および売却に関連する各サブファンドにより生じた費用を表します。

これらの費用は、仲介手数料、銀行手数料、税金、預託報酬およびその他の取引費用を含み、2020年３月31日に終了した期間の運用計算書および純資産変動計算書に含まれます。

注２－年次税

ルクセンブルグにおける現行法規にしたがい、ファンドには、利子・配当収益または売買益に対するルクセンブルグの所得税は課せられません。しかしながら、ファンドの純資産には、四半期毎に支払われ、各四半期末現在の純資産に基づいて計算される年率0.05％の年次税が課せられます。ただし、本年次税は法第174条(2)による機関投資家に受益者が限定されるクラス投資証券ならびに短期金融商品および預金に投資するサブファンドに帰属する純資産に関しては、0.01％の料率まで減じられます。

以下のサブファンドは年次税が免除されます。

- その証券が一以上の定期的に取引が行われる金融商品取引所または他の規制ある市場において上場または取引されているもの
- その証券の唯一の目的が一以上の指数のパフォーマンスと連動することとしているもの

複数のシェアクラスがあるサブファンドの場合、上記の要件を満たすクラスのみ免除されます。

また、ルクセンブルグにおける他の投資信託の受益証券/投資証券に投資される純資産額については、本年次税が免除されます。ただし、係る受益証券/投資証券が既に本年次税を課せられている場合に限ります。

注３－管理報酬および投資顧問報酬

ファンドは管理業務を管理会社に委託しており、管理会社は各サブファンドの運用を一以上の投資顧問会社に委任しています。

ファンドの最新の目論見書の付属文書に規定されているとおり、管理会社の事前承認を条件に、投資顧問会社は特定のサブファンドの管理の全部または一部を行わせるために一以上の副投資顧問会社(ピクテ・グループであるかは問わない)を任命することができます。

管理会社はピクテ・グループ内外の一以上の投資助言会社からファンドのための投資機会について助言を受けることができます。

管理会社は、投資顧問会社、投資助言会社および販売会社に報酬を支払う目的で各サブファンドから管理報酬を受け取ります。当該報酬は各サブファンド毎、各クラス毎に課せられ、その純資産総額に対して比例料率で算出されます。

2020年３月31日に終了する期間に適用される報酬率の上限は以下のとおりです。

	クラスＩ/ＩＳ(上限)	クラスＪ(上限)	クラスＰ(上限)	クラスＲ(上限)	クラスＺ(上限)	クラスＥ(上限)
ピクテ - インディアン・エクイティーズ	1.20%	-	2.40%	2.90%	0.00%	-

注４－サービス報酬

各サブファンドの平均純資産価額に基づき計算される年間のサービス報酬は、管理会社との契約に基づき、ファンドに提供されるサービスの対価として、支払われます。この報酬は、管理会社によりその名義書換事務代行、管理事務代行、支払事務代行の業務を行うファンドパートナー・ソリューションズ(ヨーロッパ)エス・エイへの対価として支払われます。2020年３月31日に終了する期間に適用される報酬率の上限は以下のとおりです。

	ヘッジなし証券(上限)	ヘッジ証券(上限)
ピクテ - インディアン・エクイティーズ	0.65%	0.7%

注５－その他の未払報酬

2020年３月31日現在、その他の未払報酬には、主に保管報酬、サービス報酬およびその他の税金が含まれています。

注６－申込手数料、買戻手数料ならびに転換手数料

各サブファンド(またはサブクラス)の発行価格は、フォワード・プライシング・ベースに基づき計算された当該サブファンド(またはサブクラス)の純資産価額となります。当該申込価格は仲介手数料(当該サブファンドの１口当たり純資産価額の５％を上限とし、仲介業者および販売業者に支払われます)が加算されます。申込時または解約時かはサブクラスにより異なります。申込価格は各種税金が加算されます。

各サブファンド(またはサブクラス)の買戻価格は、フォワード・プライシング・ベースに基づき計算された当該サブファンド(またサブクラス)の純資産価額となります。仲介業者および販売業者への手数料(１口当たり純資産価額の３％上限)は買戻金額から控除されます。申込時または解約時かはサブクラスにより異なります。買戻価格は各種税金が減じられます。

著しく大量の取引額、市場の混乱その他ファンドの取締役会が発行・スイッチング時の既存受益者または買戻・スイッチング時の残存受益者の利益が損なわれるおそれがあると判断した場合など特殊な状況下において、ファンドの取締役会は純資産価額の最大２％の「解約留保金」を徴する権限を有しています。

取締役会は直近の目論見書の「純資産額の計算」に記載のとおり純資産額の修正を行う権限を有しています。

注７－インドの有価証券への投資

ピクテ－エマージング・マーケット、ピクテ－インディアン・エクイティーズおよびピクテ－アジア株式(除く日本)の各サブファンドは、以前は、ピクテ(モーリシャス)リミテッド、ピクテ・カントリー(モーリシャス)リミテッド、ピクテ・アジア・エクイティ(モーリシャス)リミテッドを介して、直接的または間接的に、インド企業が発行した証券に投資できました。これらの３社は、モーリシャスに設立され、それぞれ各サブファンドによって完全に管理され、各サブファンドに独占的にアドバイザリーサービスを提供していました。

2017年３月31日まで、これらの投資はそれぞれモーリシャスの会社を通じてのみ行われていました。2020年３月31日に終了したこの会計期間中、上記のサブファンドはモーリシャスの会社を通じてではなく、インドに直接投資しました。 ピクテ(モーリシャス)リミテッドおよびピクテ・アジア・エクイティ(モーリシャス)リミテッドはすでに清算手続き中であり、ファンドの取締役会はピクテ・カントリー(モーリシャス)リミテッドを清算する決定を下しました。

「ピクテ－ショートターム・マネー・マーケットＪＰＹ」の状況

当投資法人は、ルクセンブルグの法律に基づき設立された外国投資法人であります。当投資法人は、2020年３月31日付で、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した中間財務書類が作成されております。中間計算期間末のため独立監査人による財務書類の監査は受けておりません。以下の「純資産計算書」、「運用計算書および純資産変動計算書」ならびに「投資有価証券およびその他の純資産明細表」等は、原文の中間財務書類から委託会社が抜粋・翻訳したものであり、「ピクテ－ショートターム・マネー・マーケットＪＰＹ　クラスＩ」を含むすべてのクラスが対象となっております。

ピクテ－ショートターム・マネー・マーケットＪＰＹ

純資産計算書

2020年３月31日現在

（単位：円）

資産	
投資有価証券取得原価(注1)	37,036,051,829.00
投資に係る未実現純利益／損失	-263,294,004.00
投資有価証券時価評価額(注1)	36,772,757,825.00
預金(注1)	1,850,000,000.00
未収利息、純額	40,666,989.00
為替予約取引に係る未実現純利益(注1,8)	196,960,478.00
	38,860,385,292.00
負債	
当座借越(注1)	894,715,301.00
未払管理報酬および投資顧問報酬(注3)	1,891,129.00
未払年次税(注2)	964,555.00
その他の未払報酬(注5)	2,933,757.00
	900,504,742.00
2020年３月31日現在純資産合計	**37,959,880,550.00**
2019年９月30日現在純資産合計	**31,802,760,257.00**
2018年９月30日現在純資産合計	**18,441,798,422.00**

運用計算書および純資産変動計算書

2020年３月31日に終了した期間

（単位：円）

期首現在純資産額	**31,802,760,257.00**
収益	
債券利息、純額(注1)	67,462,686.00
預金利息	31,219.00
	67,493,905.00
費用	
管理報酬および投資顧問報酬(注3)	10,353,232.00
保管報酬、銀行手数料および利息	5,176,451.00

専門家報酬、監査費用およびその他の費用	3,495,409.00
サービス報酬(注4)	4,974,638.00
年次税(注2)	1,698,618.00
取引費用(注1)	796,314.00
	26,494,662.00
投資純利益／損失	40,999,243.00
実現純利益／損失	
- 投資有価証券売却(注1)	-402,517,590.00
- 為替取引(注1)	60,623,514.99
- 為替予約取引	232,600,447.00
- 先渡取引(注1)	1,318,750.01
実現純利益／損失	-66,975,635.00
以下に係る未実現純評価利益／損失の変動：	
	91,729,081.00
- 為替予約取引	-67,403,442.00
運用による純資産の増加／減少	-42,649,996.00
投資証券発行手取額	24,483,875,161.00
	-18,283,934,114.00
支払分配金(注1)	-170,758.00
期間末現在純資産額	**37,959,880,550.00**

投資有価証券およびその他の純資産明細表

2020年３月31日現在

(単位：円)

銘柄	通貨	額面	時価(注1)	純資産に対する比率(%)
Ⅰ．公認の金融商品取引所に上場されているまたは他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券				
債券				
オーストラリア				
FRN BHP BILLITON FINANCE 15/20 '15'	EUR	500,000.00	59,600,948.00	0.16
0.343% ANZ BANKING GROUP 15/20 -SR-	JPY	1,200,000,000.00	1,200,900,000.00	3.16
1.69% TOYOTA FINANCE AUSTRALIA 17/20 -SR-	USD	1,542,000.00	166,453,517.00	0.44
1.92% TOYOTA FINANCE AUSTRALIA 16/20 -SR-S	AUD	2,351,000.00	156,781,606.00	0.41
7.75% TELSTRA CORP 10/20 -SR-	AUD	1,200,000.00	81,275,953.00	0.21
			1,665,012,024.00	**4.38**
英領バージン諸島				
2.50% SINOPEC GROUP OVERSEAS 15/20	USD	3,286,000.00	355,341,833.00	0.94
			355,341,833.00	**0.94**
カナダ				
0.289% ROYAL BANK OF CANADA 15/20 -SR-	JPY	700,000,000.00	700,441,000.00	1.85
1.65% PROVINCE OF ONTARIO 10/20 S.105 -SR-	JPY	100,000,000.00	100,303,160.00	0.26
2.50% TORONTO-DOMINION BANK 15/20 -SR-	USD	3,333,000.00	360,911,055.00	0.95
			1,161,655,215.00	**3.06**
フィンランド				
0.15% NORDEA BANK 17/20 -SR-S	SEK	29,000,000.00	311,471,988.00	0.82
			311,471,988.00	**0.82**
フランス				
0.435% CREDIT AGRICOLE 15/20 S7 -SR-	JPY	200,000,000.00	200,160,000.00	0.53
0.473% BPCE 15/20 S10 -SR-	JPY	500,000,000.00	500,550,000.00	1.32
			700,710,000.00	**1.85**
香港				
1.125% SHANGHAI ELECTRIC 15/20 -SR-S	EUR	3,400,000.00	405,658,409.00	1.07
			405,658,409.00	**1.07**
日本				
0.10% JAPAN 18/20 -SR-	JPY	1,500,000,000.00	1,500,135,000.00	3.95
3.23% MIZUHO BANK 15/20 -SR-	AUD	2,943,000.00	196,716,202.00	0.52
			1,696,851,202.00	**4.47**
ルクセンブルグ				
FRN BANK OF CHINA LUX 17/20 -SR-S	EUR	2,500,000.00	298,062,318.00	0.79
			298,062,318.00	**0.79**
オランダ				
0.38% RABOBANK 15/20 -SR- S27	JPY	800,000,000.00	800,400,000.00	2.11
1.67% COOPERATIEVE RABOBANK U.A. 10/20 - SR-	JPY	100,000,000.00	100,498,000.00	0.26
1.75% BMW FINANCE NV 15/20 -SR-S	SEK	6,000,000.00	64,687,472.00	0.17
			965,585,472.00	**2.54**
韓国				
0.30% SHINHAN BANK 18/20 SA -SR-S	JPY	300,000,000.00	300,010,830.00	0.79

4.25% EXPORT-IMPORT BANK OF KOREA 14/20 - SR-	AUD	1,550,000.00	103,556,151.00	0.27
			403,566,981.00	**1.06**
スペイン				
0.43% SANTADER CONSORT FINANCE 17/20 -SR- S	JPY	200,000,000.00	200,138,860.00	0.53
			200,138,860.00	**0.53**
スウェーデン				
0.292% SVENSKA HANDELSBKORT BANK 15/20 - SR-	JPY	900,000,000.00	900,765,000.00	2.37
			900,765,000.00	**2.37**
スイス				
0.00% CITY OF LAUSANNE 19/20	CHF	6,000,000.00	675,670,654.00	1.78
			675,670,654.00	**1.78**
イギリス				
3.497% BP CAPITAL MARKETS 13/20 -SR-	CAD	8,000,000.00	612,780,577.00	1.61
			612,780,577.00	**1.61**
アメリカ合衆国				
0.275% PROCTER & GAMBLE 15/20 -SR-	JPY	900,000,000.00	900,190,890.00	2.37
2.60% COCA-COLA 16/20 -SR-	AUD	3,000,000.00	200,192,703.00	0.53
			1,100,383,593.00	**2.90**
合計Ⅰ.			**11,453,654,126.00**	**30.17**
Ⅱ. その他の譲渡性のある有価証券				
債券				
オーストラリア				
2.15% COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA 14/20 -SR-S	USD	629,000.00	67,956,088.00	0.18
2.32% TOYOTA FINANCE AUSTRALIA 17/20 -SR-	AUD	3,776,000.00	252,208,597.00	0.66
3.91% COMMONWEALTH BANK AUSTRALIA 15/20 -SR-	NZD	3,000,000.00	194,786,351.00	0.51
			514,951,036.00	**1.35**
フィンランド				
0.312% NORDEA BANK 15/20 S8 -SR-	JPY	100,000,000.00	100,049,000.00	0.26
			100,049,000.00	**0.26**
フランス				
0.437% BPCE 15/20 S.11 -SR-	JPY	300,000,000.00	300,663,000.00	0.79
0.494% BFCM 15/20 -SR-	JPY	800,000,000.00	801,456,000.00	2.11
2.72% BNP PARIBAS 15/20 -SR-	AUD	539,000.00	36,058,647.00	0.09
			1,138,177,647.00	**2.99**
韓国				
0.36% SHINHAN BANK 17/20 S7 -SR-	JPY	400,000,000.00	400,072,000.00	1.05
			400,072,000.00	**1.05**
イギリス				
0.46% LLOYDS BANK 15/20 -SR-	JPY	500,000,000.00	500,340,000.00	1.32
			500,340,000.00	**1.32**
合計Ⅱ.			**2,653,589,683.00**	**6.97**
Ⅲ. 短期金融商品				
短期金融商品				
ドイツ				
C.PAP. BAYERISCHE LANDESBANK 31/03/20	EUR	5,000,000.00	596,062,050.00	1.57
			596,062,050.00	**1.57**
香港				
C.PAP. CNPC FINANCE HK 07/04/20	USD	2,000,000.00	216,111,371.00	0.57
CD CHINA DEVELOPMENT BANK (HK) 06/05/20	USD	3,000,000.00	323,717,607.00	0.85
			539,828,978.00	**1.42**
アイルランド				
C.PAP. SODEXO FINANCE 31/03/20	EUR	2,000,000.00	238,424,820.00	0.63
			238,424,820.00	**0.63**
日本				
TBI JAPAN 06/04/20 S.879 -SR-	JPY	3,500,000,000.00	3,500,098,000.00	9.22
TBI JAPAN 07/05/20 -SR-	JPY	1,200,000,000.00	1,200,248,400.00	3.16
TBI JAPAN 10/04/20 S.862 -SR-	JPY	4,190,000,000.00	4,190,213,690.00	11.04
TBI JAPAN 13/04/20 -SR- S.881	JPY	4,231,000,000.00	4,231,291,939.00	11.15
TBI JAPAN 18/05/20 S.888 -SR-	JPY	1,000,000,000.00	1,000,270,000.00	2.64
TBI JAPAN 20/04/20 -SR- S.883	JPY	1,393,900,000.00	1,394,051,935.00	3.67
TBI JAPAN 27/04/20 -SR-	JPY	660,000,000.00	660,098,340.00	1.74
			16,176,272,304.00	**42.62**
オランダ				
C.PAP. HITACHI INTERNATIONAL (NL) 31/03/20	EUR	6,000,000.00	715,274,460.00	1.88
C.PAP. HITACHI INTERNATIONAL (NL) 31/03/20	EUR	1,000,000.00	119,212,410.00	0.31
C.PAP. WURTH FINANCE INTERNATIONAL 31/03/20	EUR	6,500,000.00	774,880,665.00	2.04
CD ABN AMRO BANK 07/07/20	USD	5,000,000.00	538,197,359.00	1.42
			2,147,564,894.00	**5.65**

フランス				
0.437% BPCE 15/20 S.11 -SR-	JPY	300,000,000.00	300,663,000.00	0.79
0.494% BFCM 15/20 -SR-	JPY	800,000,000.00	801,456,000.00	2.11
2.72% BNP PARIBAS 15/20 -SR-	AUD	539,000.00	36,058,647.00	0.09
			1,138,177,647.00	**2.99**
韓国				
0.36% SHINHAN BANK 17/20 S7 -SR-	JPY	400,000,000.00	400,072,000.00	1.05
			400,072,000.00	**1.05**
イギリス				
0.46% LLOYDS BANK 15/20 -SR-	JPY	500,000,000.00	500,340,000.00	1.32
			500,340,000.00	**1.32**
合計Ⅱ.			**2,653,589,683.00**	**6.97**
Ⅲ. 短期金融商品				
短期金融商品				
ドイツ				
C.PAP. BAYERISCHE LANDESBANK 31/03/20	EUR	5,000,000.00	596,062,050.00	1.57
			596,062,050.00	**1.57**
香港				
C.PAP. CNPC FINANCE HK 07/04/20	USD	2,000,000.00	216,111,371.00	0.57
CD CHINA DEVELOPMENT BANK (HK) 06/05/20	USD	3,000,000.00	323,717,607.00	0.85
			539,828,978.00	**1.42**
アイルランド				
C.PAP. SODEXO FINANCE 31/03/20	EUR	2,000,000.00	238,424,820.00	0.63
			238,424,820.00	**0.63**
日本				
TBI JAPAN 06/04/20 S.879 -SR-	JPY	3,500,000,000.00	3,500,098,000.00	9.22
TBI JAPAN 07/05/20 -SR-	JPY	1,200,000,000.00	1,200,248,400.00	3.16
TBI JAPAN 10/04/20 S.862 -SR-	JPY	4,190,000,000.00	4,190,213,690.00	11.04
TBI JAPAN 13/04/20 -SR- S.881	JPY	4,231,000,000.00	4,231,291,939.00	11.15
TBI JAPAN 18/05/20 S.888 -SR-	JPY	1,000,000,000.00	1,000,270,000.00	2.64
TBI JAPAN 20/04/20 -SR- S.883	JPY	1,393,900,000.00	1,394,051,935.00	3.67
TBI JAPAN 27/04/20 -SR-	JPY	660,000,000.00	660,098,340.00	1.74
			16,176,272,304.00	**42.62**
オランダ				
C.PAP. HITACHI INTERNATIONAL (NL) 31/03/20	EUR	6,000,000.00	715,274,460.00	1.88
C.PAP. HITACHI INTERNATIONAL (NL) 31/03/20	EUR	1,000,000.00	119,212,410.00	0.31
C.PAP. WURTH FINANCE INTERNATIONAL 31/03/20	EUR	6,500,000.00	774,880,665.00	2.04
CD ABN AMRO BANK 07/07/20	USD	5,000,000.00	538,197,359.00	1.42
			2,147,564,894.00	**5.65**
シンガポール				
CD CHINA CONSTRUCTION BANK (SG) 11/06/20	USD	2,500,000.00	269,244,973.00	0.71
			269,244,973.00	**0.71**
韓国				
C.PAP. WOORI BANK (UK) 31/03/20	EUR	4,000,000.00	476,849,640.00	1.26
CD CHINA CONSTRUCTION BANK (KR) 12/08/20	USD	3,500,000.00	375,739,938.00	0.99
CD WOORI BANK 22/05/20	EUR	2,500,000.00	298,018,985.00	0.79
			1,150,608,563.00	**3.04**
スイス				
C.PAP. EURFIMA 14/04/20	USD	6,600,000.00	712,970,209.00	1.88
			712,970,209.00	**1.88**
イギリス				
C. PAP. RECKITT BENCKISER TREASURY 31/03/20	EUR	1,000,000.00	119,212,410.00	0.31
CD QATAR NATIONAL BANK (UK) 14/04/20	EUR	6,000,000.00	715,324,815.00	1.88
			834,537,225.00	**2.19**
合計Ⅲ.			**22,665,514,016.00**	**59.71**
投資有価証券合計			**36,772,757,825.00**	**96.87**
預金			1,850,000,000.00	4.87
当座借越			-894,715,301.00	-2.36
その他の純資産			231,838,026.00	0.62
純資産合計			**37,959,880,550.00**	**100.00**

中間財務書類に対する注記(2020年３月31日現在)(抜粋)

注１－重要な会計方針の要約

一般事項

当中間財務書類は、ルクセンブルグにおいて投資信託に関し一般的に採用される会計原則および適用される法定の報告要件にしたがい作成されています。

創立費

創立費は、５年を最大とする期間にわたり償却されます。

各サブファンドの外国通貨換算

サブファンドの基準通貨以外の通貨建ての現金預金、その他の純資産および投資有価証券の時価評価額は、期末現在の実勢為替レートでサブファンドの基準通貨に換算されます。

サブファンドの基準通貨以外の通貨建ての収益および費用は、取引日に適用される為替レートでサブファンドの基準通貨に換算されます。

発生する為替差損益は、運用計算書および純資産変動計算書に含まれています。

各サブファンドの資産の評価

1．公認の金融商品取引所または他の規制ある市場に上場されている有価証券は、相場が反映されている直近の知りうる価格または一時点の公正な価格で評価されます。

2．上記の金融商品取引所または規制ある市場に上場されていない有価証券および直近の知りうる価格が相場を反映していない有価証券は予想される売却価格に基づき、取締役会により慎重かつ誠実に評価されます。

3．金融商品取引所または規制ある市場に上場されていない企業の評価は、直近の年次財務諸表、当該証券の評価に影響を与える事実その他の方法に基づき取締役会により誠実に提案される評価方法で行われます。評価方法の選択は取得データの妥当性によります。また、監査が行われない中間財務諸表に基づき補正されることがあります。評価価格が可能性の高い売却価格を反映していないと取締役会が判断した場合、可能性が高い売却価格に基づき、慎重かつ誠実に評価されます。

4．金融商品取引所または他の規制ある市場で取引される先物契約およびオプション契約は、終値もしくは当該取引所または市場により公表される決済価格で評価されます。金融商品取引所または他の規制ある市場で取引されていない先物契約およびオプション契約は、各契約毎に設定された統一基準を遵守しつつ、取締役会により誠実に決定された規定にしたがった清算価格で評価されます。

5．オープンエンド型投資信託の受益証券／投資証券は以下により評価されます。

- 直近の取得可能な１口当たり純資産価格
- 推定される直近の１口当たり純資産価格

6．短期金融商品は、利息込みの額面価額での償却原価法または「時価評価法」により評価されます。

7．未決済の為替予約取引から発生する未実現純損益は、評価日において同日現在適用される先渡為替価格を基準に決定され、純資産計算書に含まれます。

8．現預金、一覧払手形、未収入金、前払費用、未収配当金・利息は額面で評価されます。ただし、受取金額の不確性が高い場合は、取締役会が実態を反映していると判断する額を減じて評価されます。

取締役会が必要と認める場合、特定の証券を慎重かつ誠実に評価することが委任される評価委員会を設置することがあります。

取締役会は上記の基準を用いることが不可能または不適切であるサブファンドの資産において他の適切な評価原則を適用する権限を有します。

特定のサブファンドにおける特有の評価

「ショートターム・マネー・マーケット(CHF、EUR、JPYおよびUSD)」において、未上場の有価証券は「モデル評価法」で評価されます。この計算ではリスクフリー・レートとの利回り格差が考慮されます。市場の相場がある有価証券は「時価評価法」で評価されます。

投資有価証券の売却に係る実現純損益

有価証券売却に係る実現純損益は、加重平均原価に基づき計算されます。

組入有価証券の取得原価

サブファンドの基準通貨以外の通貨建ての有価証券の取得原価は、取得日の実勢為替レートでサブファンドの基準通貨に換算されます。

収益

配当金は、落ち日に源泉徴収後の金額で計上されます。利息は、発生基準で計上されます。

分配金支払

ファンドの取締役会はサブファンドおよびサブクラス毎で異なる分配方針を定めることができます。また、暫定的な分配を決定することができます。ファンドは、投資純利益、実現売買益、未実現売買益および元本を分配することができます。したがって、投資家は分配が事実上ファンドの純資産価額を減じる可能性があることを認識する必要があります。ファンドの純資産が125万ユーロを下回ることとなる分配を行うことはできません。ファンドは同一の制限内で無償での投資証券による分配を行うことができます。

支払日から５年以内に請求がない分配はその請求権が喪失し、サブファンドまたは関連するサブクラスの投資証券に返戻されます。

期末の純資産価額

2020年３月31日付のサブファンドの正式な純資産価額(取得申込と買戻しに使用される)および財務書類に表示されている純資産価額は、2020年３月30日の最終価格による評価に基づき決定されました。

取引費用

取引費用は、投資有価証券の購入および売却に関連する各サブファンドにより生じた費用を表します。

これらの費用は、仲介手数料、銀行手数料、税金、預託報酬およびその他の取引費用を含み、2020年３月31日に終了した期間の運用計算書および純資産変動計算書に含まれます。

注２－年次税

ルクセンブルグにおける現行法規にしたがい、ファンドには、利子・配当収益または売買益に対するルクセンブルグの所得税は課せられません。しかしながら、ファンドの純資産には、四半期毎に支払われ、各四半期末現在の純資産に基づいて計算される年率0.05％の年次税が課せられます。ただし、本年次税は法第174条(2)による機関投資家に受益者が限定されるクラス投資証券ならびに短期金融商品および預金に投資するサブファンドに帰属する純資産に関しては、0.01％の料率まで減じられます。

以下のサブファンドは年次税が免除されます。

- その証券が一以上の定期的に取引が行われる金融商品取引所または他の規制ある市場において上場または取引されているもの
- その証券の唯一の目的が一以上の指数のパフォーマンスと連動することとしているもの

複数のシェアクラスがあるサブファンドの場合、上記の要件を満たすクラスのみ免除されます。

また、ルクセンブルグにおける他の投資信託の受益証券/投資証券に投資される純資産額については、本年次税が免除されます。ただし、係る受益証券/投資証券が既に本年次税を課せられている場合に限ります。

注３－管理報酬および投資顧問報酬

ファンドは管理業務を管理会社に委託しており、管理会社は各サブファンドの運用を一以上の投資顧問会社に委任しています。

ファンドの最新の目論見書の付属文書に規定されているとおり、管理会社の事前承認を条件に、投資顧問会社は特定のサブファンドの管理の全部または一部を行わせるために一以上の副投資顧問会社(ピクテ・グループであるかは問わない)を任命することができます。

管理会社はピクテ・グループ内外の一以上の投資助言会社からファンドのための投資機会について助言を受けることができます。

管理会社は、投資顧問会社、投資助言会社および販売会社に報酬を支払う目的で各サブファンドから管理報酬を受け取ります。当該報酬は各サブファンド毎、各クラス毎に課せられ、その純資産総額に対して比例料率で算出されます。
2020年３月31日に終了する期間に適用される報酬率の上限は以下のとおりです。

	クラスＩ/ＩＳ（上限）	クラスＪ（上限）	クラスＰ（上限）	クラスＲ（上限）	クラスＺ（上限）	クラスＥ（上限）
ピクテ - ショートターム・マネー・マーケットＪＰＹ	0.15%	0.10%	0.30%	0.60%	0.00%	-

注４－サービス報酬
各サブファンドの平均純資産価額に基づき計算される年間のサービス報酬は、管理会社との契約に基づき、ファンドに提供されるサービスの対価として、支払われます。この報酬は、管理会社によりその名義書換事務代行、管理事務代行、支払事務代行の業務を行うファンドパートナー・ソリューションズ(ヨーロッパ)エス・エイへの対価として支払われます。2020年３月31日に終了する期間に適用される報酬率の上限は以下のとおりです。

	ヘッジなし証券(上限)	ヘッジ証券(上限)
ピクテ - ショートターム・マネー・マーケットＪＰＹ	0.10%	-

注５－その他の未払報酬
2020年３月31日現在、その他の未払報酬には、主に保管報酬、サービス報酬およびその他の税金が含まれています。

注６－申込価格、買戻価格ならびに転換価格
各サブファンド(またはサブクラス)の発行価格は、フォワード・プライシング・ベースに基づき計算された当該サブファンド(またはサブクラス)の純資産価額となります。当該申込価格は仲介手数料(当該サブファンドの１口当たり純資産価額の５％を上限とし、仲介業者および販売業者に支払われます)が加算されます。申込時または解約時かはサブクラスにより異なります。申込価格は各種税金が加算されます。
各サブファンド(またはサブクラス)の買戻価格は、フォワード・プライシング・ベースに基づき計算された当該サブファンド(またサブクラス)の純資産価額となります。仲介業者および販売業者への手数料(１口当たり純資産価額の３％上限)は買戻金額から控除されます。申込時または解約時かはサブクラスにより異なります。買戻価格は各種税金が減じられます。
著しく大量の取引額、市場の混乱その他ファンドの取締役会が発行・スイッチング時の既存受益者または買戻・スイッチング時の残存受益者の利益が損なわれるおそれがあると判断した場合など特殊な状況下において、ファンドの取締役会は純資産価額の最大２％の「解約留保金」を徴する権限を有しています。
取締役会は直近の目論見書の「純資産額の計算」に記載のとおり純資産額の修正を行う権限を有しています。

注７－先物取引
2020年３月31日現在、以下の先物取引が未決済でした。
ピクテ - ショートターム・マネー・マーケットＪＰＹ

	満期日	通貨	約定金額(円)
売建 25.00 Japan 3M Euro JPY	2020/06/15	JPY	-625,000,000.00

注８－為替予約取引
下記の同一の通貨ペアにかかる為替予約取引は合算されています。満期日までの年限が最長の取引のみが表示されています。
2020年３月31日現在、以下の為替予約取引が未決済でした。
ピクテ - ショートターム・マネー・マーケットＪＰＹ

通貨	購入	通貨	売却	満期日
EUR	2,500,000.00	JPY	298,207,869.00	2020/04/03
JPY	1,141,485,967.00	AUD	15,598,668.55	2020/09/10
JPY	677,580,022.00	CAD	8,279,760.02	2020/11/09
JPY	657,387,983.00	CHF	6,000,000.00	2020/05/07
JPY	2,097,494,434.00	EUR	17,440,000.49	2020/05/22
JPY	217,284,474.00	NZD	3,058,650.00	2020/04/22
JPY	408,965,301.00	SEK	35,148,500.00	2020/10/06
JPY	3,380,520,740.00	USD	31,534,191.65	2020/12/14

2020年３月31日現在のこれらの契約に係る未実現純利益は、196,960,478.00円であり、純資産計算書に含まれています。

注９－店頭デリバティブ商品に係る担保
店頭デリバティブ商品(CFD、オプション、スワップおよびCDS)の取引において、サブファンドは取引の相手方から証拠金を受け入れています。
2020年３月31日現在、サブファンドは証拠金として以下の金額を受け入れています。

サブファンド	通貨	証拠金額
ピクテ - ショートターム・マネー・マーケットＪＰＹ	JPY	212,420,000.00円

２【ファンドの現況】
以下のファンドの現況は2020年９月30日現在です。

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	1,697,848,275円
Ⅱ　負債総額	29,146,603円
Ⅲ　純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	1,668,701,672円
Ⅳ　発行済口数	1,817,566,760口
Ⅴ　１万口当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	9,181円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

１　名義書換について

該当事項はありません。

２　受益者等に対する特典

該当事項はありません。

３　受益権の譲渡

（１）受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

（２）（１）の申請のある場合には、（１）の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、（１）の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

（３）（１）の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

４　受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

５　受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

６　償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

７　質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額

2020年10月末日現在：２億円

委託会社が発行する株式の総数：20,000株（普通株式：10,000株　Ａ種優先株式：10,000株）

発行済株式総数：1,563株（普通株式：800株　Ａ種優先株式：763株）

最近５年間における資本金の額の増減：2018年10月10日付で２億円から14億円に増加

2018年12月７日付で14億円から２億円に減少

（２）委託会社の機構

①　経営の意思決定機構

株主総会で選任された取締役および監査役で構成される取締役会が設置されています。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を含む企業運営方針を決定し、取締役の職務の執行を監督します。また、取締役会の定めた経営方針・経営計画に基づく業務執行の意思決定（取締役会の専権事項を除く。）を行う機関として、取締役会で選任された経営会議メンバーで構成される経営会議が設置されています。代表取締役は経営会議メンバーの業務を統括し、指揮監督します。

②　投資運用の意思決定機構

運用部門、プロダクト部門およびコンプライアンス部門の代表者を主要メンバーとして構成される投資政策委員会において、投資政策の審議・決定ならびにその運用の成果および投資政策との関連での妥当性を分析します。投資政策委員会において決定された信託財産の投資政策に基づき、資産運用部門が運用の指図を行います。運用の指図に関する権限を外部の投資顧問会社に委託することまたは外部の投資顧問会社からの助言を受けることがあります。

２【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業、第一種金融商品取引業の一部、第二種金融商品取引業の一部および付随業務の一部を行っています。2020年10月末日現在、委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額は次のとおりです（ただし、マザーファンドを除きます）。

種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	121	1,933,286,931,069
単位型株式投資信託	25	87,406,085,947
合計	146	2,020,693,017,016

３【委託会社等の経理状況】

１．財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

当社の財務諸表及び中間財務諸表に掲記される科目、その他の事項の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第35期事業年度（2019年１月１日から2019年12月31日まで）の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人の監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第36期事業年度の中間会計期間（2020年１月１日から2020年６月30日まで）の中間財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人の中間監査を受けております。

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

2020年３月11日

ピクテ投信投資顧問株式会社
取　締　役　会　御　中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大畑　茂　㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているピクテ投信投資顧問株式会社の2019年１月１日から2019年12月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクテ投信投資顧問株式会社の2019年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独　立　監　査　人　の　中　間　監　査　報　告　書

2020年９月９日

ピクテ投信投資顧問株式会社
　取　締　役　会　御　中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　　大畑　茂　㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているピクテ投信投資顧問株式会社の2020年１月１日から2020年12月31日までの第36期事業年度の中間会計期間（2020年１月１日から2020年６月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ピクテ投信投資顧問株式会社の2020年６月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2020年１月１日から2020年６月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

財務諸表

（1）【貸借対照表】

（単位：千円）

		第34期 (2018年12月31日現在)	第35期 (2019年12月31日現在)
資産の部			
流動資産			
現金・預金		3,711,860	4,506,488
前払費用		79,027	78,871
未収委託者報酬		1,685,428	2,295,464
未収還付法人税等		83,663	－
未収収益		263,070	448,435
その他		11,075	13,874
流動資産計		5,834,126	7,343,134
固定資産			
有形固定資産			
建物付属設備	※1	194,447	187,123
器具備品	※1	126,555	122,817
有形固定資産合計		321,002	309,941
無形固定資産			
ソフトウェア		50,121	36,066
その他		831	831
無形固定資産合計		50,953	36,898
投資その他の資産			
投資有価証券		5,190	5,433
長期差入保証金		284,554	286,676
繰延税金資産		785,394	891,796
投資その他の資産合計		1,075,138	1,183,907
固定資産計		1,447,094	1,530,747
資産合計		7,281,220	8,873,881

（単位：千円）

		第34期 (2018年12月31日現在)	第35期 (2019年12月31日現在)
負債の部			
流動負債			
預り金		32,961	25,546
未払金			
未払手数料		907,510	1,272,877
その他未払金		264,097	382,635
未払法人税等		－	337,277
賞与引当金		588,498	1,081,528
その他		103,729	116,692
流動負債合計		1,896,797	3,216,556
固定負債			
長期借入金	※2	2,400,000	2,400,000
退職給付引当金		360,643	140,138
資産除去債務		81,540	81,736
固定負債合計		2,842,183	2,621,875
負債合計		4,738,981	5,838,431
純資産の部			
株主資本			
資本金		200,000	200,000
利益剰余金			
利益準備金		50,000	50,000
その他利益剰余金		2,292,176	2,784,524
繰越利益剰余金		2,292,176	2,784,524
利益剰余金合計		2,342,176	2,834,524
株主資本合計		2,542,176	3,034,524
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		62	925
評価・換算差額等合計		62	925
純資産合計		2,542,239	3,035,449
負債・純資産合計		7,281,220	8,873,881

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

		第34期 （自　2018年１月１日 至　2018年12月31日）	第35期 （自　2019年１月１日 至　2019年12月31日）
営業収益			
委託者報酬		14,781,311	16,420,074
その他営業収益		1,302,354	1,487,877
営業収益計		16,083,665	17,907,952
営業費用			
支払手数料		9,004,895	9,941,917
広告宣伝費		336,376	344,051
調査費			
調査費		163,385	184,540
委託調査費		1,340,587	1,459,077
委託計算費		394,917	405,398
営業雑経費			
通信費		54,988	67,770
印刷費		263,151	290,584
諸会費		12,423	12,802
図書費		2,948	2,981
諸経費		4,528	5,831
営業費用計		11,578,202	12,714,954
一般管理費			
給料			
役員報酬		120,350	122,116
給料・手当		1,856,527	1,865,795
賞与	※１	474,775	376,353
賞与引当金繰入		488,893	1,037,268
旅費交通費		127,937	151,720
租税公課		66,628	71,096
不動産賃借料		347,815	354,515
退職給付費用	※２	236,714	56,799
固定資産減価償却費		73,103	78,558
消耗器具備品費		18,691	34,152
人材採用費		35,910	29,741
修繕維持費		32,905	30,152
諸経費		177,587	214,632
一般管理費計		4,057,841	4,422,905
営業利益		447,621	770,092
営業外収益			
受取利息		50	22
法人税等還付加算金		2	956
その他		3,046	1,680
営業外収益計		3,099	2,659
営業外費用			
支払利息	※３	10,250	45,625
為替差損		14,411	－
その他		2,561	3
営業外費用計		27,222	45,628
経常利益		423,498	727,123
税引前当期純利益		423,498	727,123
法人税、住民税及び事業税		79,910	341,559
法人税等調整額		66,756	△106,783
法人税等合計額		146,666	234,775
当期純利益		276,832	492,347

（３）【株主資本等変動計算書】

第34期(自　2018年１月１日　至　2018年12月31日)

(千円)

	株主資本						
		資本剰余金			利益剰余金		
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	200,000	－	－	－	50,000	2,171,640	2,221,640
当期変動額							
新株の発行	1,200,000	1,200,000	－	1,200,000	－	－	－
資本金から剰余金への振替	△1,200,000	－	1,200,000	1,200,000	－	－	－
準備金から剰余金への振替	－	△1,200,000	1,200,000	－	－	－	－
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	－
自己株式の処分	－	－	△2,400,000	△2,400,000	－	△156,295	△156,295
当期純利益	－	－	－	－	－	276,832	276,832
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	－	－	－	120,536	120,536
当期末残高	200,000	－	－	－	50,000	2,292,176	2,342,176

(千円)

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	－	2,421,640	707	707	2,422,347
当期変動額					
新株の発行	－	2,400,000	－	－	2,400,000
資本金から剰余金への振替	－	－	－	－	－
準備金から剰余金への振替	－	－	－	－	－
自己株式の取得	△2,556,295	△2,556,295	－	－	△2,556,295
自己株式の処分	2,556,295	－	－	－	－
当期純利益	－	276,832	－	－	276,832
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	－	－	△644	△644	△644
当期変動額合計	－	120,536	△644	△644	119,891
当期末残高	－	2,542,176	62	62	2,542,239

第35期(自　2019年１月１日　至　2019年12月31日)

(千円)

	株主資本					評価・換算差額等		純資産合計
		利益剰余金						
	資本金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	200,000	50,000	2,292,176	2,342,176	2,542,176	62	62	2,542,239
当期変動額								
当期純利益	－	－	492,347	492,347	492,347	－	－	492,347
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	－	－	－	－	－	862	862	862
当期変動額合計	－	－	492,347	492,347	492,347	862	862	493,209
当期末残高	200,000	50,000	2,784,524	2,834,524	3,034,524	925	925	3,035,449

重要な会計方針

区分	
１．有価証券の評価基準及び評価方法	(１)その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。
２．固定資産の減価償却の方法	(１)有形固定資産(リース資産を除く) 定額法により償却しております。 (２)無形固定資産(リース資産を除く) 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(５年)に基づく定額

	法により償却しております。
３．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
４．引当金の計上基準	(１)貸倒引当金 債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により算出した額を計上しております。貸倒懸念債権等はありません。 (２)賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、支出見込額の当期負担分を計上しております。 (３)退職給付引当金 従業員及び役員の退職金に充てるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。過去勤務費用及び数理計算上の差異は、その発生年度に一括損益処理しています。
５．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(１)消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

未適用の会計基準等

１．収益認識に関する会計基準等

・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号　平成30年３月30日　企業会計基準委員会)

・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号　平成30年３月30日　企業会計基準委員会)

(１)概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年５月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年１月１日以降開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針とあわせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発に当たって基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便宜の１つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき事項がある場合は、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取り扱いを追加することとされております。

(２)適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

(３)当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

２．時価の算定に関する会計基準等

・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号　令和１年７月４日　企業会計基準委員会)

・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号　令和１年７月４日　企業会計基準委員会)

(１)概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、公正価値測定に関して会計基準の開発を行い、2011年５月に「公正価値測定」(IASBにおいてはIFRS第13号、FASBにおいてはTopic820)を公表しており、IFRS第13号は2013年１月１日以降開始する事業年度から、Topic820は2011年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針とあわせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発に当たっての基本的な方針として、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされています。ただし、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別事項に対するその他の取扱いを定めることとされています。

(２)適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

(３)当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

表示方法の変更

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号　平成30年２月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計関係注記を変更しました。

この結果、前会計年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」253,349千円を「投資その他の資産」の「繰延税金資産」785,394千円に含めて表示しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

第34期 （2018年12月31日現在）	第35期 （2019年12月31日現在）
※１　有形固定資産の減価償却累計額 建物付属設備　298,168千円 器具備品　335,627千円	※１　有形固定資産の減価償却累計額 建物付属設備　321,546千円 器具備品　285,681千円
※２　関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。 長期借入金　2,400,000千円	※２　関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。 長期借入金　2,400,000千円

（損益計算書関係）

第34期 自　2018年１月１日 至　2018年12月31日	第35期 自　2019年１月１日 至　2019年12月31日
※１　従業員及び役員の賞与であります。	※１　従業員及び役員の賞与であります。
※２　従業員及び役員の退職給付費用であります。	※２　従業員及び役員の退職給付費用であります。
※３　関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 支払利息　10,250千円	※３　関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 支払利息　45,625千円

（株主資本等変動計算書関係）

第34期（自　2018年１月１日　至　2018年12月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第34期事業年度期首 株式数 （株）	第34期 増加株式数 （株）	第34期 減少株式数 （株）	第34期事業年度末 株式数 （株）
発行済株式				
普通株式	800	－	－	800
Ａ種優先株式　（注１）	－	763	－	763
合計	800	763	－	1,563
自己株式				
普通株式　（注２），（注３）	－	800	800	－
合計	－	800	800	－

（注１）Ａ種優先株式の発行済株式総数の増加763株は、第三者割当による関係会社に対する新株の発行による増加であります。

（注２）普通株式の自己株式の株式数の増加800株は、取締役会決議による普通株式の自己株式の取得による増加であります。

（注３）普通株式の自己株式の株式数の減少800株は、取締役会決議による普通株式の自己株式の処分による減少であります。

２．配当に関する事項

（１）配当金支払額

該当事項はありません。

（２）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

第35期（自　2019年１月１日　至　2019年12月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第35期事業年度期首 株式数 （株）	第35期 増加株式数 （株）	第35期 減少株式数 （株）	第35期事業年度末 株式数 （株）
発行済株式				
普通株式	800	－	－	800
Ａ種優先株式	763	－	－	763
合計	1,563	－	－	1,563

２．配当に関する事項

（１）配当金支払額

該当事項はありません。

（２）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第34期（自　2018年１月１日　至　2018年12月31日）

１．ファイナンス・リース取引（借主側）

該当事項はありません。

２．オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

１年内	285,575千円
１年超	284,085千円
合計	569,660千円

第35期(自　2019年１月１日　至　2019年12月31日)
１．ファイナンス・リース取引(借主側)
該当事項はありません。

２．オペレーティング・リース取引
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

１年内	286,741千円
１年超	72,791千円
合計	359,533千円

(金融商品に関する注記)
第34期(自　2018年１月１日　至　2018年12月31日)
１．金融商品の状況に関する事項
(１)金融商品に対する取組方針
余剰資金については銀行預金(当座預金、普通預金、定期預金又は信託預金等)で運用しております。

(２)金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク
銀行預金は、本邦銀行に預け入れているものがあります。本邦銀行に預け入れているものは、その元本が預金保険制度の対象となっております。
営業債権である未収委託者報酬は、信託銀行により分別保管されている投資信託の信託財産から直接支弁されるので信用リスクは発生せず、また投資信託の決算日までに信託財産が減少し委託者報酬が支払えなくなるというマーケットリスクは非常に低いものと考えております。
営業債務である未払手数料は、回収不能となるリスクの非常に低い委託者報酬の入金後、これを原資に支払いをおこなうので、支払不能となる流動性リスクは非常に低いものと考えております。また、その他未払金については、その債務を履行するに十分な即時引出し可能な決済性預金を保有していることから、流動性不足はないものと考えております。
長期借入金は、返済日は最長で決算日後９年であります。固定金利の為、金利の変動リスクはございません。

(３)金融商品に係るリスク管理体制
当社は本邦銀行における預金を預金保険制度の保険対象範囲に限定して信用リスクの軽減を図っており、その状況は代表取締役およびピクテグループファイナンスに報告されモニタリングされています。

２．金融商品の時価等に関する事項
(１)2018年12月31日における金融商品の貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は次のとおりであります。

(千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	3,711,860	3,711,860	－
未収委託者報酬	1,685,428	1,685,428	－
未払手数料	907,510	907,510	－
その他未払金	264,097	264,097	－
長期借入金	2,400,000	2,420,336	20,336

(２)金融商品の時価の算定方法
現金・預金、未収委託者報酬及び未払金といった当社の金融商品は短期決済されるものなので、時価は帳簿価額にほぼ等しくなっております。したがって時価は当該帳簿価額によっております。
長期借入金の時価は、元金利の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(３)長期差入保証金(貸借対照表計上額284,554千円)は、本社オフィス等の不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金等であり、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

(４)金銭債権の償還予定額は次のとおりであります。

(千円)

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
現金・預金	3,711,860	－	－	－	－	－
未収委託者報酬	1,685,428	－	－	－	－	－

(５)長期借入金の決算日後の返済予定額は次のとおりであります。

(千円)

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
長期借入金	－	－	－	－	1,200,000	1,200,000

第35期(自　2019年１月１日　至　2019年12月31日)
１．金融商品の状況に関する事項
(１)金融商品に対する取組方針
余剰資金については銀行預金(当座預金、普通預金、定期預金又は信託預金等)で運用しております。

(２)金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク
銀行預金は、本邦銀行に預け入れているものがあります。本邦銀行に預け入れているものは、その元本が預金保険制度の対象となっております。

営業債権である未収委託者報酬は、信託銀行により分別保管されている投資信託の信託財産から直接支弁されるので信用リスクは発生せず、また投資信託の決算日までに信託財産が減少し委託者報酬が支払えなくなるというマーケットリスクは非常に低いものと考えております。

営業債務である未払手数料は、回収不能となるリスクの非常に低い委託者報酬の入金後、これを原資に支払いをおこなうので、支払不能となる流動性リスクは非常に低いものと考えております。また、その他未払金については、その債務を履行するに十分な即時引出し可能な決済性預金を保有していることから、流動性不足はないものと考えております。

長期借入金は、返済日は最長で決算日後８年であります。固定金利の為、金利の変動リスクはございません。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

当社は本邦銀行における預金を預金保険制度の保険対象範囲に限定して信用リスクの軽減を図っており、その状況は代表取締役およびピクテグループファイナンスに報告されモニタリングされています。

２．金融商品の時価等に関する事項

（１）2019年12月31日における金融商品の貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は次のとおりであります。

（千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	4,506,488	4,506,488	－
未収委託者報酬	2,295,464	2,295,464	－
未払手数料	1,272,877	1,272,877	－
その他未払金	382,635	382,635	－
長期借入金	2,400,000	2,474,183	74,183

（２）金融商品の時価の算定方法

現金・預金、未収委託者報酬及び未払金といった当社の金融商品は短期決済されるものなので、時価は帳簿価額にほぼ等しくなっております。したがって時価は当該帳簿価額によっております。

長期借入金の時価は、元金利の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（３）長期差入保証金（貸借対照表計上額286,676千円）は、本社オフィス等の不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金等であり、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

（４）金銭債権の償還予定額は次のとおりであります。

（千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
現金・預金	4,506,488	－	－	－	－	－
未収委託者報酬	2,295,464	－	－	－	－	－

（５）長期借入金の決算日後の返済予定額は次のとおりであります。

（千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
長期借入金	－	－	－	1,200,000	－	1,200,000

（有価証券関係）

第34期（2018年12月31日現在）

１．その他有価証券で時価のあるもの

（千円）

区分	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	700	1,367	667
	小計	700	1,367	667
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託受益証券	4,400	3,822	△577
	小計	4,400	3,822	△577
合計		5,100	5,190	90

２．当期中に売却されたその他有価証券（自　2018年１月１日　至　2018年12月31日）

該当事項はありません。

第35期（2019年12月31日現在）

１．その他有価証券で時価のあるもの

（千円）

区分	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	3,800	5,178	1,378
	小計	3,800	5,178	1,378
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託受益証券	300	254	△45
	小計	300	254	△45
合計		4,100	5,433	1,333

２．当期中に売却されたその他有価証券（自　2019年１月１日　至　2019年12月31日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第34期(自　2018年１月１日　至　2018年12月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

第35期(自　2019年１月１日　至　2019年12月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

第34期(自　2018年１月１日　至　2018年12月31日)

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員及び役員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

２．退職給付制度

(１)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)
退職給付債務の期首残高	1,607,639
勤務費用	62,802
利息費用	4,754
数理計算上の差異の発生額	6,340
退職給付の支払額	△80,089
退職給付債務の期末残高	1,601,447

(２)年金資産の期首残高と期末残高との調整表

	(千円)
年金資産の期首残高	1,305,358
期待運用収益	13,053
数理計算上の差異の発生額	△69,618
事業主からの拠出額	△7,988
年金資産の期末残高	1,240,804

(３)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(千円)
積立型制度の退職給付債務	1,601,447
年金資産	△1,240,804
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	360,643

(４)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	(千円)
勤務費用	62,802
利息費用	4,754
期待運用収益	△13,053
数理計算上の差異の費用処理額	75,959
退職給付制度に係る退職給付費用	130,463

(５)年金資産に関する事項

①　年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、以下のとおりであります。

証券投資信託受益証券	16.08%
投資証券	34.05%
株式	6.52%
その他	43.35%
合計	100.00%

(注)年金資産は全て企業年金制度に対して設定した退職給付信託であります。

②　長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(６)数理計算上の計算基礎に関する事項

当期末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率　　0.30%

長期期待運用収益率　　1.00%

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は106,250千円であります。

第35期(自　2019年１月１日　至　2019年12月31日)

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員及び役員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

２．退職給付制度

（１）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	（千円）
退職給付債務の期首残高	1,601,447
勤務費用	66,365
利息費用	4,759
数理計算上の差異の発生額	5,656
退職給付の支払額	△179,335
退職給付債務の期末残高	1,498,893

（２）年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	（千円）
年金資産の期首残高	1,240,804
期待運用収益	12,408
数理計算上の差異の発生額	111,751
事業主からの拠出額	△6,209
年金資産の期末残高	1,358,755

（３）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	（千円）
積立型制度の退職給付債務	1,498,893
年金資産	△1,358,755
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	140,138

（４）退職給付費用及びその内訳項目の金額

	（千円）
勤務費用	66,365
利息費用	4,759
期待運用収益	△12,408
数理計算上の差異の費用処理額	△106,095
退職給付制度に係る退職給付費用	△47,378

（５）年金資産に関する事項

①　年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、以下のとおりであります。

証券投資信託受益証券	17.71%
投資証券	43.22%
株式	13.33%
その他	25.74%
合計	100.00%

(注)年金資産は全て企業年金制度に対して設定した退職給付信託であります。

②　長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

（６）数理計算上の計算基礎に関する事項

当期末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率　　0.20%

長期期待運用収益率　　1.00%

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は104,177千円であります。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

（千円）

区分	第34期 (2018年12月31日現在)	第35期 (2019年12月31日現在)
繰延税金資産		
退職給付引当金損金算入限度超過額	481,703	413,335
未払事業税否認	1,571	22,730
未確定債務	28,714	23,507
賞与引当金損金算入限度超過額	189,701	342,285
資産除去債務	19,967	20,969
その他	63,763	69,376
繰延税金資産小計	785,421	892,205
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額	27	408
繰延税金負債小計	27	408
繰延税金資産合計(純額)	785,394	891,796

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第34期 (2018年12月31日現在)		第35期 (2019年12月31日現在)	
法定実効税率	30.86%	法定実効税率	30.62%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金算入されない項目	3.10%	交際費等永久に損金算入されない項目	1.45%
住民税均等割	0.89%	住民税均等割	0.16%
税額控除	△1.43%		
その他	1.20%	その他	0.06%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.63%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.29%

(資産除去債務関係)

第34期(2018年12月31日現在)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

１．当該資産除去債務の概要

(１)東京本社事務所用ビルの不動産賃借契約に伴う原状回復費用であります。

(２)大阪連絡事務所用ビルの不動産賃借契約に伴う原状回復費用であります。

２．当該資産除去債務の金額と算定方法

(１)東京本社事務所用ビル

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は1.13%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。増床部分は使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は0.53%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(２)大阪連絡事務所用ビル

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は0.96%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

３．当期における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	81,345千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－
時の経過による調整額	194千円
資産除去債務の履行による減少額	－
期末残高	81,540千円

第35期(2019年12月31日現在)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

１．当該資産除去債務の概要

(１)東京本社事務所用ビルの不動産賃借契約に伴う原状回復費用であります。

(２)大阪連絡事務所用ビルの不動産賃借契約に伴う原状回復費用であります。

２．当該資産除去債務の金額と算定方法

(１)東京本社事務所用ビル

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は1.13%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。増床部分は使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は0.53%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(２)大阪連絡事務所用ビル

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は0.96%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

３．当期における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	81,540千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－
時の経過による調整額	196千円
資産除去債務の履行による減少額	－
期末残高	81,736千円

(セグメント情報等)

第34期(自　2018年１月１日　至　2018年12月31日)

１．セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言代理業の単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

２．関連情報

(１)製品及びサービスごとの情報

	投資信託委託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業収益	14,781,311千円	579,781千円	722,573千円	16,083,665千円

(２)地域ごとの情報

①　営業収益

本邦外部顧客への営業収益が営業収益総額の90%を超えるため、記載を省略しております。

②　有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報
営業収益の10％以上を占める単一顧客が存在しないため、記載を省略しております。

第35期（自　2019年１月１日　至　2019年12月31日）
１．セグメント情報
当社は、投資運用業及び投資助言代理業の単一セグメントを報告セグメントとしております。
従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

２．関連情報
（１）製品及びサービスごとの情報

	投資信託委託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業収益	16,420,074千円	421,864千円	1,066,013千円	17,907,952千円

（２）地域ごとの情報
①　営業収益
本邦外部顧客への営業収益が営業収益総額の90％を超えるため、記載を省略しております。

②　有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90％を超えるため、記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報
営業収益の10％以上を占める単一顧客が存在しないため、記載を省略しております。

（関連当事者との取引関係）
第34期（自　2018年１月１日　至　2018年12月31日）
１．関連当事者との取引
（１）財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	ピクテアンドシーグループエスシーエー	スイス、ジュネーブ	CHF148,500,000	グループ管理会社	間接100％	グループ会社管理に関するサービスの提供	コーディネーション手数料の支払（注１）	60,347	未払金	－
親会社（注７）	ピクテアセットマネジメントホールディングエスエー	スイス、ジュネーブ	CHF40,000,000	グループ管理会社	直接100％	資金の提供	第三者割当による優先出資の発行（注２）	2,400,000	－	－
							長期借入金の借入（注３）	2,400,000	長期借入金	2,400,000
							自己株式の処分（注４）	－	－	－
							利息の支払（注５）	10,250	未払金	10,250
親会社（注７）	ピクテアジアプライベートリミテッド	シンガポール	CHF1,000,000	グループ管理会社	直接100％	資金の提供	自己株式の取得（注６）	2,556,295	－	－

（２）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	ピクテアセットマネージメントエスエー	スイス、ジュネーブ	CHF21,000,000	資産運用会社	―	投資運用の委託契約 投資運用に関するサービスの提供	運用手数料の支払（注８）	1,011,629	未払金	83,539
							運用手数料の受取（注８）	145,652	未収収益	12,188
							翻訳事務手数料の受取（注９）	60,499	未収収益	48,263
同一の親会社を持つ会社	ピクテアセットマネージメントリミテッド	英国、ロンドン	GBP45,000,000	資産運用会社	―	投資運用の委託契約 投資運用に関するサービスの提供	運用手数料の支払（注８）	253,677	未払金	47,947
							翻訳事務手数料の受取（注９）	1,448	未収収益	－
同一の親会社を持つ会社	ピクテアセットマネージメント（ヨーロッパ）エスエー	ルクセンブルグ	CHF8,750,000	資産運用会社	―	投資運用の委託契約 投資運用に関するサービスの提供 役員の兼任	運用手数料の支払（注８）	75,280	未払金	9,884
							運用手数料の受取（注８）	314,207	未収収益	30,753
							翻訳事務手数料の受取（注９）	54,217	未収収益	－

同一の親会社を持つ会社	ピクテ アセット マネージメント (ホンコン) リミテッド	香港	HKD30,000,000	資産運用会社	―	投資運用に関するサービスの提供	トレーディング手数料の支払(注10)	31,773	未収収益	18,949

取引条件及び取引条件の決定方針等
(注１)コーディネーション手数料については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。
(注２)第三者割当による優先出資の発行については、株主総会での決議に基づき、決定しております。
(注３)長期借入金については、関係会社間の契約に基づき、決定しております。
(注４)自己株式の処分については、株主総会での決議に基づき、決定しております。
(注５)支払利息については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。
(注６)自己株式の取得については、株主総会での決議に基づき、決定しております。
(注７)2018年12月13日付で当社の親会社はピクテ　アジア　プライベート　リミテッドからピクテ　アセット　マネージメント　ホールディング　エスエーへ異動しております。
(注８)運用手数料についてはファンド毎の契約運用資産に一定比率を乗じて決定しております。
(注９)翻訳事務手数料については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。
(注10)トレーディング手数料については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記
(１)親会社情報
ピクテ　アンド　シー　グループ　エスシーエー(非上場)
ピクテ　アセット　マネージメント　ホールディング　エスエー(非上場)

(２)重要な関連会社の要約財務情報
重要な関連会社はありません。

第35期(自　2019年１月１日　至　2019年12月31日)
１．関連当事者との取引
(１)財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ピクテ アンド シー グループ エスシーエー	スイス、ジュネーブ	CHF148,500,000	グループ管理会社	間接100%	グループ会社管理に関するサービスの提供	コーディネーション手数料の支払(注１)	67,062	未払金	-
親会社(注７)	ピクテ アセット マネジメント ホールディング エスエー	スイス、ジュネーブ	CHF40,000,000	グループ管理会社	直接100%	資金の提供	長期借入金の借入(注２)	-	長期借入金	2,400,000
							利息の支払(注３)	45,625	未払金	10,250

(２)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	ピクテ アセット マネージメント エスエー	スイス、ジュネーブ	CHF21,000,000	資産運用会社	―	投資運用の委託契約 投資運用に関するサービスの提供	運用手数料の支払(注４)	1,179,039	未払金	103,776
							運用手数料の受取(注４)	106,778	未収収益	28,170
							翻訳事務手数料の受取(注５)	217,436	未収収益	-
同一の親会社を持つ会社	ピクテ アセット マネージメント リミテッド	英国、ロンドン	GBP45,000,000	資産運用会社	―	投資運用の委託契約 投資運用に関するサービスの提供	運用手数料の支払(注４)	233,210	未払金	54,570
							翻訳事務手数料の受取(注５)	5,300	未収収益	5,300
							コミュニケーション手数料の支払(注６)	11,229	未払金	-
同一の親会社を持つ会社	ピクテ アセット マネージメント (ヨーロッパ) エスエー	ルクセンブルグ	CHF8,750,000	資産運用会社	―	投資運用の委託契約 投資運用に関するサービスの提供 役員の兼任	運用手数料の支払(注４)	46,827	未払金	15,314
							運用手数料の受取(注４)	422,885	未収収益	113,407
							翻訳事務手数料の受取(注５)	54,217	未収収益	-
同一の親会社を持つ会社	ピクテ アセット マネージメント (ホンコン) リミテッド	香港	HKD30,000,000	資産運用会社	―	投資運用に関するサービスの提供	トレーディング手数料の支払(注７)	18,857	未収収益	4,467

取引条件及び取引条件の決定方針等
(注１)コーディネーション手数料については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。
(注２)長期借入金については、関係会社間の契約に基づき、決定しております。
(注３)支払利息については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。
(注４)運用手数料についてはファンド毎の契約運用資産に一定比率を乗じて決定しております。
(注５)翻訳事務手数料については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。
(注６)コミュニケーション手数料については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。
(注７)トレーディング手数料については、関連会社間の契約に基づき、決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記
(１)親会社情報
ピクテ　アンド　シー　グループ　エスシーエー(非上場)
ピクテ　アセット　マネージメント　ホールディング　エスエー(非上場)

(２)重要な関連会社の要約財務情報
重要な関連会社はありません。

(１株当たり情報)

第34期 自　2018年１月１日 至　2018年12月31日		第35期 自　2019年１月１日 至　2019年12月31日	
１株当たり純資産額(注１)	3,055,757円62銭	１株当たり純資産額(注１)	3,672,271円2銭
１株当たり当期純利益(注２)	285,008円40銭	１株当たり当期純利益(注２)	315,001円86銭
損益計算書上当期純利益	276,832千円	損益計算書上当期純利益	492,347千円
１株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式にかかる当期純利益	276,832千円	１株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式にかかる当期純利益	492,347千円
差額	－	差額	－
期中平均株式数	971株	期中平均株式数	1,563株
普通株式	797株	普通株式	800株
普通株式と同等の株式	173株	普通株式と同等の株式	763株
なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。	

(注１)１株当たりの純資産額の計算方法
純資産額から優先株式にかかる資本金の額97,633千円を控除しております。
(注２)Ａ種優先株式は、剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、１株当たり当期純利益の算定上、普通株式に含めて計算しております。

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

中間財務諸表

(１)中間貸借対照表

(単位：千円)

		第36期中間会計期間末 2020年６月30日
資産の部		
流動資産		
現金・預金		4,017,396
未収委託者報酬		2,398,725
未収収益		573,606
前払費用		217,806
関係会社未収入金		47,462
その他		19,159
流動資産合計		7,274,157
固定資産		
有形固定資産	※１	286,000
無形固定資産		29,971
投資その他の資産		
投資有価証券		5,402
長期差入保証金		286,676
繰延税金資産		645,541
投資その他の資産合計		937,620
固定資産合計		1,253,592
資産合計		8,527,749
負債の部		
流動負債		
預り金		34,240
未払金		1,766,624
未払法人税等		127,964
賞与引当金		506,364

その他	※２	170,812
流動負債合計		2,606,006
固定負債		
長期借入金		2,400,000
退職給付引当金		146,290
資産除去債務		81,835
固定負債合計		2,628,125
負債合計		5,234,131
純資産の部		
株主資本		
資本金		200,000
利益剰余金		
利益準備金		50,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		3,042,713
利益剰余金合計		3,092,713
株主資本合計		3,292,713
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		903
評価・換算差額等合計		903
純資産合計		3,293,617
負債純資産合計		8,527,749

（２）中間損益計算書

（単位：千円）

		第36期中間会計期間 自　2020年１月１日 至　2020年６月30日
営業収益		
委託者報酬		9,756,109
その他営業収益		936,954
営業収益計		10,693,064
営業費用及び一般管理費	※１	9,570,742
営業利益		1,122,321
営業外収益		1,295
営業外費用	※２	25,244
経常利益		1,098,372
税引前中間純利益		1,098,372
法人税、住民税及び事業税		93,757
法人税等調整額		246,265
中間純利益		758,349

（３）中間株主資本等変動計算書

第36期中間会計期間（自　2020年１月１日 至　2020年６月30日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
			繰越利益剰余金					
当期首残高	200,000	50,000	2,784,524	2,834,524	3,034,524	925	925	3,035,449
当中間期変動額								
剰余金の配当	－	－	△ 500,160	△ 500,160	△ 500,160	－	－	△500,160
中間純利益	－	－	758,349	758,349	758,349	－	－	758,349
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	－	－	－	－	－	△ 21	△ 21	△ 21
当中間期変動額合計	－	－	258,189	258,189	258,189	△ 21	△ 21	258,168
当中間期末残高	200,000	50,000	3,042,713	3,092,713	3,292,713	903	903	3,293,617

重要な会計方針

区分	第36期中間会計期間 自　2020年１月１日 至　2020年６月30日
１．資産の評価基準及び評価方法	有価証券 （１）その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法	（１）有形固定資産（リース資産を除く） 定額法により償却しております。 （２）無形固定資産（リース資産を除く） 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法により償却しております。
３．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
４．引当金の計上基準	（１）貸倒引当金 債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により算出した額を計上しております。貸倒懸念債権等はありません。 （２）賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、支出見込額の当中間会計期間負担分を計上しております。 （３）退職給付引当金 従業員の退職金に充てるため、当中間会計期間末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。過去勤務費用及び数理計算上の差異は、その発生年度に一括損益処理しています。
５．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	（１）消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

区分	第36期中間会計期間末 （2020年６月30日現在）
※１　有形固定資産の減価償却累計額	634,806千円
※２　消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

（中間損益計算書関係）

区分	第36期中間会計期間 自　2020年１月１日 至　2020年６月30日	
※１　減価償却実施額	有形固定資産	30,863千円
	無形固定資産	6,927千円
※２　営業外費用のうち主要なもの	支払利息	22,750千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第36期中間会計期間（自　2020年１月１日 至　2020年６月30日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第36期事業年度期首 株式数 （株）	第36期中間会計期間 増加株式数 （株）	第36期中間会計期間 減少株式数 （株）	第36期中間会計期間末 株式数 （株）
発行済株式				
普通株式	800	－	－	800
Ａ種優先株式	763	－	－	763
合計	1,563	－	－	1,563

２．配当に関する事項

（１）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり配当金 （円）	基準日	効力発生日
2020年6月18日	普通株式	256,000	利益剰余金	320,000	2020年3月31日	2020年6月26日
	A種優先株式	244,160		320,000		

（２）基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

（リース取引関係）

（借主側）

第36期中間会計期間（自　2020年１月１日 至　2020年６月30日）

１．ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

２．オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

１年内	178,008千円
１年超	38,178千円
合計	216,186千円

（金融商品関係）
第36期中間会計期間末（2020年６月30日現在）
金融商品の時価等に関する事項
１．2020年６月30日における金融商品の中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	4,017,396	4,017,396	－
未収委託者報酬	2,398,725	2,398,725	－
資産計	6,416,122	6,416,122	－
未払金	1,766,624	1,766,624	－
長期借入金	2,400,000	2,432,756	32,756
負債計	4,166,624	4,199,380	32,756

２．金融商品の時価の算定方法
現金・預金、未収委託者報酬及び未払金
これらは短期決済されるものなので、時価は帳簿価額にほぼ等しくなっております。したがって時価は当該帳簿価額によっております。
長期借入金の時価は、元金利の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

３．長期差入保証金（中間貸借対照表計上額286,676千円）は、本社オフィス等の不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金等であり、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

（有価証券関係）
第36期中間会計期間末（2020年６月30日現在）
その他有価証券で時価のあるもの

（千円）

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	5,172	3,800	1,372
	小計	5,172	3,800	1,372
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託受益証券	230	300	△ 69
	小計	230	300	△ 69
合計		5,402	4,100	1,302

（デリバティブ取引関係）
第36期中間会計期間末（2020年６月30日現在）
該当事項はありません。

（資産除去債務関係）
第36期中間会計期間末（2020年６月30日現在）
資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの
当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度期首	81,736千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－
時の経過による調整額	98千円
資産除去債務の履行による減少額	－
当中間会計期間末残高	81,835千円

（セグメント情報等）
１．セグメント情報
第36期中間会計期間（自　2020年１月１日 至　2020年６月30日）
当社は、投資運用業及び投資助言代理業の単一セグメントを報告セグメントとしております。
従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

２．関連情報
第36期中間会計期間（自　2020年１月１日 至　2020年６月30日）
（１）製品及びサービスごとの情報

	投資信託委託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業収益	9,756,109千円	193,983千円	742,971千円	10,693,064千円

（２）地域ごとの情報
①　営業収益
本邦外部顧客への営業収益が営業収益総額の90％を超えるため、記載を省略しております。

②　有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90％を超えるため、記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報
営業収益の10％以上を占める単一顧客が存在しないため、記載を省略しております。

（１株当たり情報）

第36期中間会計期間 自　2020年１月１日 至　2020年６月30日	
１株当たり純資産額	3,994,981円4銭
１株当たり中間純利益	485,188円28銭
中間損益計算書上の中間純利益	758,349千円
１株当たり中間純利益の算定に用いられた普通株式にかかる中間純利益	758,349千円
差額	－
期中平均株式数	1,563株
普通株式	800株
Ａ種優先株式	763株
なお、潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。	

（注１）１株当たりの純資産額の計算方法
純資産額から優先株式にかかる資本金の額97,633千円を控除しております。
（注２）Ａ種優先株式は、剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、１株当たり中間純利益の算定上、普通株式に含めて計算しております。

（重要な後発事象）
該当事項はありません。

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

（１）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。

（２）運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。

（３）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(４)および(５)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

（４）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

（５）(３)および(４)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

５【その他】

（１）定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

定款の変更

2020年２月７日付株主総会により、定款の目的にピクテ・グループの外国投資信託の受益証券または外国投資証券に係る勧誘を行う業務を追加することを決議し、定款の変更を行いました。

事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

提出日前１年以内において、該当する事実はありません。

（２）訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

＜　添　付　＞

投資信託約款

iTrustインド株式

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

１．基本方針

この投資信託は、主に投資信託証券に投資を行い、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的に運用を行います。

２．運用方法

（１）投資対象

別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)を主要投資対象とします。

指定投資信託証券は、主にインド企業の株式に直接的または間接的に投資を行う投資信託および短期金融商品等に投資を行い円建てでの高水準の元本の安定性の確保を目指し運用される投資信託の受益証券または投資証券とします。なお、指定投資信託証券は前記の選定条件に該当する範囲において変更されることがあります。

（２）投資態度

① 投資信託証券への投資を通じて、主にインド企業(インドに本社を置いている企業または主たる事業をインドで行っている企業)の株式に投資します。

② 投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

③ 株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。

④ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑤ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（３）投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託の受益証券以外の有価証券への直接投資は行いません。

③ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

④ 同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。また、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３．収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

② 収益分配金額は、基準価額の水準等を勘案して委託者が決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
iTrustインド株式
約款

（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）

第１条　この信託は証券投資信託であり、ピクテ投信投資顧問株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③　受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第１項、同条第２項および第22条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第２条　委託者は、金６億2,905万1,747円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第３条　委託者は、受託者と合意のうえ、金500億円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第１項、第41条第１項、第42条第１項および第44条第２項の規定による信託終了または信託契約解約の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第５条　この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第６条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第７条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第７条　委託者は、第２条の規定による受益権については６億2,905万1,747口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第８条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第８条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第９条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条　この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③　委託者は、第７条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条　受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第12条　販売会社(委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。)および委託者の指定する登録金融機関(金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)をいいます。以下同じ。)は、第７条第１項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、販売会社が定める１円または１口の整数倍の単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約(別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、１口の整数倍をもって取得申込みに応じることができるものとします。

②　前項の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金(第４項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③　第１項の規定にかかわらず、別に定める日においては、原則として受益権の取得申込みを受付けないものとします。ただし、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資に係る追加信託の申込みに限ってこれを受付けるものとします。

④　第１項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、１口につき１円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤　前項の手数料の額は、販売会社がそれぞれ独自に定めるものとします。

⑥　第４項の規定にかかわらず、受益者が第36条第２項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第31条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑦　前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(組入投資信託証券の投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。)があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付けを取消すことができます。また、委託者は、組入投資信託証券の投資対象国の株式市場等の流動性等を勘案し、取得申込みの受付けを制限することができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第13条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ．有価証券

ロ．金銭債権(イおよびハに掲げるものに該当するものを除きます。)

ハ．約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

（運用の指図範囲）
第16条　委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
１．短期社債等
２．コマーシャル・ペーパー
３．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前２号の証券または証書の性質を有するもの
４．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
③　第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（利害関係人等との取引等）
第17条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第22条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条ならびに第16条第１項および同条第２項に掲げる資産への投資等ならびに第20条および第26条から第28条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。
②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条ならびに第16条第１項および同条第２項に掲げる資産への投資等ならびに第20条および第26条から第28条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
④　前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行いません。

（運用の基本方針）
第18条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）
第19条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図）
第20条　委託者は、信託財産に属する外貨建資産の額について、為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

（予約為替の評価）
第21条　前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

（信託業務の委託等）
第22条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。
１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
２．委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
③　前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
１．信託財産の保存に係る業務
２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

３．委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
４．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（投資信託証券の登録の管理）

第23条　信託財産に属する外国投資信託証券については、受託者名義で当該外国投資信託証券の管理会社において登録され、当該外国投資信託証券の発行国または当該管理会社が所在する国内の諸法令および慣例ならびに当該管理会社の諸規則にしたがって管理させることができます。

（混蔵寄託）

第24条　金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第25条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第26条　委託者は、信託財産に属する投資信託証券に係る買戻しの請求および有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第27条　委託者は、前条の規定による投資信託証券の買戻し代金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第28条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②　一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金または解約代金ならびに有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

③　収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第29条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第30条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第31条　この信託の計算期間は、毎年３月16日から翌年３月15日までとすることを原則とします。ただし、第１計算期間は信託契約締結日から平成31年３月15日までとします。

②　前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第４条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）
第32条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
③　受託者は、前２項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行わないこととします。
④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用）
第33条　信託財産に関する租税および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
②　信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷等費用(有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、目論見書、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、届出、交付に係る費用)、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関する費用を含みます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
③　委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産中から受取ることができます。この場合、委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、係る諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。
④　前項において信託事務の処理等に要する諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。
⑤　第３項において信託事務の処理等に要する諸費用の固定率または固定金額を定める場合、係る費用の額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合は当該終了日の翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき当該諸費用に係る消費税等に相当する金額とともに信託財産中より支弁します。
⑥　第１項および第２項に掲げる信託財産に関する租税および受託者の立替えた立替金の利息ならびに信託事務の処理等に要する諸費用および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額を以下「諸経費」といいます。

（信託報酬等の総額）
第34条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の81.8の率を乗じて得た額とします。
②　前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合は当該終了日の翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
③　第１項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）
第35条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
１．分配金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
２．売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
②　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）
第36条　収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。
②　前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第10条第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
③　償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④　一部解約金(第39条第４項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第39条第１項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、８営業日目から当該受益者に支払います。
⑤　前各項(第２項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
⑥　収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)
第37条　受益者が、収益分配金については前条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については前条第３項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)
第38条　受託者は、収益分配金については第36条第１項に規定する支払開始日および第36条第２項に規定する交付開始日までに、償還金については第36条第３項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第36条第４項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)
第39条　受益者(販売会社を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に販売会社が定める１口の整数倍の単位(別に定める契約に係る受益権または販売会社に帰属する受益権については１口単位)をもって一部解約の実行を請求することができます。
②　前項の規定にかかわらず、別に定める日においては、当該一部解約の実行の請求を受付けないものとします。
③　委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第１項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
④　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
⑤　一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
⑥　委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(組入投資信託証券の投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。)があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取消すことができます。
⑦　前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第４項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)
第40条　委託者は、第４条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときもしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
②　委託者は、前項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
③　前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。
⑤　第２項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第２項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)
第41条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）
第42条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）
第43条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）
第44条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）
第45条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
②　委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。
⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
⑥　第２項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
⑦　前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対者の買取請求の不適用）
第46条　この信託は、委託者が第39条第１項の一部解約の請求を受付けた場合にこの信託契約の一部を解約する委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合に、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者であっても、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することはできません。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）
第47条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。
１．他の受益者の氏名または名称および住所
２．他の受益者が有する受益権の内容

（運用報告書に記載すべき事項の提供）
第48条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。
②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

（公告）
第49条　委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）
第50条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

（信託約款に関する疑義の取扱い）
第51条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

（附則）
第１条　第36条第６項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日　平成30年４月３日

委託者　ピクテ投信投資顧問株式会社

受託者　三井住友信託銀行株式会社

（付表）

１．別に定める投資信託証券

約款第16条および別に定める運用の基本方針に規定する「別に定める投資信託証券」とは、次の投資信託証券(投資信託または外国投資信託の受益証券および投資法人または外国投資法人の投資証券をいい、振替受益権または振替投資口を含みます。以下、同じ。)をいいます(設定が予定されているものを含みます)。

イ．ルクセンブルグ籍外国投資法人

ピクテ－インディアン・エクイティーズ

クラスＺ　ＪＰＹ投資証券

(Pictet－Indian Equities　Z JPY Shares)

ロ．ルクセンブルグ籍外国投資法人

ピクテ－ショートターム・マネー・マーケットＪＰＹ　クラスＩ投資証券

(Pictet－Short-Term Money Market JPY　I shares)

２．別に定める日

約款第12条第３項および第39条第２項に規定する「別に定める日」とは、以下に掲げる日とします。

イ．インドの証券取引所の休業日またはルクセンブルグの銀行の休業日

ロ．一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託者が定める日